

介護認定審査会委員テキスト 2006

平成18年 1 月

◆ 目 次 ◆

I. 介護保険制度における要介護認定の位置づけ	02
1. 要介護認定の基本的な考え方について	02
2. 新たな予防給付体系の創設と要介護認定について	05
II. 介護認定審査会の構成	08
1. 委員について	10
2. 合議体について	11
3. 会議について	12
4. その他	12
III. 介護認定審査会資料	14
1. 一次判定等	15
2. 認定調査項目	17
3. 中間評価項目得点表	20
4. 日常生活自立度の組み合わせ	21
5. 認知機能・廃用の程度の評価結果	21
6. サービス利用状況	23
IV. 介護認定審査会における検討ポイント	24
1. 審査及び判定の流れ	24
2. 基本調査内容の確認	26
3. 介護の手間に係る審査判定	27
4. 状態の維持・改善可能性に係る審査判定	31
5. 介護認定審査会が付する意見の検討	37
6. 国への報告	38
V. 要介護認定のまとめ	40
資料1 要介護認定等基準時間の推計方法	44
資料2 警告コード	54
資料3 運動能力の低下していない認知症高齢者の指標	56
資料4 日常生活自立度の組み合わせによる要介護度別分布	58
資料5 要介護度変更の指標	60
資料6 状態像の例	62
資料7 「認知機能・廃用の程度の評価結果」におけるコンピュータにより 推定される給付区分について	88

I. 介護保険制度における要介護認定の位置づけ

1. 要介護認定の基本的な考え方について

【はじめに】

介護保険制度は、急速に加速する高齢社会の「介護問題」に、わが国全体の問題として取り組むという目的から、平成12年4月から市町村を保険者としてスタートした社会保険制度です。

つまり、加齢などにより介護を要する状態になっても、高齢者の選択により、できる限り自立した日常生活を送ることができるように、必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供するしくみです。そして、介護サービスは、要介護状態又は要支援状態の軽減あるいは悪化の防止をする観点から、またその方の心身の状況や生活環境に応じて提供されます。

介護サービスの給付の対象（被保険者）は、65歳以上の要介護状態又は要支援状態の者と、要介護状態又は要支援状態にある40歳以上65歳未満の特定疾病の基準を満たす者となっています。

また、介護保険制度については、平成17年6月に法律の一部が改正され、平成18年4月より制度全般に対する見直しが行われることとなりましたが、この中で特に要支援、要介護1といった軽度者に対するサービスの内容や提供方法については、「新予防給付」を創設し、より「自立支援」に資するものとなるよう、改められました。

要介護認定の手法についても、新予防給付の対象者を選定する観点から見直しが行われました。

【申請から認定】

まず、被保険者は、定められた介護保険料を支払う義務があります。また、実際に介護サービスを受けるためには、被保険者の申請に基づき、保険者が行う要介護認定を受ける必要があります。要介護認定のための調査は、認定調査員により行われ、その結果は、コンピュータによる一次判定ののちに、保健、医療、福祉に関する学識経験のある委員から構成される介護認定審査会において、一次判定結果、特記事項、主治医意見書をもとに審査判定（二次判定）が行われます。

なお、認定調査や、介護認定審査会における審査及び判定については、公平公正に、また、客観的に行えるよう全国一律の基準が設定されています。

【認定の基準】

要介護認定の審査判定は、「介護の手間に係る審査判定」と「状態の維持・改善可能性に係る審査判定」の2つに分けることができます。

まず「介護の手間に係る審査判定」ですが、これは介護サービスがどのくらい必要であるか、すなわち、介護の手間を客観的に判断するものです。したがって、その方の病気の重症度や、「介護が大変そうだ。」などのような主観により決めるものではありません。

「介護の手間に係る審査判定」では、介護の手間を「介護にかかる時間」で表すこととしており、実際の介護の現場における介護時間調査（1分間タイムスタディ）の結果をもとに、5つの分野

(「直接生活介助」、「間接生活介助」、「問題行動関連行為」、「機能訓練関連行為」及び「医療関連行為」)を合計した「介護にかかる時間」(要介護認定等基準時間)を“ものさし”としています。

要介護度を表すには、さまざまな“ものさし”があります。その中で、現状では最も客観的であると考えられるものが「介護にかかる時間」であることから、全国共通の“ものさし”としています。

このため、「介護の手間に係る審査判定」において、精神的負担感や家族構成などの、「介護にかかる時間」以外の観点から審査判定を行うことは、公平公正の観点からのみならず、適正給付の観点からも適当ではありません。

介護の手間に係る審査判定で「要介護1相当」とされた者に対しては、続いて「状態の維持・改善可能性に係る審査判定」を行います。具体的には「要介護1相当」とされたもののうち、新予防給付の適切な利用が見込まれない状態像の者を「要介護1」と判定して、新予防給付の対象から除外し、残りの者を「要支援2」と判定します。

これについても、介護保険制度施行以降の要介護認定のデータを活用し、全国共通の基準を設け、それに基づきコンピュータによる支援が行われています。その方の持つ傷病や年齢などで、一律に判定せず、後述する審査判定の流れに沿って公平公正な審査判定を行ってください。

【認定とサービス提供】

要介護度が決定されると、要支援者の場合は地域包括支援センターの保健師等が、要介護者の場合は介護支援専門員(ケアマネジャー)が、対象となる要支援者、要介護者の心身の状態や置かれている状況を適切にアセスメントし、対象者の意向を踏まえ介護サービス計画(ケアプラン)(「介護予防サービス計画」を含む。以下同じ。)を作成します。

制度上は、前述の精神的負担感や家族構成などの個別性の強い要因は、このケアプラン作成過程で勘案されることを想定しています。

このとき、対象者の状況により、介護サービスのみではなく、地域支援事業(介護予防事業)、老人保健事業等の市町村により提供されるサービス、ボランティア等地域住民の方々による自主的なグループ活動によるサービスなど、地域のあらゆるサービス資源を柔軟に組み合わせて介護サービス計画を作成することが極めて重要です。

例えば、要介護度の変更により、今まで給付されていたサービスが受けられない場合などでは、特に、上記の介護予防サービス、保健サービスメニューが有効になります。そのためにも、保険者は自立支援に向けたサービスメニューをうまく活用できるようにしていくことが必要です。

介護保険制度のはじめの一步である「要介護認定」の結果に基づかない介護サービス計画は、例えば、調理などの家事を行う能力があるにもかかわらず、訪問介護による家事代行を利用することにより、能力が次第に低下して、家事不能に陥る場合もあるなど、要介護者の自立の妨げにつながる可能性もあります。

【まとめ】

以上のように、介護保険制度は要介護認定を軸に設計されていることから、その根本的考え方である「介護にかかる時間」及び「状態の維持・改善可能性の評価」に基づくよう要介護認定を公平

I. 介護保険制度における要介護認定の位置づけ

公正に実施する必要があります。

なお、要介護認定ソフトにおいては、一次判定については介護にかかる時間に関する実態調査をもとに、その他の指標については全国の介護認定審査会の実態調査や平成17年に実施された要介護認定モデル事業の結果をもとに作成されているため、個別の申請者については、特記事項や主治医意見書をもとに審査判定する必要があるものの、全体的傾向としては要介護認定ソフトと同傾向となるよう設計されています。

もちろん、そのもととなる認定調査が、適切に行われる必要があることはいうまでもありません。

なお、更新認定の際には、前回の要介護度との変化があったときに審査判定に迷うことがありますが、制度の目的が要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止であること、仮に状態が変化してより多くのサービスが必要となった場合でも区分変更申請が可能であることをお考えいただき、公平公正かつ効率的な要介護認定を実施することが重要となります。

※ 文中の「要介護認定」と記述しているところは、特段のことわりがない場合、要支援認定も含まれます。

2. 新たな予防給付体系の創設と要介護認定について

【新たな予防給付について】

疾病や廃用による下肢機能等の低下、活動や参加を阻害する生活環境等を誘因として生活機能が低下している者に対して、比較的軽度の要介護状態のときに活動や参加に主眼を置いた適切なサービスを提供することにより、要介護状態の改善又は悪化の予防を図ることが介護予防の基本です。

介護保険制度施行5年後の見直しとして、「介護保険法等の一部を改正する法律」が平成17年の通常国会で成立し、介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、介護保険制度を予防重視型のシステムに転換し、①要介護状態、要支援状態となることの予防や、②要介護状態等の軽減又は悪化の防止（以下、「介護予防」という。）につながるサービスの提供がなされることとなりました。

この中では、現行の要支援、要介護1といった軽度者に対する保険給付について、現行の「予防給付」の対象者の範囲、サービス内容、ケアマネジメント体制を見直した「新予防給付」が創設されることとなりました。

新予防給付においては、下表に記載されているとおり、介護予防を目的とした16のサービスを提供することとしています。

新予防給付のサービス提供に当たっては、利用者の状態像の特性を踏まえ、「本人のできることはできる限り本人が行う」ことを基本としつつ、

- ①生活機能の低下の危険性を早期に発見し、短期集中的な対応を行うこと
- ②サービス提供は必要なときに比較的短期間に限定して計画的に行うこと
- ③利用者の個別性を重視した効果的なプログラムを用意すること
- ④改善後の状態維持に努めること

が重要であると考えられます。要介護認定については後述のとおりの見直しが行われましたが、ケアマネジメントやサービス提供のあり方についても見直しが行われました。

現行の予防給付の対象サービス

- 居宅サービス
- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入所者生活介護
- 福祉用具貸与

- 居宅介護支援

改正後の予防給付の対象サービス

- 介護予防サービス
- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所介護
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売
- 地域密着型介護予防サービス
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護予防支援

I. 介護保険制度における要介護認定の位置づけ

【新予防給付対象者選定の考え方】

新予防給付対象者は、適切な介護予防サービスにより要介護状態の維持又は改善の可能性が高い群として考えることが基本と考えますが、現時点では、新たな介護予防サービスの提供による要介護状態の変化に関する系統的なデータの蓄積・分析は途上であり、これらのデータに立脚し当該対象者選定のための指標等を構築することは困難な状況です。

一方、新予防給付対象者は適切な介護予防サービスの利用により、自立支援の観点から生活機能の向上がより期待される群、即ちいわゆる「廃用症候群」（「生活不活発病」という表現も一部で用いられている）の状態にあるものとして捉えることができ、軽度の要介護者のうちこれらに相当するものを、当面新予防給付の対象と考えることとします。

このため、介護の手に係る審査判定において要介護状態区分が「要支援」と判定されたものに加え、「要介護 1 相当」と判定されたもののうち、新予防給付の適切な利用が見込まれないものを除外するという手法により、対象者の選定を行うこととしました。（審査判定の手法については、p.31. 「4. 状態の維持・改善可能性に係る審査判定」を参照）

新予防給付の適切な利用が見込まれない状態像は、以下のように考えられます。

① 疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態

- 脳卒中や心疾患、外傷等の急性期や慢性疾患の急性増悪期で、心身の状態が不安定であり、医療系サービス等の利用を優先すべきもの
- 末期の悪性新生物や進行性疾患（神経難病等）により、急速に状態の不可逆的な悪化が見込まれるもの 等

・ 「心身の状態が安定していない状態」とは、罹患している傷病の日内変動の有無や予後予測の困難さに基づき判断するのではなく、疾病や外傷により短期間で心身の状態が変化することが予測され、それに伴い、要介護度の変化も短期間で生ずるおそれが高く、例えば、要介護認定の有効期間を原則より短く（概ね 6 か月程度）して、要介護状態等の再評価が必要な状態が該当します。

・ したがって、主治医意見書等に疾病や外傷の症状が不安定との記載があることのみをもって当該状態に該当するものではなく、又、短期間での要介護度の再評価が必要でない場合等も該当しません。

・ さらに、これらの状態の判断は、運動器の機能向上のためのサービスの可否といった、個別サービスの利用の適格性に着目して行うのではなく、心身の状態が短期間に変動し易いため特定の要介護状態区分への判定が相当困難で、比較的短期間（概ね 6 か月程度）での再評価が必要な事例が該当します。

- ・なお、個別サービスの適否の判断及び、具体的なサービス計画の作成については、介護認定審査会で一律に行うものではなく、対象者の心身の状況に加え、家族の状況等の周辺環境を踏まえ、対象者の希望に基づき、ケアマネジメントにおいて実施することとなります。

② 認知機能や思考・感情等の障害により、十分な説明を行ってもなお、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態

- 「認知症高齢者の日常生活自立度」が概ねⅡ以上の者であって、一定の介護が必要な程度の認知症があるもの。
- その他の精神神経疾患の症状の程度や病態により、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難であると認められるもの

- ・アルツハイマー病や血管性認知症といった病名のみから判断するものではなく、特記事項、主治医意見書の記載内容から「認知症高齢者の日常生活自立度」が概ねⅡ以上である者を対象とします。

- ・特定の認定調査項目の結果のみに着目し、その結果をもって判定するものではありません。特記事項、主治医意見書の記載内容から総合的に判定してください。

- ・認知症症状が一時的に現れている場合であっても、特記事項、主治医意見書の記載内容などから、適切な医学的管理により認知機能が改善すると判断される場合には、その状態に基づいて判定します。

これら2つの状態像以外は新予防給付の対象となります。その他の状態像は想定していません。

Ⅱ. 介護認定審査会の構成

Ⅱ. 介護認定審査会の構成

介護認定審査会は、厚生労働省令による要支援認定基準及び要介護認定基準に照らしあわせて、以下の通りの審査判定を行います。

- ① 要介護状態又は要支援状態に該当すること。
- ② 要介護状態・要支援状態である場合には、要介護認定基準、要支援認定基準で定める区分（要介護状態区分等）
- ③ 必要に応じて、介護認定審査会としての意見を付します。

要支援状態、要介護状態は以下の通り定義されています。

要支援状態	身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間（6月間）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間（6月間）にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態。
要介護状態	身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間（6月間）にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。

また、要支援状態区分、要介護状態区分ごとの状態は以下の要介護認定等基準時間にある状態、又はこれに相当すると認められる状態です。

要支援 1	要介護認定等基準時間が25分以上32分未満
要支援 2	要支援状態のうち、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満
要介護 1	要介護状態のうち、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満
要介護 2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満
要介護 3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満
要介護 4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満
要介護 5	要介護認定等基準時間が110分以上

なお、要支援及び要介護状態における要介護認定等基準時間は、以下に示す行為の区分ごとの合計により推計されます。

直接生活介助	入浴、排泄、食事等の介護
間接生活介助	洗濯、掃除等の家事援助等
問題行動関連行為	徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
機能訓練関連行為	歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
医療関連行為	輸液の管理、じょくそうの処置等の診療の補助等

それぞれの推計方法については、資料1：p.44～53を参照してください。

このとき、直接生活介助については、食事、排泄、移動、清潔保持にわけて推計されます。

Ⅱ. 介護認定審査会の構成

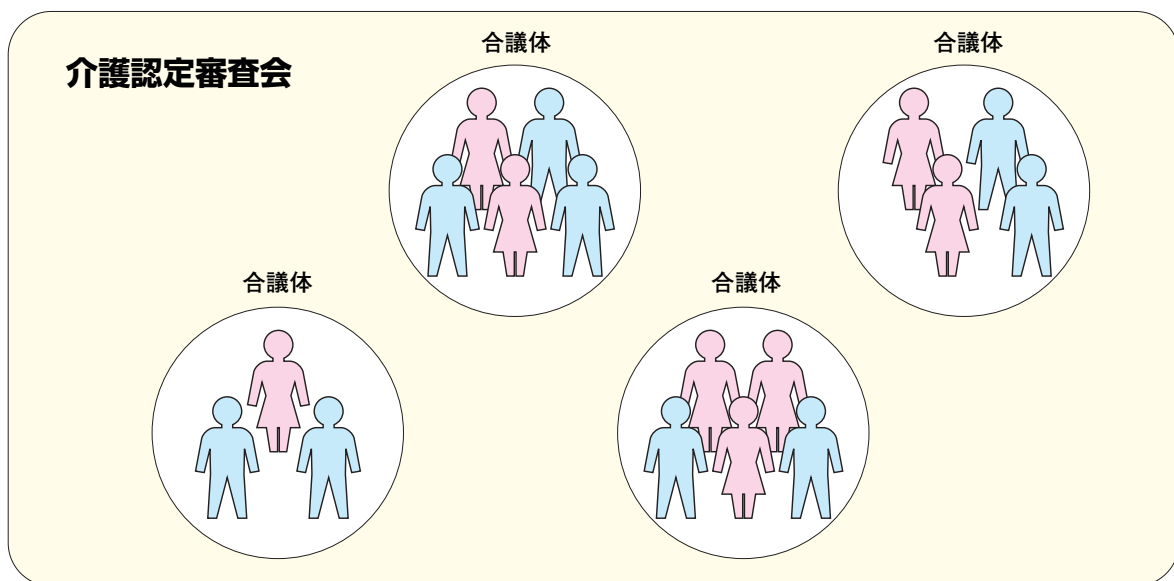
1. 委員について

- 委員は、保健、医療、福祉に関する学識経験者であり、介護認定審査会は各分野のバランスに配慮した構成とし、市町村長が任命します。
- 委員は、都道府県及び指定都市が実施する介護認定審査会委員に対する研修（介護認定審査会委員研修）を受講し、介護認定審査会の役割などを確認します。
- 委員の任期は2年とし、委員は再任できます。
- 会長は委員の中から互選で選びます。
- 会長は介護認定審査会の運営責任を持ちます。会長が出席できない場合に、その任務を代行するようあらかじめ指名された委員が、その職務を代行します。
- 委員は認定審査に関して知り得た個人の秘密に関して守秘義務があります。

☆参考☆

介護認定審査会と保険者 (市町村)との関係

- ★ 保険者である市町村職員は、原則として、委員になることはできません。
【例外】委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、保健、医療、福祉の学識経験者であり、かつ、認定調査等の介護保険事務に直接従事していなければ委員に委嘱することが可能です。
- ★ 委員は、原則として所属する市町村の認定調査員として認定調査を行うことができません。
ただし、やむを得ない場合は認定調査員として認定調査を行うこともできますが、委員が認定調査を行った審査対象者の審査判定を、委員が所属する合議体では行うことができません。



2. 合議体について

- 合議体（介護認定審査会委員のうち、会長が指名する者から構成される）についても、介護認定審査会と同様に、保健、医療、福祉に関する学識経験者であり、各分野のバランスに配慮した構成とします。

【留意事項】

・合議体の構成

※合議体の定数については、以下の場合などにおいて、5名より少なく設定することができます。

- ・更新申請を対象とする場合
- ・委員の確保が著しく困難な場合
- ・その他、5名より少ない定数によっても介護認定審査会の審査の質が維持されるものと市町村が判断した場合

一定期間中は同じメンバー構成としますが、およそ3か月以上の間隔をおいて合議体に所属する委員を変更してもかまいません。

・審査判定など

委員は、所属しない合議体での審査判定には加わるできません。

委員の確保が特に難しい場合を除いて、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではありません。

・特定の分野の委員確保が難しい場合

委員の確保が難しい分野の委員を、他の分野の委員より多くの合議体の所属とすることは可能です。

・その他

市町村は、審査判定を行う合議体に、審査対象者が入院（あるいは入所）していたり介護サービスを受けている施設等に所属する委員が含まれないように考慮します。

審査対象者が入院（入所）している（あるいは介護サービスを受けている）施設に所属する者が、委員として出席している場合には、その審査対象者の状況などについて意見を述べてもかまいませんが、判定に加わることはできません。

- 合議体の長は合議体の運営責任を持ちます。合議体の長が出席できない場合は、その合議体に所属する委員であって、合議体の長があらかじめ指名する者がその職務の代行をします。

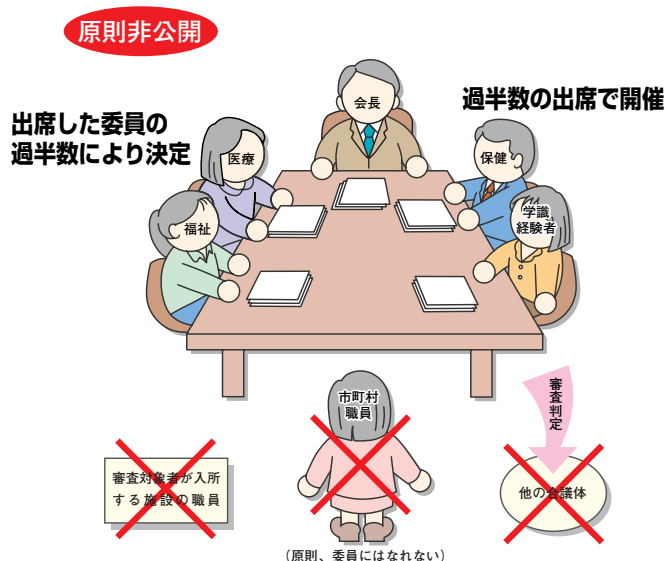
Ⅱ. 介護認定審査会の構成

3. 会議について

- 介護認定審査会は、会長が招集します。(合議体の場合は、基本的に合議体の長が招集します。)
- 会長(あるいは合議体の場合は合議体の長)及び過半数の委員の出席がなければ会議は成立しません。
 - ・保健、医療、福祉のいずれかの委員が欠席の場合には、介護認定審査会を開催しないことが望ましいと考えられます。
- 会議の議事は、出席した委員の過半数により決定します。(可否が同数の場合は、会長(あるいは合議体の場合は合議体の長)の意見により決定します。)
 - ・委員間の意見調整によって、可能な限り合意を得ることが重要です。
 - ・必要に応じて、審査対象者及びその家族、介護者、主治医、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができます。
- 介護認定審査会は、第三者に対して原則非公開とします。

4. その他

- 市町村は、介護認定審査会の開催に先立ち、審査対象者について、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、一次判定の結果、特記事項の写し、主治医意見書の写しを委員に事前に配布することが望ましいと考えられます。
- 効率的に介護認定審査会を運営するために、介護認定審査会開始前に会長(あるいは、合議体の場合は合議体の長)又は介護認定審査会事務局に一次判定結果を変更する必要があると考えられるケースや意見などを事前に提出してもらい、それに応じて、個別に必要な審査判定時間を確保することは可能です。
- 公平公正な要介護認定を確保するために、合議体間の定期的な連絡会等を開催することが望ましいと考えられます。





Ⅲ. 介護認定審査会資料

Ⅲ. 介護認定審査会資料

取 扱 注 意

介護認定審査会資料

平成18年 8月 7日 作成
 平成18年 8月 1日 申請
 平成18年 8月 4日 調査
 平成18年 8月 9日 審査

合議体番号： 000001 No. 1

被保険者区分：第1号被保険者 年齢：76歳 性別：男 現在の状況：居宅（施設利用なし）
 申請区分：更新申請 前回要介護度：要支援2 前回認定有効期間：6月間

1 一次判定等

(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

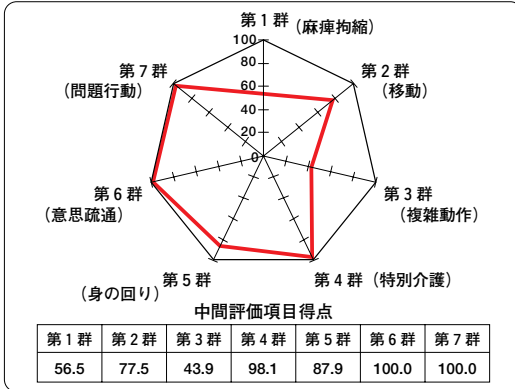
一次判定結果：**要介護1相当**

要介護認定等基準時間：**48.4分**

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	8.6分	15.0分	0.4分	10.6分	11.6分

警告コード：

3 中間評価項目得点表



4 日常生活自立度の組み合わせ

① 障害高齢者自立度： J1 認知症高齢者自立度： I

自立	要支援1	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
0%	50%	50%	0%	0%	0%	0%

5 認知機能・廃用の程度の評価結果 (維持・改善可能性の審査判定で使用する)

② 認知症高齢者の日常生活自立度
 認定調査結果 [I] 主治医意見書 [II a]

「認知症高齢者の日常生活自立度」の蓋然性評価

A	B	C	D
○			

※「認知症高齢者の日常生活自立度」が「自立～I」の蓋然性が
 A:75%以上 B:50%以上75%未満
 C:25%以上50%未満 D:25%未満

認定調査結果 (廃用の程度に関する調査項目)

歩行	つかまれば可
移動	自立
日中の生活	よく動いている
外出頻度	週1回以上
環境・参加の状況等の変化	ない

認知機能・廃用の程度から推定される給付区分
 予防給付相当 介護給付相当

6 現在のサービス利用状況 (予防給付)

③

介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)	4回/月	介護予防福祉用具貸与	0品目
介護予防訪問入浴介護	0回/月	特定介護予防福祉用具販売	0品目/6月間
介護予防訪問看護	0回/月	住宅改修	なし
介護予防訪問リハビリテーション	0回/月	介護予防認知症対応型通所介護	0日/月
介護予防居宅療養管理指導	0回/月	介護予防小規模多機能型居宅介護	0日/月
介護予防通所介護(デイサービス)	0回/月	介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	0日/月
介護予防通所リハビリテーション	0回/月		
介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	0日/月		
介護予防短期入所療養介護	0日/月		
介護予防特定施設入居者生活介護	0日/月		

2 認定調査項目

調査結果	○●	前回結果
第1群 (麻痺拘縮) 1. 麻痺 (左一上肢, 右一上肢, 左一下肢, 右一下肢, その他) 2. 拘縮 (肩関節, 肘関節, 股関節, 膝関節, 足関節, その他)	ある ある	
第2群 (移動) 1. 寝返り 2. 起き上がり 3. 座位保持 4. 両足での立位 5. 歩行 6. 移乗 7. 移動	つかまれば可 つかまれば可	できる
第3群 (複雑動作) 1. 立ち上がり 2. 片足での立位 3. 洗身	つかまれば可 支えが必要	
第4群 (特別介護) 1. 7.じょくそう 4. 皮膚疾患 2. えん下 3. 食事摂取 4. 飲水 5. 排便	ある	ない
第5群 (身の回り) 1. 7.口腔清潔 4. 洗顔 7. 髪 1. つめ切り 2. 7.上衣の着脱 4. スボン等の着脱 3. 薬の内服 4. 金銭の管理 5. 電話の利用 6. 日常の意思決定	見守り等 一部介助	自立
第6群 (意思疎通) 1. 視力 2. 聴力 3. 意思の伝達 4. 指示への反応 5. 7.毎日の日課を理解 4. 生年月日をいう 7. 短期記憶 1. 自分の名前をいう 8. 今の季節を理解 9. 場所の理解		
第7群 (問題行動) 7. 被害的 4. 作話 7. 幻視幻聴 1. 感情が不安定 8. 昼夜逆転 9. 暴言暴行 4. 同じ話をする 7. 大声を出す 7. 介護に抵抗 3. 常時の徘徊 8. 落ち着きなし 7. 外出して戻れない 8. 一人で出たがる 7. 収集癖 7. 火の不始末 8. 物や衣類を壊す 7. 不潔行為 7. 異食行動 7. ひどい物忘れ		

<特別な医療>

点滴の管理	気管切開の処置
中心静脈栄養	疼痛の看護
透析	経管栄養
ストーマの処置	モニター測定
酸素療法	じょくそうの処置
レスピレーター	カテーテル

NCL110-1

図1 介護認定審査会資料 (例)

注) 赤い太線で囲んだ部分は今般の要介護認定ソフトの改訂に伴い導入 (あるいは変更) された項目です。

介護認定審査会においては、一次判定結果等が記載されている介護認定審査会資料は、基本的に図1の様式で提示されます。本資料に示される一次判定結果や各指標については、以下のとおりです。

1. 一次判定等

1 一次判定等
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : **要介護2**

要介護認定等基準時間 : **57.1分**

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	21.3分	2.7分	16.5分	3.6分	0.4分	1.5分	10.4分

警告コード :

図2 一次判定等の表示例

☆ 一次判定結果

認定調査結果に基づき推計された要介護認定等基準時間により、「自立」、「要支援1」、「要介護1相当」、「要介護2」、「要介護3」、「要介護4」、「要介護5」のいずれかが表示されます。

☆ 要介護認定等基準時間

要介護認定等基準時間は小数点第一位まで表示されます。

☆ 運動能力の低下していない認知症高齢者の指標

1 一次判定等
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : **要介護2 → 要介護3**

要介護認定等基準時間 : **59.9分**

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	26.3分	2.7分	16.5分	3.6分	1.1分	1.5分	7.5分

警告コード :

1 一次判定等
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : **要介護2 → 要介護4**

要介護認定等基準時間 : **59.5分**

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	26.3分	2.7分	16.5分	3.2分	1.1分	1.5分	7.5分

警告コード : 25,26,40

図3 運動能力の低下していない認知症高齢者の指標の表示例

運動能力の低下していない認知症高齢者の指標は、認定調査項目等について重度変更の要因を分析し、得られた結果に基づき、一段階の重度変更の場合は と表示されます。

また、二段階の重度変更の場合は と表示されます。

よって、図3の表示例において、 の場合に一次判定は「要介護3」として、 の場合は一次判定を「要介護4」として取り扱います。(資料3 : p.56~57)

Ⅲ. 介護認定審査会資料

☆ 要介護認定等基準時間の行為の区分毎の時間

1 一次判定等
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : 要介護 2 → 要介護 4
要介護認定等基準時間 : 59.5分

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	26.3分	2.7分	16.5分	3.2分	1.1分	1.5分	7.5分

警告コード : 25,26,40

図 4 要介護認定等基準時間の行為の区分毎の時間の表示例

要介護認定等基準時間は、資料 1 の 8 種類の行為（「食事」、「排泄」、「移動」、「清潔保持」、「間接生活介助」、「問題行動関連行為」、「機能訓練関連行為」、「医療関連行為」）の区分毎に推計時間を表示されます（図 4）。

その区分毎に提供されているケア時間を状態の把握の参考とします。

なお、「食事」から「清潔保持」までは、9 ページで示した直接生活介助を区分したものです。

☆ 警告コード

1 一次判定等
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : 要介護 2 → 要介護 4
要介護認定等基準時間 : 59.5分

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	問題行動	機能訓練	医療関連
0.7分	26.3分	2.7分	16.5分	3.2分	1.1分	1.5分	7.5分

警告コード : 25,26,40

図 5 警告コードの表示例

警告コードは、要介護認定ソフトに認定調査結果が入力された際、異なる 2 つの調査項目において、同時に出現することがまれな組み合わせがあった場合に、入力上のミスがないかどうかを確認していただくために、介護認定審査会資料上に表示されるものです。まれな組み合わせとして、62 の組み合わせが設定されています（図 5）。（資料 2 : p.54~55）

2. 認定調査項目

2 認定調査項目

	調査結果	○●	前回結果
第3群 (複雑動作) 1. 立ち上がり 2. 片足での立位 3. 洗身	つかまれば可 支えが必要		
第4群 (特別介護) 1. ア.じょくそう 1. 皮膚疾患 2. えん下 3. 食事摂取 4. 飲水 5. 排尿 6. 排便	ある		ない
第5群 (身の回り) 1. ア.口腔清潔 1. 洗顔 ウ.整髪 エ.つめ切り 2. ア.上衣の着脱 1. スポン等の着脱 3. 薬の内服 4. 金銭の管理 5. 電話の利用 6. 日常の意思決定	見守り等 一部介助	○ ●	自立

図6 認定調査項目の表示例

☆ 79項目の調査結果

認定調査員が行った基本調査項目についての調査結果が表示されます(図6)。ただし、調査結果が「自立」、「できる」、「ない」、「普通」、「通じる」の場合は表示されません。

Ⅲ. 介護認定審査会資料

☆ 要介護度変更の指標

要介護度変更の指標として、「○」又は「●」を表示します（図7）。

2 認定調査項目

		調査結果	④	前回結果
第3群 (複雑動作)	1. 立ち上がり 2. 片足での立位 3. 洗身	つかまれば可 支えが必要	○●	
第4群 (特別介護)	1. 7.じょくそう 1. 皮膚疾患 2. えん下 3. 食事摂取 4. 飲水 5. 排尿 6. 排便	ある		ない
第5群 (身の回り)	1. 7.口腔清潔 1. 洗顔 ウ. 整髪 エ. つめ切り 2. 7.上衣の着脱 1. スポン等の着脱 3. 薬の内服 4. 金銭の管理 5. 電話の利用 6. 日常の意思決定	見守り等 一部介助	○ ●	自立

図7 要介護度変更の指標の表示例

全国の介護認定審査会において実施された審査判定結果をもとに二次判定結果と一次判定結果とを比較して、二次判定結果が一次判定結果に比べより軽度又は重度である者について統計的に処理を行い、調査項目の選択肢の傾向を分析しました。

この分析結果をもとに、二次判定結果がより軽度である場合に、「自立」、「できる」等の選択肢が選択されていることが多い調査項目について、当該項目に「○」を表示することとします。

また同様に、二次判定結果がより重度である場合に、「見守り等」、「一部介助」、「できない」等の選択肢が選択されていることが多い調査項目については、当該項目に「●」を表示することとします。

なお、項目の選定に当たっては、「○」については各要介護度毎に3項目を、「●」については各要介護度毎に4項目を選定しました。

本指標は平成15年4月の要介護認定の改訂の際に新たに参考指標として追加されたものですが、最新の傾向と一致するよう、平成16年度に実施された要介護認定等の結果を踏まえ、改訂が行われています。（資料5：p.60～61）

☆ 前回の認定調査における調査結果

2 認定調査項目

	調査結果	○●	前回結果
第3群 (複雑動作) 1. 立ち上がり 2. 片足での立位 3. 洗身	つかまれば可 支えが必要	●	
第4群 (特別介護) 1. 7.じょくそう 1. 皮膚疾患 2. えん下 3. 食事摂取 4. 飲水 5. 排尿 6. 排便	ある		ない
第5群 (身の回り) 1. 7.口腔清潔 1. 洗顔 1. 髪 1. つめ切り 2. 7.上衣の着脱 1. スポン等の着脱 3. 薬の内服 4. 金銭の管理 5. 電話の利用 6. 日常の意思決定	見守り等 一部介助	○ ●	自立

図8 前回の調査結果の表示例

前回認定調査と調査結果が異なる調査項目について、前回の認定調査における調査結果が表示されます（図8）。

なお、調査結果の欄とは異なり、前回の認定調査において「自立」、「できる」、「ない」、「普通」、「通じる」の選択肢が選択された場合であっても、調査結果が異なるときは表示されます。

3. 中間評価項目得点表

3 中間評価項目得点表

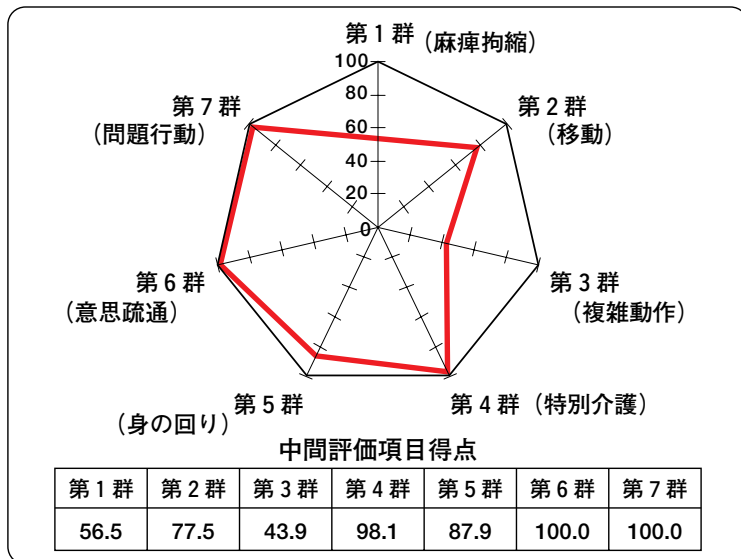


図9 中間評価項目得点表の表示例

認定調査項目の各群について、それぞれ最高100点、最低0点となるように選択肢ごとに中間評価項目得点の点数が割り当てられます。その各群の合計得点を示すことに加え、レーダーチャートが表示されます(図9)。

なお、各群の得点は同じ重みづけではないため、各群の得点を比較したり、加減乗除したりすることは適当ではありません。

4. 日常生活自立度の組み合わせ

4 日常生活自立度の組み合わせ

①

障害高齢者自立度： J 1 認知症高齢者自立度： I						
自立	要支援 1	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
0 %	50 %	50 %	0 %	0 %	0 %	0 %

図10 日常生活自立度の組み合わせによる
要介護度別分布の表示例

該当する日常生活自立度の組み合わせにより、全国の介護認定審査会における審査判定結果の統計的な要介護度別分布が10%単位で表示されます（図10）。図で「要介護 1」とあるのは「要介護 1 相当」を指します。本指標は平成15年 4 月の要介護認定改訂の際に新たに参考指標として追加されたものですが、最新の傾向と一致するよう、平成16年度に実施された要介護認定等の結果を踏まえ、改訂が行われています。（資料 4： p.58）

5. 認知機能・廃用の程度の評価結果

5 認知機能・廃用の程度の評価結果（維持・改善可能性の審査判定で使用）

②

認知症高齢者の日常生活自立度
認定調査結果 [I] 主治医意見書 [II a]

「認知症高齢者の日常生活自立度」の蓋然性評価

A	B	C	D	※「認知症高齢者の日常生活自立度」が「自立～I」の蓋然性が A:75%以上 B:50%以上75%未満 C:25%以上50%未満 D:25%未満
○				

認定調査結果（廃用の程度に関する調査項目）

歩行	: つかまれば可
移動	: 自立
日中の生活	: よく動いている
外出頻度	: 週1回以上
環境・参加の状況等の変化	: ない

認知機能・廃用の程度から推定される給付区分
 予防給付相当 介護給付相当

図11 「認知機能・廃用の程度の評価結果」の表示例

i) 認知症高齢者の日常生活自立度について、認定調査による結果、主治医意見書による結果が表示されます（図12）。

◆認知症高齢者の日常生活自立度

認知症高齢者の日常生活自立度 認定調査結果 [I] 主治医意見書 [II a]

図12 認知症高齢者の日常生活自立度の表示例

Ⅲ. 介護認定審査会資料

- ii) 認知症高齢者の日常生活自立度が認定調査、主治医意見書で、一方が「自立又はⅠ」、他方が「Ⅱ以上」と異なる場合は、認定調査の結果から推定された認知症高齢者の日常生活自立度が「自立」又は「Ⅰ」である蓋然性が表示されます（図13）。図13の例では「自立又はⅠ」である蓋然性が75%以上であることを示しています。

◆「認知症高齢者の日常生活自立度」の蓋然性評価

「認知症高齢者の日常生活自立度」の蓋然性評価			
A	B	C	D
○			

※「認知症高齢者の日常生活自立度」が「自立～Ⅰ」の蓋然性が
 A：75%以上 B：50%以上75%未満
 C：25%以上50%未満 D：25%未満

図13 「認知症高齢者の日常生活自立度」の蓋然性評価の表示例

- iii) 認定調査のうち、状態の維持・改善可能性の評価に資する認定調査項目5項目について、調査結果が表示されます（図14）。なお、「歩行」、「移動」については、「2－5歩行」、「2－7移動」の調査結果を再掲しています。

◆認定調査結果（廃用の程度に関する調査項目）

認定調査結果（廃用の程度に関する調査項目）	
歩行	：つかまれば可
移動	：自立
日中の生活	：座っていることが多い
外出頻度	：月1回未満
状況などの変化	：変化なし

図14 認定調査結果（廃用の程度に関する調査項目）の表示例

- iv) 認知症高齢者の日常生活自立度の結果及び認定調査のうち、状態の維持・改善可能性の評価に資する認定調査項目の結果から、状態の維持・改善可能性を評価し、「予防給付相当」と「介護給付相当」のいずれかの給付区分を表示します（図15）。（資料7：p.88～91）

☆ 認知機能・廃用の程度から推定される給付区分

◇認知機能・廃用の程度から推定される給付区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 予防給付相当	<input type="checkbox"/> 介護給付相当

図15 認知機能・廃用の程度から推定される給付区分の表示例

6. サービス利用状況

6 現在のサービス利用状況（予防給付）

③ 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）	： 4回 /月	介護予防福祉用具貸与	： 0品目
介護予防訪問入浴介護	： 0回 /月	特定介護予防福祉用具販売	： 0品目 / 6月間
介護予防訪問看護	： 0回 /月	住宅改修	： なし
介護予防訪問リハビリテーション	： 0回 /月	介護予防認知症対応型通所介護	： 0日 /月
介護予防居宅療養管理指導	： 0回 /月	介護予防小規模多機能型居宅介護	： 0日 /月
介護予防通所介護（デイサービス）	： 0回 /月	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	： 0日 /月
介護予防通所リハビリテーション	： 0回 /月		
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	： 0日 /月		
介護予防短期入所療養介護	： 0日 /月		
介護予防特定施設入居者生活介護	： 0日 /月		

図16 サービス利用状況の表示例（予防給付）

6 現在のサービス利用状況（介護給付）

③ 訪問介護（ホームヘルプサービス）	： 4回 /月	福祉用具貸与	： 1品目
訪問入浴介護	： 0回 /月	特定福祉用具販売	： 0品目 / 6月間
訪問看護	： 0回 /月	住宅改修	： あり
訪問リハビリテーション	： 0回 /月	夜間対応型訪問介護	： 0日 /月
居宅療養管理指導	： 0回 /月	認知症対応型通所介護	： 0日 /月
通所介護（デイサービス）	： 8回 /月	小規模多機能型居宅介護	： 0日 /月
通所リハビリテーション	： 0回 /月	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	： 0日 /月
短期入所生活介護（ショートステイ）	： 0日 /月	地域密着型特定施設入居者生活介護	： 0日 /月
短期入所療養介護	： 0日 /月	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	： 0日 /月
特定施設入居者生活介護	： 0日 /月		

図17 サービス利用状況の表示例（介護給付）

認定調査を行った月の各サービスの利用状況を表示します（図16、図17）。現在受けている給付の区分により表示される項目が異なります。

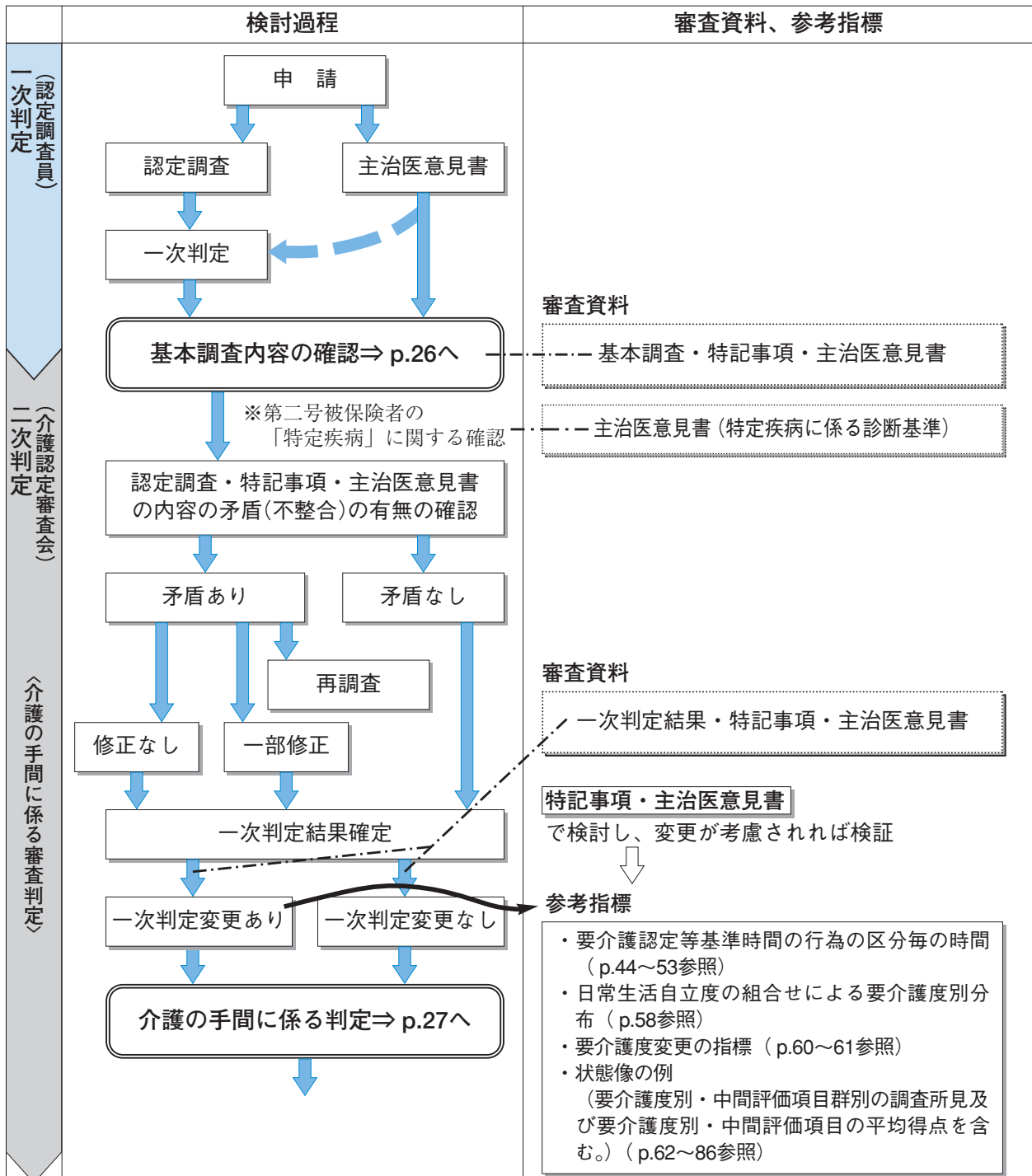
なお、当該月のサービス利用状況が通常と異なる場合は、認定調査を行った日の直近の月のサービス利用状況が示されます。

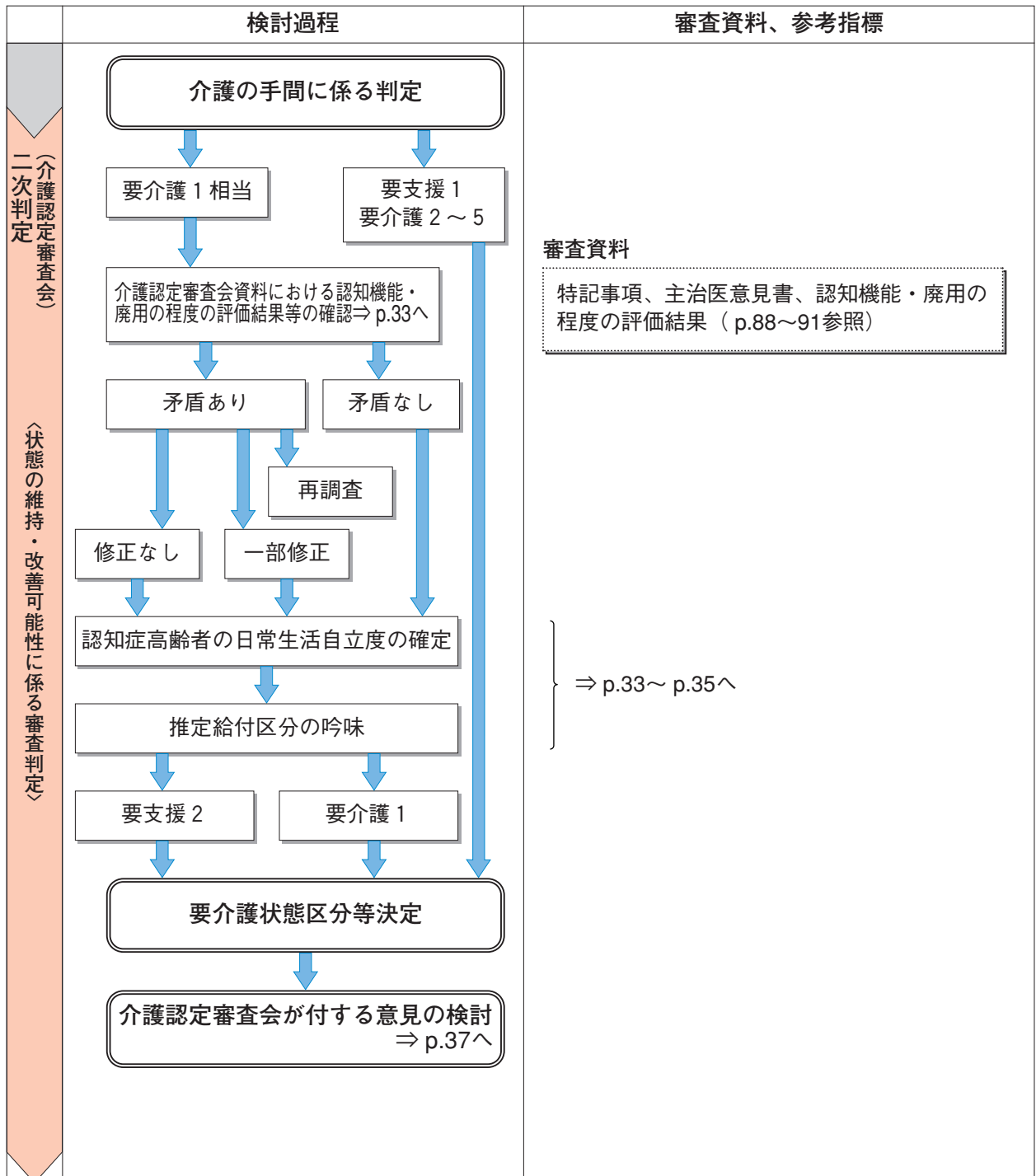
Ⅳ. 介護認定審査会における検討ポイント

Ⅳ. 介護認定審査会における検討ポイント

1. 審査及び判定の流れ

要介護認定の申請から介護認定審査会における審査及び判定の流れは、以下のようになります。





IV. 介護認定審査会における検討ポイント

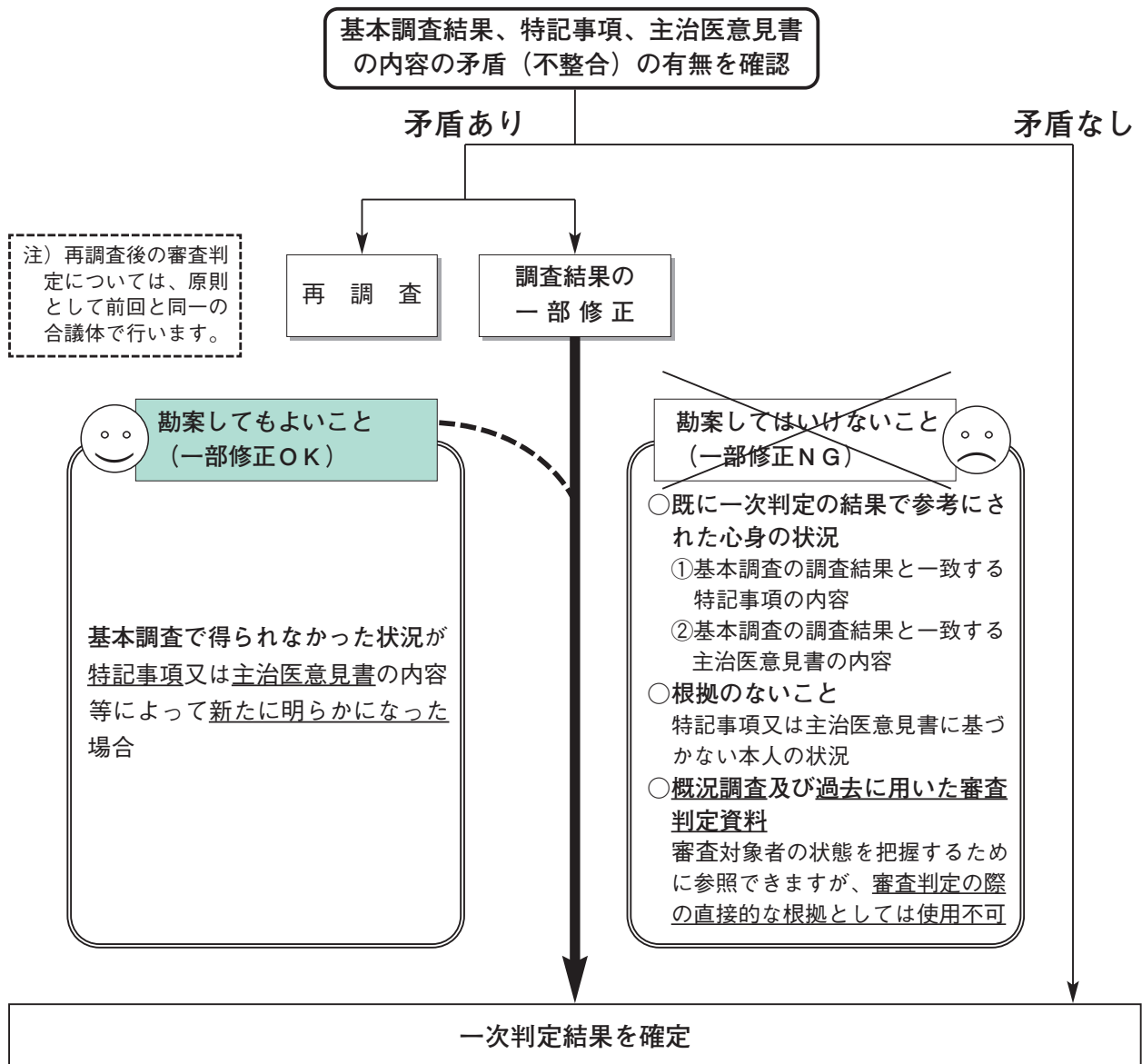
2. 基本調査内容の確認

1) 審査資料

- ・ 認定調査（基本調査）、特記事項、主治医意見書
- ・ 特定疾病に係る診断基準（第2号被保険者は確認が必要）

2) 検討の流れ

基本調査の結果、特記事項、主治医意見書の内容の矛盾（不整合）を確認した結果、調査結果の一部修正が必要な場合があります。このとき、調査結果の一部修正のために勘案してよいことと、勘案してはいけないことがあります。



3. 介護の手間に係る審査判定

1) 審査資料

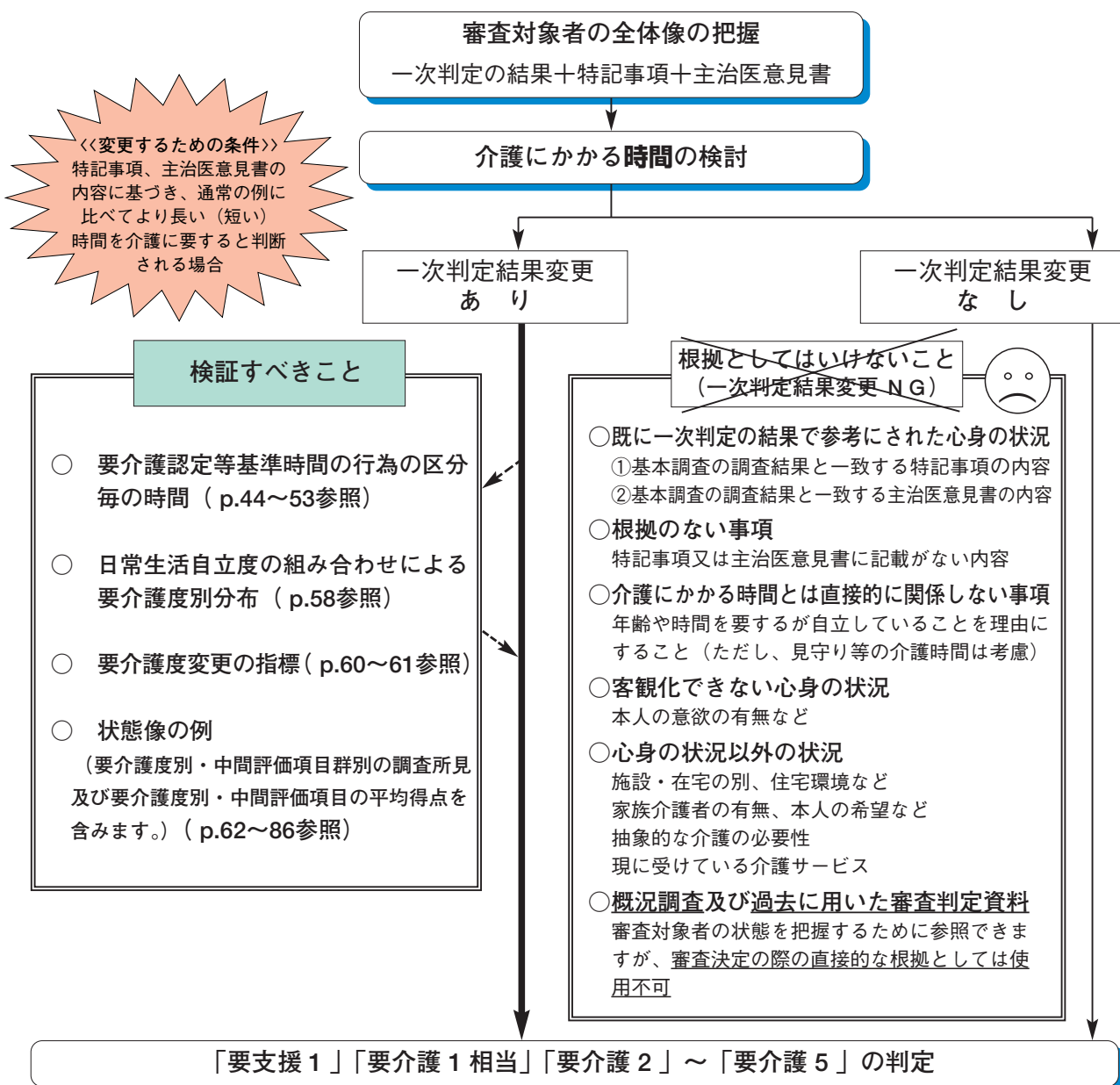
- ・一次判定結果、特記事項、主治医意見書

2) 検討過程

一次判定結果について、特記事項、主治医意見書をもとに、介護にかかる時間の検討により、一次判定結果の変更が必要な場合があります。このとき、一次判定結果の変更のために検証すべきことと、根拠としてはいけないことがあります。

介護の手間に係る審査判定において一次判定結果を変更する場合、参考指標すべてについて確認を行うことが原則であり、変更の際、最も強い裏づけとなった参考指標を選択してください。

介護の手間に係る審査判定において「要介護1相当」と判定した場合には、続いて状態の維持・改善可能性に係る審査判定を行います。



Ⅳ. 介護認定審査会における検討ポイント

なお、一次判定の変更の必要性は、あくまでも特記事項や主治医意見書が基本です。従って、これらの記載内容から変更が必要と判断された場合は、参考指標に該当しない場合でも変更は可能です。

3) 各指標等

① 要介護認定等基準時間の推計方法（資料1：p.44～53）

要介護認定は介護にかかる時間をものさしにしていますが、その時間は、平成13年に約5千人を対象に実施された介護実態調査がもとになっています。

この調査の結果について、より精度が高く推計できるようさまざまな統計手法について検討を行いました。最も精度が高くかつ安定的に推計できる統計手法として資料1に示す推計方法（樹形モデル）が採用されました。

なお、本推計方法の場合、心身の状況をより重度にしたときに推計時間が減少するいわゆる「逆転現象」が生じますが、例えば、食事における経管栄養とスプーンフィーディングのように介護の実態として起こりうることであり、より正確に推計した結果として生じる現象です。

また、一次判定はコンピュータを用いて行いますが、これは推計に係る作業量が多いため、当該負担の軽減を図るために用いるものであることから、「コンピュータが一次判定を行う」という表現は必ずしも適当ではなく、「実態調査の結果による根拠に基づき介護にかかる時間を推計するのが一次判定でありコンピュータを用いて推計する」という表現がより適当です。

② 運動能力の低下していない認知症高齢者の指標（資料3：p.56～57）

要介護認定は、介護認定審査会による審査判定が最終判定となります。

このため、一次判定の段階でより正確な判定を行うために、平成13年及び平成14年に全国の介護認定審査会が審査判定を行った約5万人を対象に実施した実態調査の結果をもとに、運動能力の低下していない認知症高齢者については、要介護認定等基準時間による要介護度区分を補足して一次判定を行うこととしました。

具体的には、前記実態調査の結果をもとに、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、Ⅳ又はMかつ「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」が自立、J又はAであり要介護認定等基準時間による区分が70分未満の者について、二次判定結果で一次判定結果が変更されていない群と重度変更されている群に分け、両群を比較することにより、重度変更されることの多い調査結果のパターン等を統計的に算出（判別分析）しました。

その結果が資料3に示すスコア表（表1～表3）です。なお、自立及び要支援1については、要介護認定等基準時間による区分で32分未満であることが少ないため、安定的に数値を求めるために、同一群とみなしました。

本スコア表を用いて、定数項に各調査項目等によるスコアを加算し、0.5を超える場合はより重度の要介護度となる可能性が高いことから、指標が1つ表示されます（□）。

さらに、これらのケースのうち、2段階重度となる可能性が高い場合について特に7群（問題行動）の項目について検証を行った結果、表4に示す基準を満たした場合、指標が2つ表示されます（）。

既述のとおり、本指標はより正確に一次判定で要介護度を判定することが目的であることから、要介護認定等基準時間による区分の要介護度に、指標の個数に応じた重度変更を反映した上で一次判定として取り扱うこととなります。

このため、運動能力の低下していない認知症高齢者については、統計的には一次判定で十分に対応されていますので、この点に留意して審査判定を行ってください。

③ 日常生活自立度の組み合わせによる要介護度別分布（資料4：p.58）

「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」と「認知症高齢者の日常生活自立度」の組み合わせ別に、二次判定において自立から要介護5までがどの程度の割合で出現するかについて、平成16年度に国に報告のあった事例をもとに集計したものを資料4に示しています。

なお、これは集団としての一般的な傾向を統計量として示したものである点に留意して審査判定を行ってください。

④ 要介護度変更の指標（資料5：p.60～61）

前記②で記述したとおり、要介護認定は、介護認定審査会による審査判定が最終結果となります。

このため、二次判定における要介護度変更の傾向を把握する観点から、平成15年4月の要介護認定の改訂の際に、本指標を新たに参考指標として追加することとしましたが、今般のソフト改訂に伴い最新の傾向と一致するようデータの見直しを行い、平成16年度に全国の介護認定審査会が審査判定を行った結果をもとに、二次判定結果で一次判定結果が変更されていない群と軽度又は重度変更されている群の3群に分け、変更の有無による各2群を比較することにより、軽度変更又は重度変更される場合に特徴的な調査項目を各項目について処理（オッズ比算出）し、軽度変更の場合は3項目を、重度変更の場合は4項目を抽出し、資料5に示す一覧表にまとめました。

なお、本指標について、○と●の差の数と二次判定との一致率等について検討を行った結果、差が3以上の場合に変更を考慮することが適当と考えられました。

ただし、これは3未満で変更したり、3以上でも変更しないことを妨げるものではないことに留意してください。

⑤ 状態像の例（資料6：p.62～86）

ここでいう状態像の例とは、各要介護度別の代表的な80例と要介護度別・中間評価項目群別の調査所見及び中間評価項目の平均得点をさします。

状態像の例については、制度開始当初は共通認識の形成が急務かつ不可欠であることから、これまでは、最も近い例を選択することを必須としています。

しかしながら、全国で約1,500万事例の審査判定が行われ、所期の目的が達成されたと考えられることから、平成15年4月から選択を必須とする規定は廃止されています。

ただし、これは状態像の例の有用性を否定するものではなく、今般、新たに状態の維持・改善可能性の審査により「要支援2」「要介護1」の判定を行うこととされたことから、「要支援2」「要介護1」については、状態の例を資料6に示すとおり改めて作成するとともに、併せて要介

Ⅳ. 介護認定審査会における検討ポイント

介護度別・中間評価項目群別の調査所見及び要介護度別にみた中間評価項目の平均得点を作成しました。

なお、状態像の例については、要介護度別・中間評価項目群別の調査所見を含めてより各区分の状態像の把握が容易となるように示しています。

また、要介護度別にみた中間評価項目の平均得点については、平成16年に実施された要介護認定結果及び平成17年に実施された要介護認定モデル事業における調査結果について、一次判定における要介護度別に集計しています。

二次判定において要介護度変更を行った場合の国への報告等を行う場合も、要介護度別・中間評価項目群別の調査所見及び要介護度別・中間評価項目の平均得点を「状態像の例」として取り扱います。

4. 状態の維持・改善可能性に係る審査判定

4-1. 基本的な考え方

介護の手間に係る審査判定において「要介護1相当」と判定された者については、「認知症高齢者の日常生活自立度」や「認定調査結果（廃用の程度に関する調査項目）」等を用いて状態の維持・改善可能性に係る審査判定を行い「要介護1」又は「要支援2」と判定することとします。

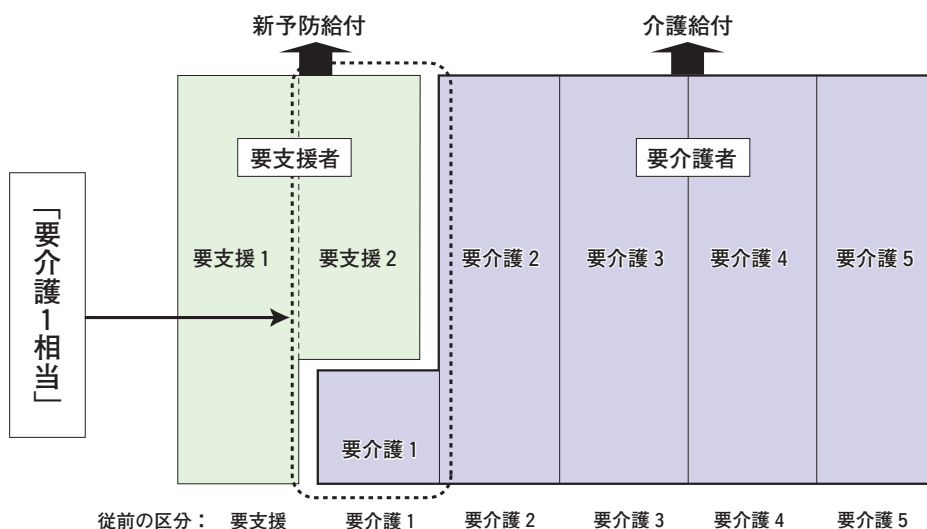


図18 保険給付と要介護状態区分のイメージ

また、介護認定審査会の審査判定を補助する目的でコンピュータを用いることとします。この場合において、

- ① 認定調査と主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度の評価結果が異なる場合に、その蓋然性の提示
- ② 認定調査結果（廃用の程度に関する調査項目等）を用いた認知機能・廃用の程度から推定される給付区分の提示

についてコンピュータを用いることとし、介護認定審査会資料に表示することとしました。

「認知症高齢者の日常生活自立度」において認定調査と主治医意見書の結果に不一致が見られた場合（P.32・表において△で示した部分）には、認知症自立度評価ロジックを用いた認知症高齢者の日常生活自立度の蓋然性の推計をコンピュータにより行うこととします。

（詳細はP.89資料7の＜参考1＞「『認知症自立度評価ロジック』の仕組みについて」を参照）

なお、「認知症高齢者の日常生活自立度」において認定調査と主治医意見書の結果が「自立又はI」で一致した場合、又は一致しない場合であって上記の推計において自立度が「自立又はI」の蓋然性が高いと評価された場合は、「認定調査結果（廃用の程度に関する調査項目）」の調査結果等を加味した上で、給付区分の評価をコンピュータにより行うこととします（図19）。

（詳細はP.91資料7の＜参考2＞「コンピュータによる認定調査結果に基づく廃用の程度の提示等について」を参照）

IV. 介護認定審査会における検討ポイント

表 認定調査と主治医意見書における認知症自立度の対応表

		認定調査における認知症自立度							
		自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M
主治医意見書における 認知症自立度	自立	○	○	△	△	△	△	△	△
	I	○	○	△	△	△	△	△	△
	II a	△	△	○	○	○	○	○	○
	II b	△	△	○	○	○	○	○	○
	III a	△	△	○	○	○	○	○	○
	III b	△	△	○	○	○	○	○	○
	IV	△	△	○	○	○	○	○	○
	M	△	△	○	○	○	○	○	○

- 「認知症高齢者の日常生活自立度」において認定調査と主治医意見書の結果が共に「自立又はI」で一致した場合
- 「認知症高齢者の日常生活自立度」において認定調査と主治医意見書の結果が共に「IIからMまで」で一致した場合
→コンピュータによる認知症自立度の提示は行わない。
- △ 「認知症高齢者の日常生活自立度」において認定調査と主治医意見書の結果が不一致の場合
→コンピュータによる認知症自立度の提示を行う。

(注) 一部地域における調査によると、このような自立度の不一致事例は「要介護1相当」のうち、約16%でした。

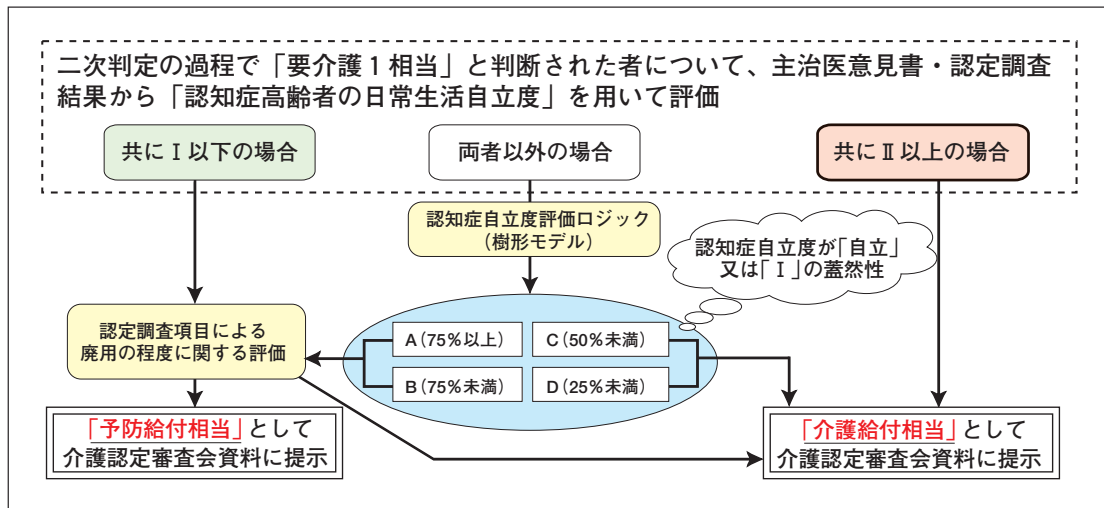


図19 「認知症高齢者の日常生活自立度」を用いた評価の考え方

4-2. 介護認定審査会における状態の維持・改善可能性に係る審査判定

介護の手間に係る審査において「要介護1相当」と判定された者については、続いて主治医意見書、特記事項の記載内容をもとに状態の維持・改善可能性の評価を行います。

審査判定の流れは以下のとおりとします。(P.36・図20参照)

1) 審査資料

介護認定審査会資料のうち、「5. 認知機能・廃用の程度の評価結果」の部分、主治医意見書、特記事項（特に「歩行」「移動」に係る部分）

2) 検討過程

<介護認定審査会資料における認知機能・廃用の程度の評価結果の確認>

- i) 認定調査及び主治医意見書に記載されている「認知症高齢者の日常生活自立度」が、いずれも「自立又はI」若しくは「II以上Mまで」の場合には、記載されている認知症自立度が一致していることを確認します。
- ii) 認定調査及び主治医意見書に記載されている「認知症高齢者の日常生活自立度」が、一方が「自立又はI」で、もう一方が「II以上Mまで」と、互いに異なる結果の場合には、「5. 認知機能・廃用の程度の評価結果」の『認知症高齢者の日常生活自立度』の蓋然性評価において「A」から「D」のいずれかの項に「○」印が提示されていることを確認します。
- iii) 「認定調査結果（廃用の程度に関する調査項目）に調査結果が記載され、「認知機能・廃用の程度から推定される給付区分」に該当すると考えられる給付区分に「✓」印が記載されていることを確認します。

<「認知機能・廃用の程度から推定される給付区分」の検証>

i) 認知症高齢者の日常生活自立度の確定

認定調査票及び主治医意見書に記載された「認知症高齢者の日常生活自立度」について、特記事項や主治医意見書の記載を総合的に勘案し、認知症自立度を確定します。何らかの認知症の症状を有するが、日常生活はほぼ自立している場合は、「自立又はI」とします。なお、認知症自立度の確定は、主治医意見書に記載された傷病名や、特定の認定調査項目の結果のみに

Ⅳ. 介護認定審査会における検討ポイント

着目し、一律に判断するものではありません。

認知症症状が一時的に現れている場合であっても、特記事項、主治医意見書の記載内容などから、適切な医学的管理により認知機能が改善すると判断される場合には、その状態に基づいて判定します。

「Ⅱ以上Mまで」と確定した場合は、原則として「要介護1」と判定します。ただし、認知症症状が現れている場合であっても、特記事項、主治医意見書の記載内容から、適切な医学的管理により認知機能の維持・改善が見込まれ、新予防給付の利用に係る適切な理解が可能と考えられる場合は「要支援2」と判定します。

ii) 推定給付区分の吟味

認知症自立度が「自立又はⅠ」とであると確定した場合には、続いて、介護認定審査会資料に提示されている「認知機能・廃用の程度から推定される給付区分」(①「予防給付相当」又は②「介護給付相当」)の結果について、吟味を行います。

なお、主治医意見書、認定調査の認知症高齢者の日常生活自立度の評価結果がともに「Ⅱ以上Mまで」の者や、『認知症高齢者の日常生活自立度』の蓋然性評価において「C」若しくは、「D」とされた者の認知症高齢者の日常生活自立度を「自立又はⅠ」と変更し、確定した場合には、介護認定審査会資料に提示されている「認知機能・廃用の程度から推定される給付区分」は必ずしも正確な状態像を反映していないと考えられるため、「予防給付相当」と提示されている場合に準じて審査判定を行ってください。

① 「予防給付相当」と提示されている場合は、「状態の安定性」の吟味を行います。

- ・主治医意見書の「1. 傷病に関する意見」のうち、「診断名」、「症状としての安定性」及び「傷病の経過」等の記載内容等から検証し、脳卒中や心疾患、外傷等の急性期や、慢性疾患であっても急性増悪期で心身の状態が不安定であり、医療系サービス等の利用を優先すべきものや、末期の悪性新生物や進行性疾患（神経難病等）により、急速に状態の不可逆的な悪化が見込まれるもの等、「疾病や外傷等により心身の状態が安定していない状態」に該当すると考えられる場合は、「要介護1」と判定します。
- ・「心身の状態が安定していない状態」とは、罹患している傷病の日内変動の有無や予後予測の困難さに基づき判断するのではなく、疾病や外傷により短期間で心身の状態が変化することが予測され、それに伴い、要介護度の変化も短期間で生ずるおそれが高く、例えば、要介護認定の有効期間を原則より短く（概ね6か月程度）して、要介護状態等の再評価が必要な状態が該当します。
- ・したがって、主治医意見書等に疾病や外傷の症状が不安定との記載があることのみをもって当該状態に該当するものではなく、又、短期間での要介護度の再評価が必要でないと判断さ

れる場合等も該当しません。疾病や外傷の症状に関らず、心身の状態（介護の状況）が安定している場合は「要支援2」と判定します。

- ・さらに、これらの状態の判断は、例えば運動器の機能向上・栄養改善又は口腔機能の向上のためのサービスの可否といった、個別サービスの利用の適格性に着目して行うのではなく、心身の状態が短期間に変動し易いため特定の要介護状態区分への判定が相当困難で、比較的短期間（概ね6か月程度）での要介護状態等の再評価が必要な事例が該当します。
- ・なお、個別サービスの適否の判断及び、具体的なサービス計画の作成については、介護認定審査会で一律に行うものではなく、対象者の心身の状況に加え、家族の状況等の周辺環境を踏まえ、対象者の希望に基づき、ケアマネジメントにおいて実施することとなります。

② 「介護給付相当」と提示されている場合は、「廃用の程度（状態の不安定さの蓋然性）」についての吟味を行います。

- ・主治医意見書の「4. サービスに関する意見」の部分や認定調査項目のうち、廃用の程度に関する項目「10-1 日中の生活」「10-2 外出頻度」「10-3 家族・居住環境、社会参加の状況などの変化」「2-5 歩行」「2-7 移動」の調査結果及び特記事項等の記載内容等から廃用の程度を吟味し、急激な要介護度の悪化の蓋然性が低く、新予防給付の利用が適切であると見込まれる状態像に該当すると考えられる場合には、「要支援2」と判定します。

<（「要介護1」と判定した場合）状態像の確認>

状態の維持・改善可能性に係る審査判定で「要介護1」と判定する具体的な状態像は、

- ① 疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態
- ② 認知機能や思考・感情等の障害により、十分な説明を行ってもなお、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態

のいずれかです（状態像の詳細についてはp.6、p.7参照）。その他の状態像は想定されていません。

「要介護1」と判定した場合には、いずれの状態像に該当するか、確認を行ってください。

Ⅳ. 介護認定審査会における検討ポイント

介護の手に係る審査において「要介護1相当」とされたものが対象

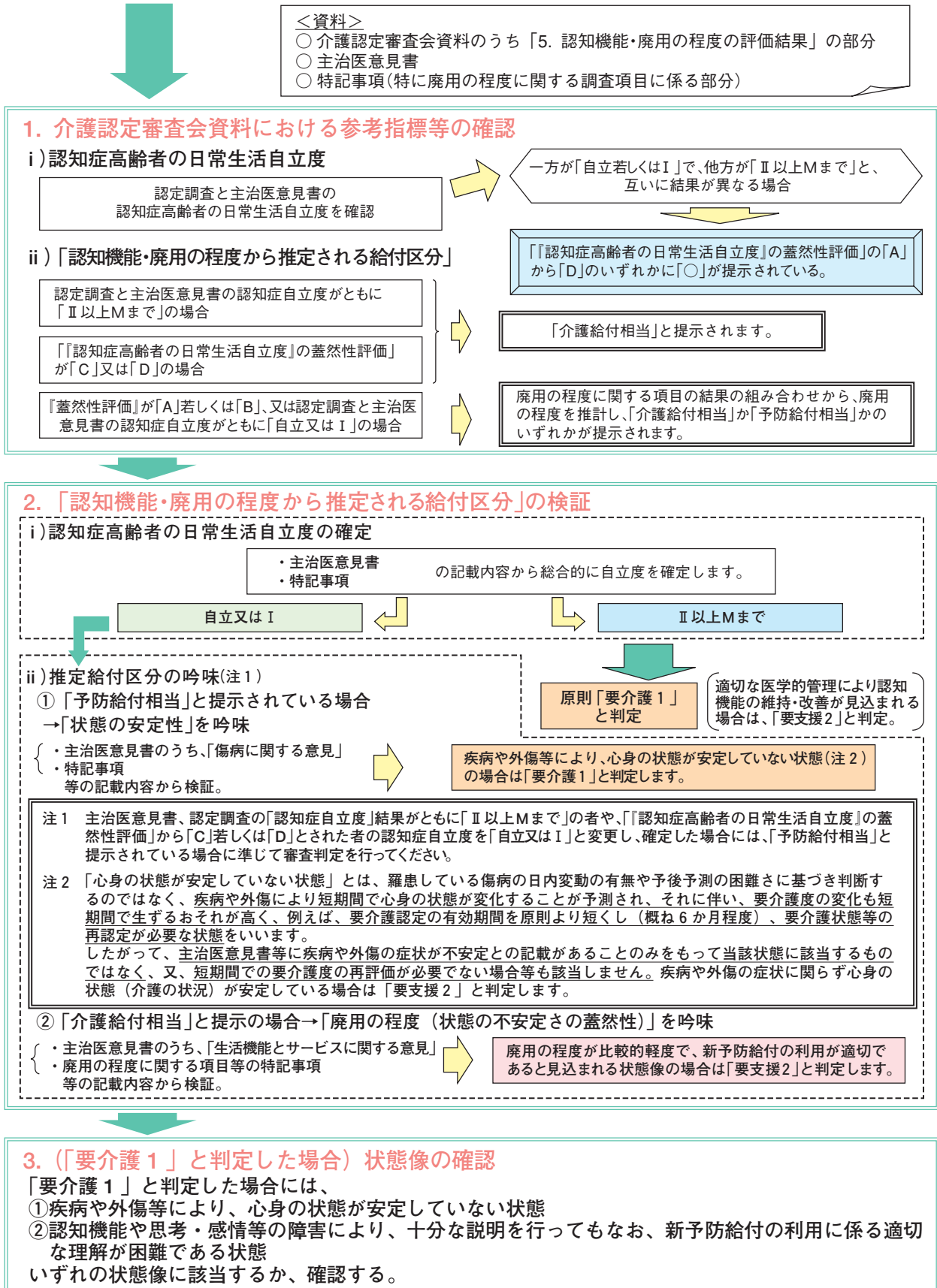


図20 状態の維持・改善可能性に係る審査判定について

5. 介護認定審査会が付する意見の検討

介護認定審査会は、特に必要がある場合、「認定の有効期間を原則より短くあるいは長くすること」、「被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関すること」又は、「指定居宅サービス又は指定施設サービスの有効な利用に関して、被保険者が留意すべきこと」について意見を付することができます。

認定の有効期間を原則より短くあるいは長くする場合

<ポイント>
現在の状況がどの程度継続するかという観点で検討

認定の有効期間を原則より短く定める場合

※審査対象者の身体上又は精神上の障害の程度が6か月以内において変動しやすい状態にあると考えられる場合

〔状態の維持・改善可能性に係る審査判定〕で「疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態」とし、「要介護1」と判定した場合など

※審査対象者の審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合

（施設⇒在宅、在宅⇒施設、審査対象者の置かれている環境が大きく変化するなど）

※その他、介護認定審査会が特に必要と認める場合

認定の有効期間を原則より長く定める場合

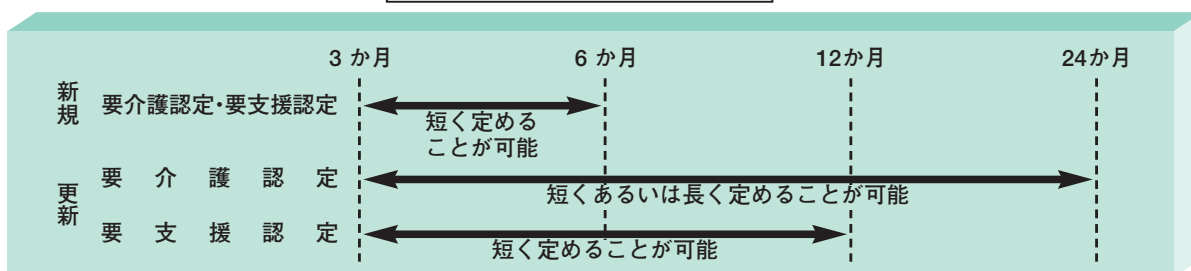
※審査対象者の身体上又は精神上の障害の程度が安定していると考えられる場合

※長期間にわたり、審査判定時の状況が変化しないと考えられる場合

☆重度の要介護状態にある場合が原則とする。
ただし、個々の事例ごとに原則より長期に要介護状態が継続すると見込まれる場合を判断（同一施設に長期間入所しており、要介護状態区分に変化がないなど）

※その他、介護認定審査会が特に必要と認める場合

有効期間の考え方



要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養についての意見

サービスの種類の指定についての意見

- ・サービス種類を指定することにより、指定されたサービス以外は利用できなくなるため、申請者の状況について慎重に検討し、種類を指定する必要があります。
- ・種類の指定にあたっては、「通所リハビリテーションを含む居宅サービス」等、複数のサービスを組み合わせての指定が可能です。

6. 国への報告

市町村は、要介護認定を行った各事例について、認定調査結果、一次判定・二次判定結果、認定有効期間、介護の手間に係る審査判定において変更の際最も参考とした指標、状態の維持・改善可能性に係る審査判定において「要介護1」と判定した際の状態像等について、国と都道府県、市町村を結ぶ認定支援ネットワークシステムを用いて、審査判定の行われた日の翌月10日までに国に報告します。

なお、状態の維持・改善可能性に係る審査判定において「要介護1」と判定する状態像は

- ① 疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない状態
- ② 認知機能や思考・感情等の障害により、十分な説明を行ってもなお、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難である状態

のいずれかです。その他の状態像は想定していません。「要介護1」と判定した場合はいずれかを選択し、報告して下さい。



V. 要介護認定のまとめ

① 介護保険制度は、良くなってもらうことが目的

介護保険法では、「保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。」(第2条第2項)とされています。

また、国民は、「自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」(第4条第1項)とされています。

② 要介護認定は、負担と給付の橋渡し

介護保険制度は「保険」ですので、給付(サービス利用)が多ければ、負担(一部自己負担や保険料)も大きくなります。

基本的に要介護度に応じて介護報酬が設定されていますので、同じ時間のサービス利用であっても、要介護度が重ければ一部自己負担は高くなり、また全体の給付費が増えることに伴い、結果的に保険料が高くなります。

また、特に新予防給付については、例えば、サービス提供により要介護度が改善する傾向の高い事業者には報酬上の一定の評価が行われるなど、要介護認定と保険給付には密接な関係があります。

③ 介護保険制度だけではなく地域社会におけるサービスなどの併用も重要

高齢者を支える仕組みは介護保険制度だけではありません。

各市町村では介護保険サービス以外にもその地方の実態に応じた種々の福祉施策が行われており、その中には介護予防に資する施策もあります。

また、ボランティア活動などとも積極的に連携して、自らが生活する地域で支える(社会で支える)体制を考えてください。

④ 一人ひとり別の状況にある方を要介護認定で8区分に一般化

一人ひとり別の状況にある方に必要なサービスはケアプランで個別化

要介護認定を申請される方は一人ひとり別の状況にあります。

このさまざまな心身の状況や環境にある方について、介護保険制度では二段ステップを踏むことを想定しています。

つまり、要介護認定においては、介護の手間及び状態の維持・改善可能性の観点から、より一般化し、自立(非該当)から要介護5までの8区分のどこに相対的に位置しているかを審査判定します。

しかしながら、同じ要介護度であっても必要なサービスは異なり、心身の状況が同じであって

も置かれている環境によっても必要とするサービスは異なります。このため、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する際には、このさまざまな心身の状況や家族や家庭の状況などの環境に配慮した内容（サービス利用）とする必要があります。

また、ケアプランの作成に当たっては、要介護者がより良い状態（軽い要介護度）となっただけのために、前述の配慮のもとに地域のサービス提供体制を把握している者が作成することが望ましいことから、特に要支援1、要支援2といった新予防給付対象者に対しては、地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアプランの作成及びサービス提供による効果の評価、ケアプランの見直しが行われます。

⑤ 要介護認定は時間が基本となるものさし

介護保険制度では、心身の状況に応じた給付を適正に行う観点から要介護認定を行い、給付の水準を定めています。

具体的には、要介護度をもとに介護報酬の水準を定めたり、在宅における支給限度額を定めたり、要介護度の改善の傾向が高い介護予防サービス提供事業者は一定の報酬上の評価を行ったりしています。

このように、要介護度は給付と連動しているため、より客観的かつ定量的に要介護認定を行う必要があることから、その尺度（ものさし）についても客観的かつ定量的なものである必要があります。

このため、精神的負担感の定量化や、医療保険における診断と治療（検査や投薬も含め）のように状態からサービスを規定する方法も検討されましたが、現時点において最も客観的かつ定量的な基本となるものさしは時間であるとの結論が得られました。

また、その「時間」についても、実態調査に基づくすなわち科学的根拠に基づく方がより説明力があることから、介護保険制度下での実態調査に基づいて一次判定ロジックが構築されています。

なお、この実態調査については施設と在宅とで実施されましたが、「同じ心身の状況であれば同じ要介護度となる」という安定性の観点から、施設調査の結果をもとにロジックが構築されていますが、在宅調査における妥当性についても検証されています。

⑥ 二次判定変更率はばらつきに注意

前述のとおり、一次判定ロジックについては、実態調査をもとにした科学的根拠に基づいて構築されており、介護認定審査会資料に表示される指標についても、全国の介護認定審査会における実態調査や要介護認定モデル事業の結果をもとに作成されています。

このため、二次判定（介護認定審査会）においては、実態調査の母集団の差異や一次判定の推計式で推計しきれない部分について、特記事項や主治医意見書をもとに個別に審査判定を行い、各指標に基づいて検証を行う必要があります。

このとき、介護認定審査会（市町村）間や合議体間で二次判定変更率に大きな差が統計的になく、一定の範囲内に収まることが望ましいと考えられます。

もし、これと異なる傾向が生じた場合は、合議体間の連絡会議や研修を通して平準化につい

V. 要介護認定のまとめ

て検討してください。

⑦ 公平公正な要介護認定の実施

要介護認定は行政処分ですので、公平公正に実施される必要があります。

このため、認定調査においては本人からの聴取のみならず、介護者からの聴取や認定調査員自らの所見を含めて、総合的に判断する必要があります。

また、介護認定審査会においては、詳細なケースについて十分な審議時間を確保するために、効率的な運営を図ることも重要です。例えば、委員にはあらかじめ資料が配布されますが、これを受けて、各委員が介護認定審査会開始前に要介護度変更を行う必要があるケースを会長（あるいは、合議体の場合は合議体の長）又は事務局に提出し、より詳細な検討が必要なケースについて十分に時間を確保するという方策も可能です。

⑧ 要介護度が軽く（良く）なったことを喜ばしく

①で述べたとおり、介護保険制度はサービス利用そのものが目的ではなく、サービス利用により状態が良くなってもらうことを目的とした制度です。つまり、血圧や血糖値が良くなったときと同じように、要介護度が軽くなったことを喜んでいただくことを想定しています。

このため、介護サービスの利用により、介護の手間が改善された場合は、当然、更新認定ではより軽度の要介護度となりますので、この点に留意して要介護認定を行ってください。

なお、要介護認定・要支援認定を受けている方で、心身の状況が変化し、サービスの必要量が変化したときは、今受けている要介護認定等の有効期間中であっても区分変更申請を行うことができます（第29条、第33条の2）。

⑨ 要介護度はサービス利用の通信簿

更新認定の際には、前回の審査判定のときとの比較が可能となります。

もちろん、前回の結果を審査判定の直接の根拠とすることは適当ではありませんが、どのようなサービスを利用し、どのように状態が変化したかを知ることが非常に有用なことです。

また、介護保険制度の理念からすれば、ご本人のみならず介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護保険事業者も良くなるよう努めていただいているわけですから、要介護度は通信簿としての機能も担っていることとなります。

⑩ 住民の理解が得られるような人間味のこもった血の通った認定

介護保険制度はみんなで支え合う制度です。

申請されたご本人に対する人間味のこもった血の通った要介護認定は、気持ちよくサービスを利用していただく第一歩です。これは、申請者に対し、誠実に接するという趣旨であり、基準に基づかない判断を推奨しているわけではありません。

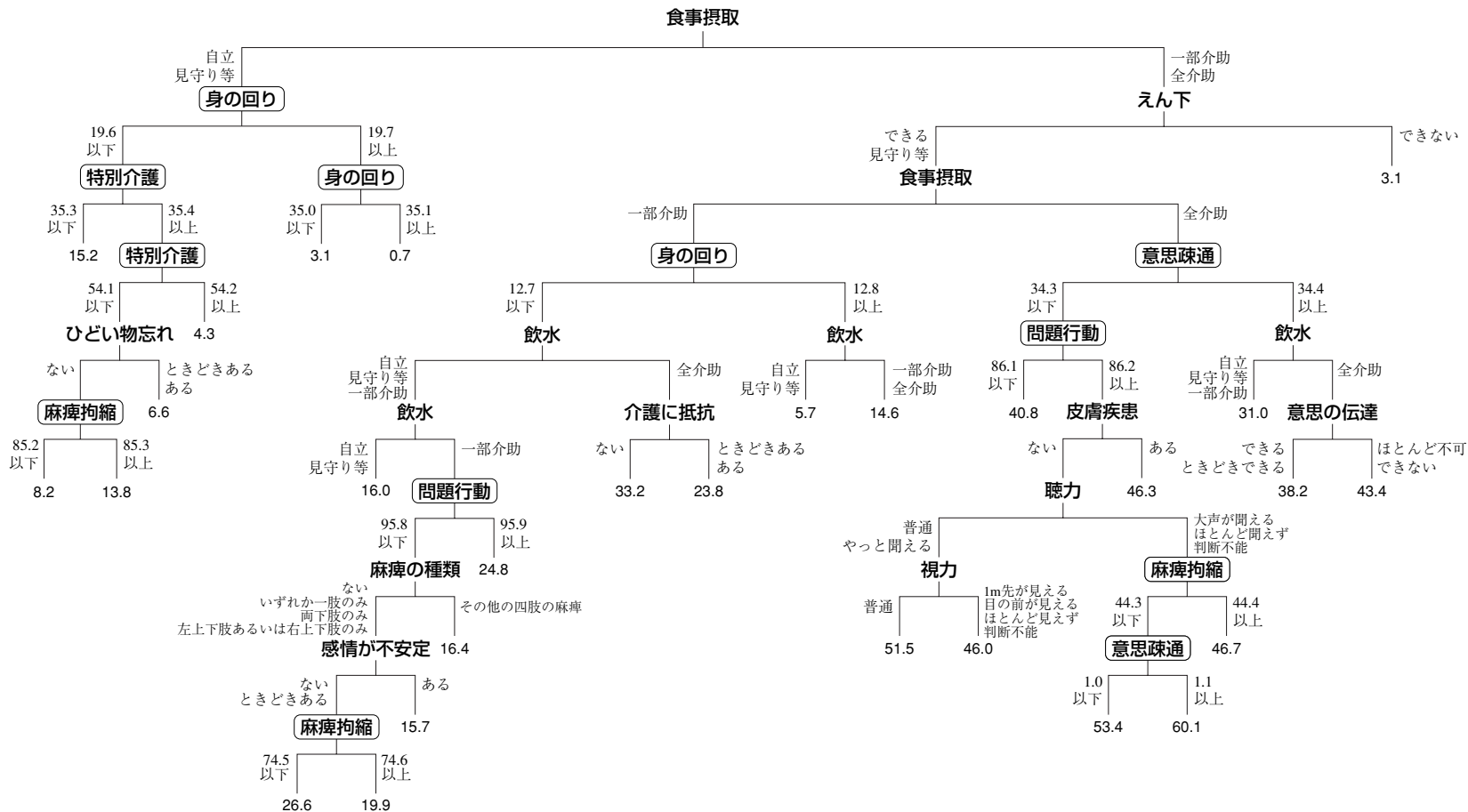
また、ご自身はサービスを利用されず保険料だけ納めていただいている方が大多数ですので、要介護認定はこれらの方に対しても御理解をいただけるような公平公正さを合わせもつ必要があります。

我が国は人類の夢である長寿社会の世界一の国です。

明るい長寿社会を目指して、介護保険制度を高齢者の生活を支える一翼として、有機的に健全に発展させるために、その軸となる要介護認定を公平公正に行いましょう。

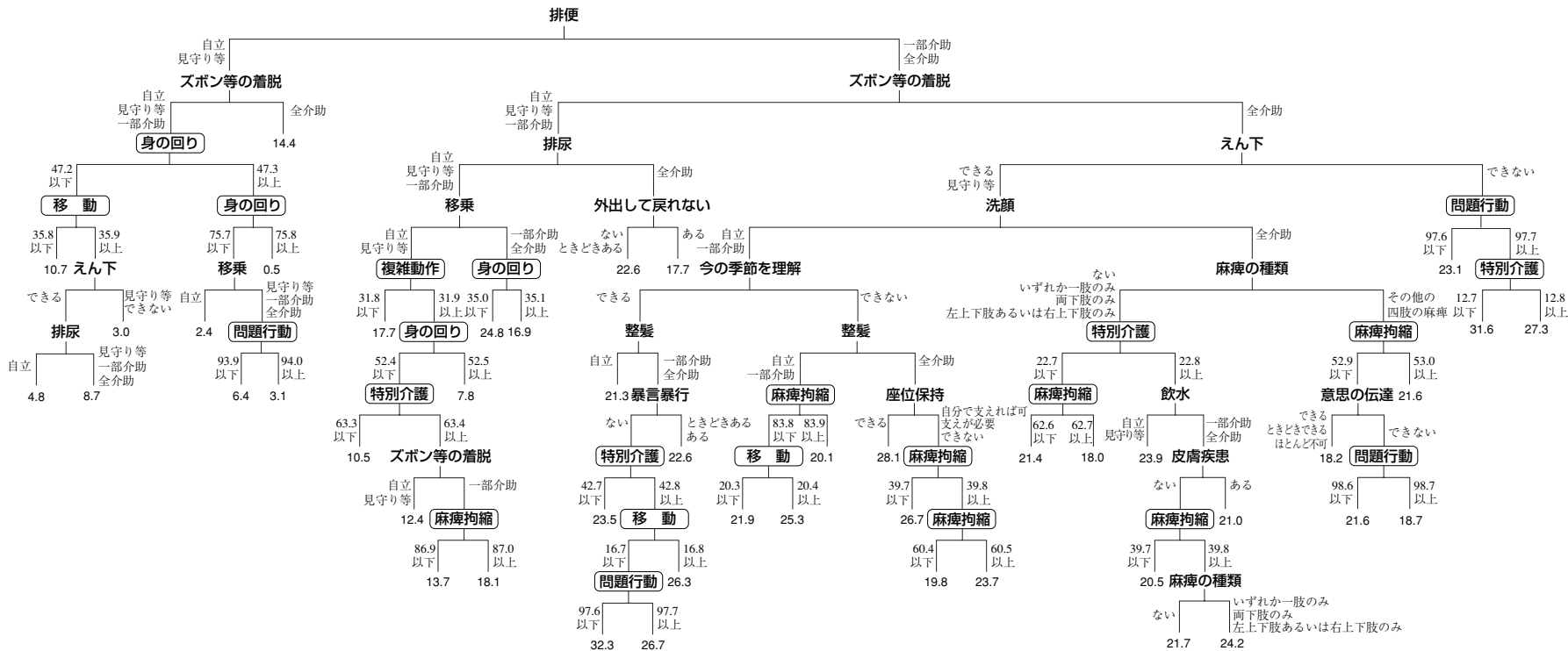
要介護認定等基準時間の推計方法

食 事



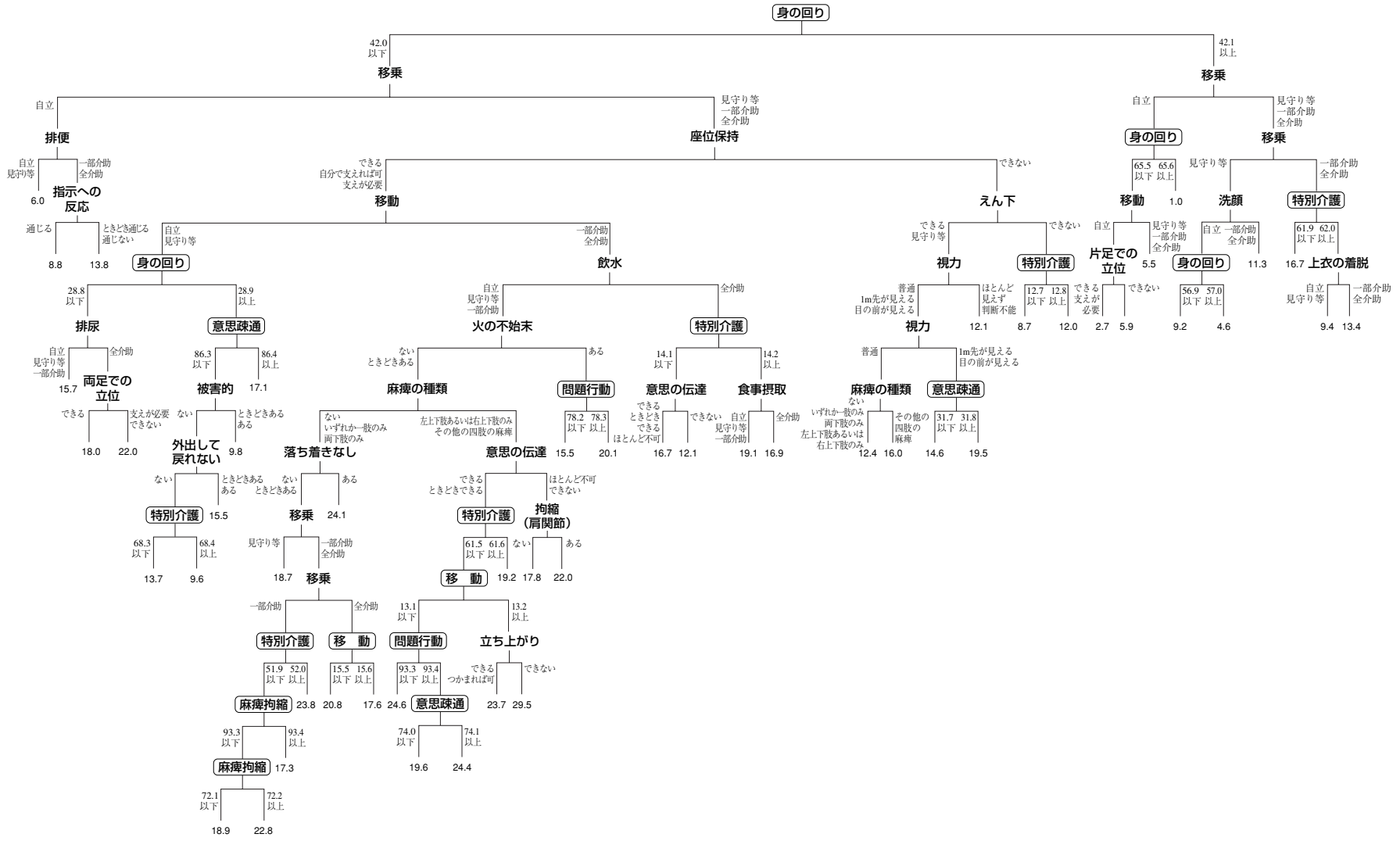
要介護認定等基準時間の推計方法

排 泄



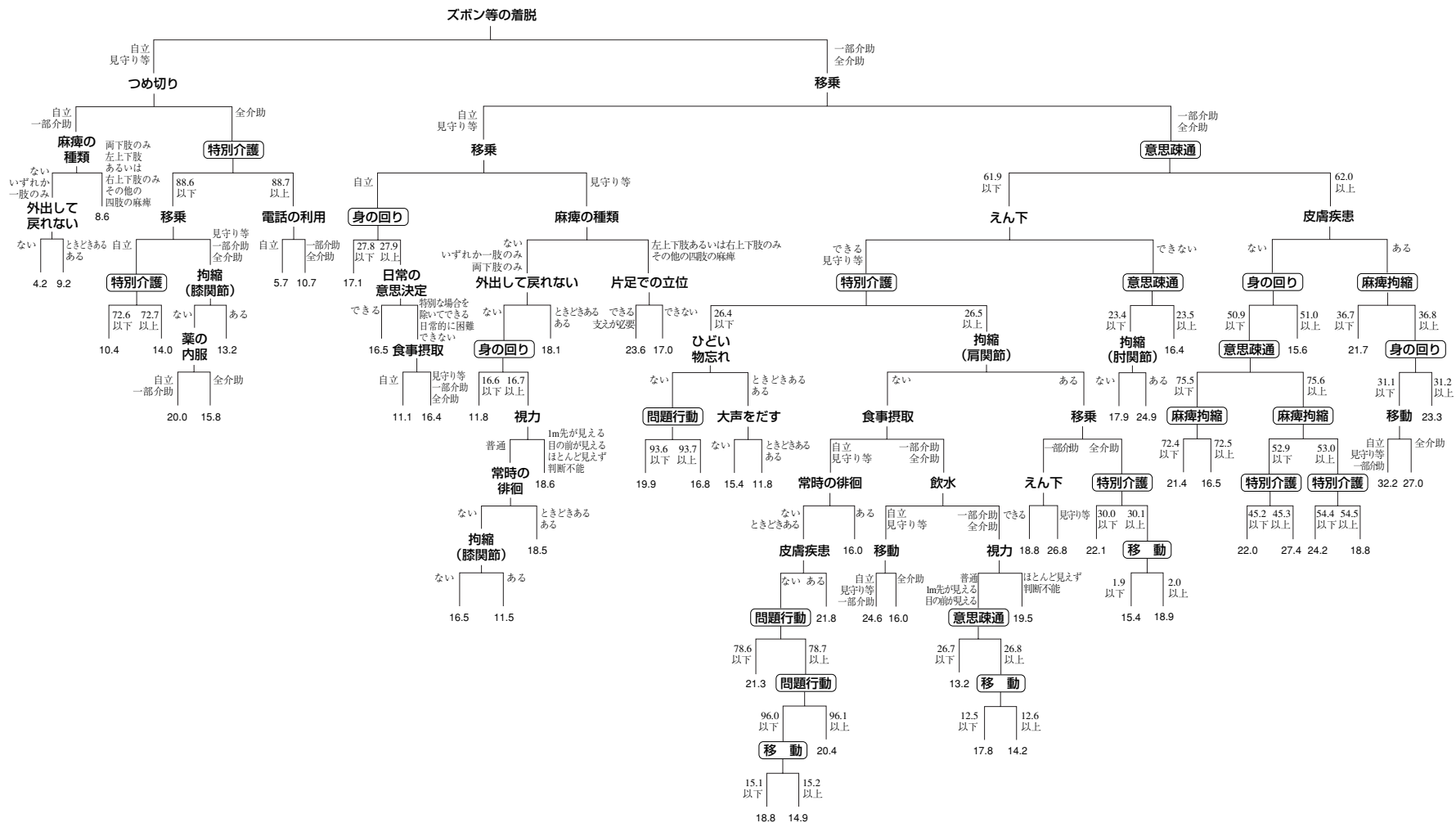
要介護認定等基準時間の推計方法

移動



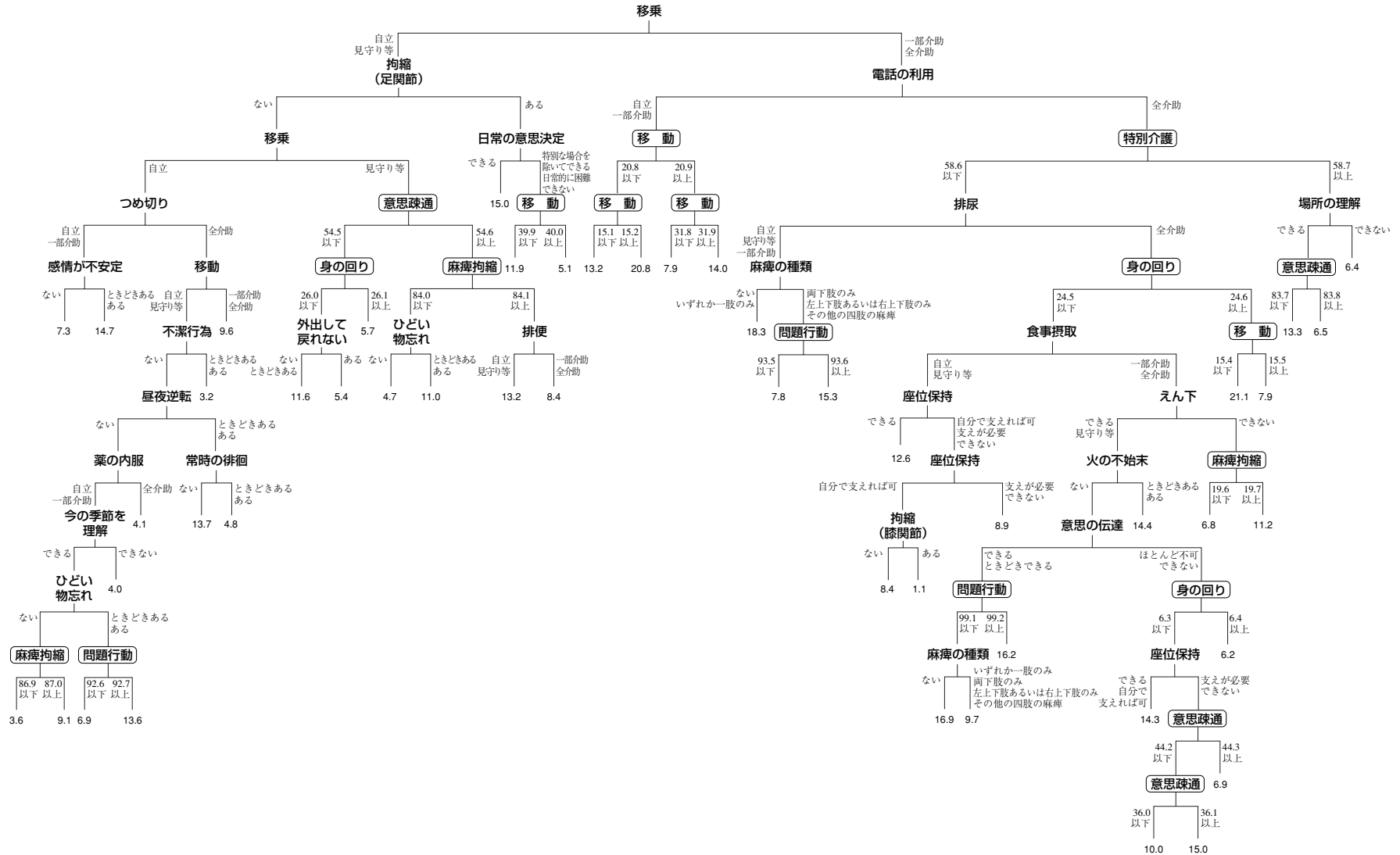
要介護認定等基準時間の推計方法

清潔保持



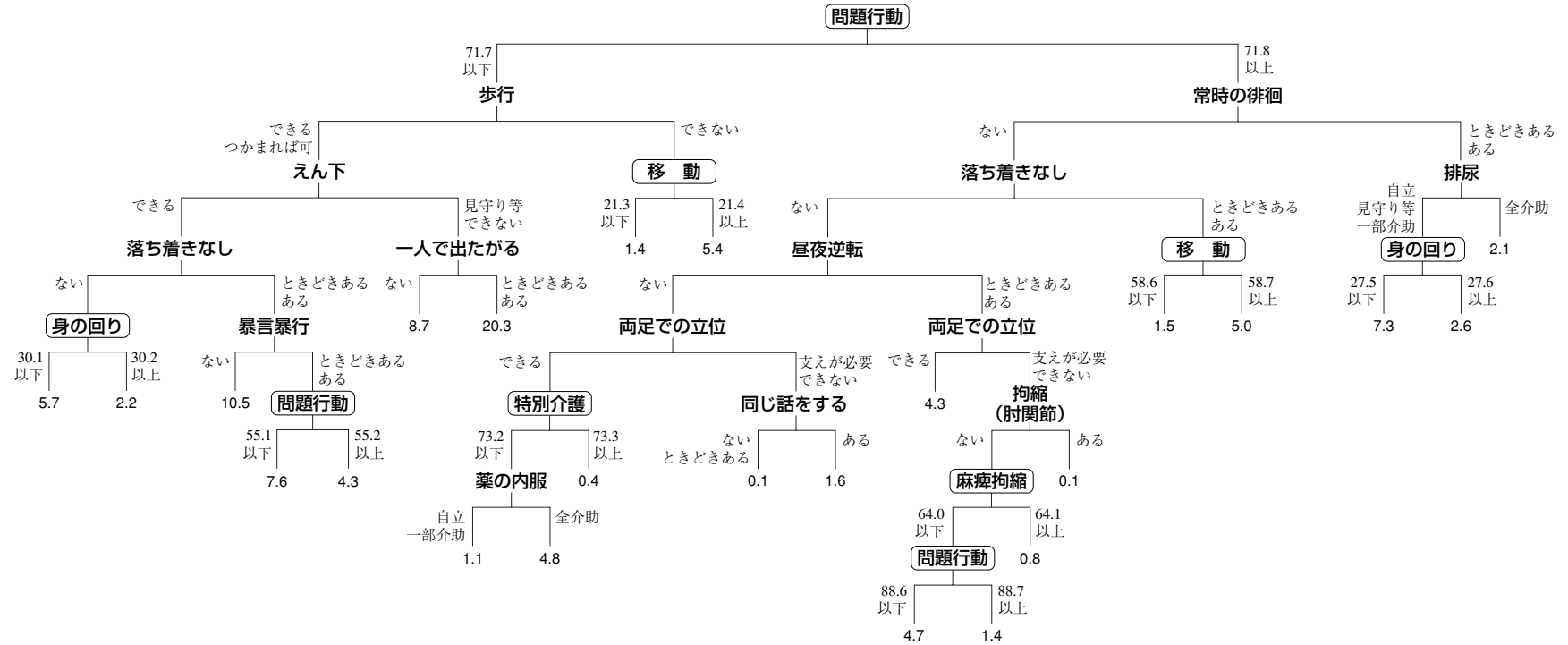
要介護認定等基準時間の推計方法

間接生活介助



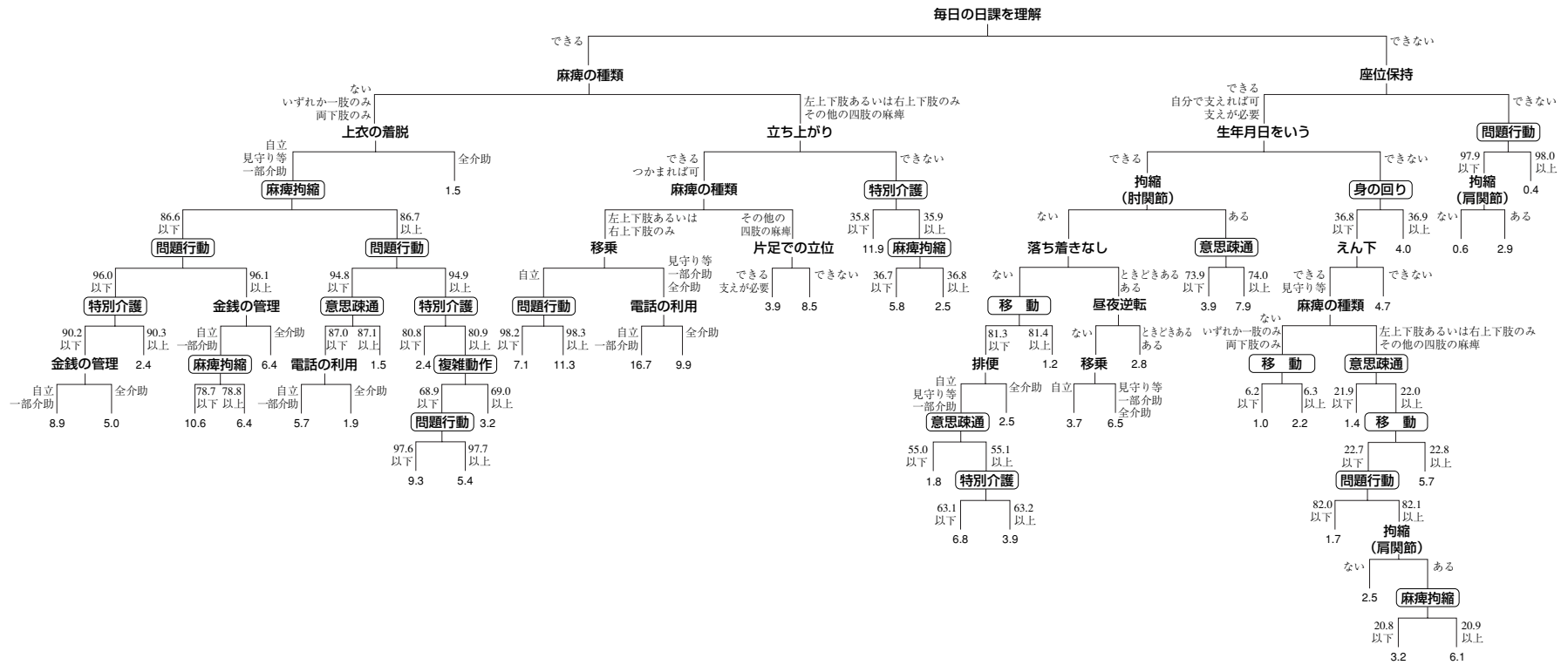
要介護認定等基準時間の推計方法

問題行動関連行為



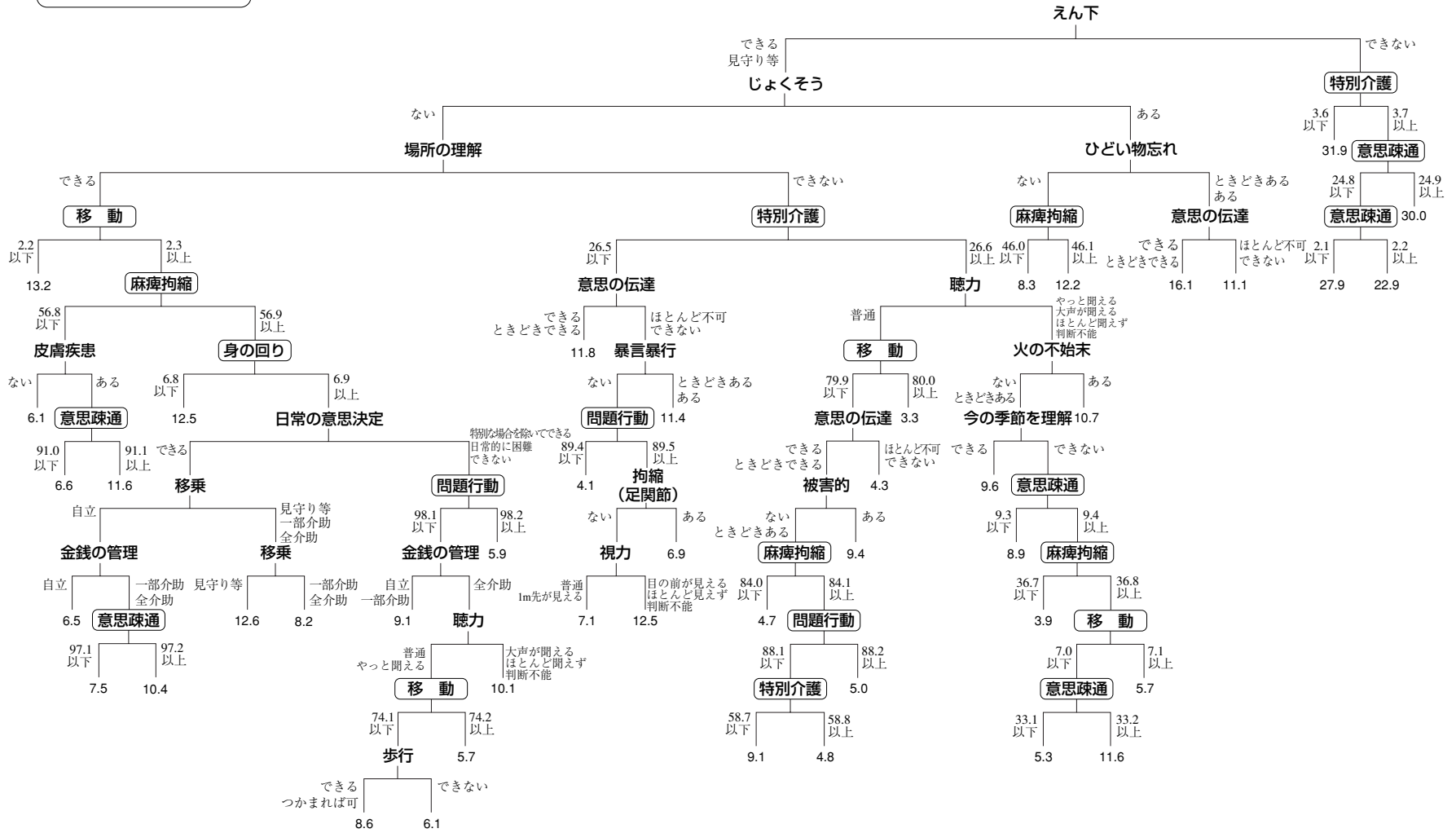
要介護認定等基準時間の推計方法

機能訓練関連行為



要介護認定等基準時間の推計方法

医療関連行為



特別な医療

区 分	番号	項 目 名	時間（単位：分）
処置内容	1	点滴の管理	8.5
	2	中心静脈栄養	8.5
	3	透析	8.5
	4	ストーマの処置	3.8
	5	酸素療法	0.8
	6	レスピレーター	4.5
	7	気管切開の処置	5.6
	8	疼痛の看護	2.1
	9	経管栄養	9.1
特別な対応	10	モニター測定	3.6
	11	じょくそうの処置	4.0
失禁への対応	12	カテーテル	8.2

注 調査結果（8の項目）に基づき、当てはまるものに係る時間を合計します。

麻痺の種類

番号	調査項目における選択肢				麻 痺 の 種 類
	左上肢	右上肢	左下肢	右下肢	
1	ない	ない	ない	ない	ない
2	ある	ない	ない	ない	いずれか一肢のみ
3	ない	ある	ない	ない	いずれか一肢のみ
4	ない	ない	ある	ない	いずれか一肢のみ
5	ない	ない	ない	ある	いずれか一肢のみ
6	ある	ある	ない	ない	その他の四肢の麻痺
7	ある	ない	ある	ない	左上下肢あるいは右上下肢のみ
8	ある	ない	ない	ある	その他の四肢の麻痺
9	ない	ある	ある	ない	その他の四肢の麻痺
10	ない	ある	ない	ある	左上下肢あるいは右上下肢のみ
11	ない	ない	ある	ある	両下肢のみ
12	ある	ある	ある	ない	その他の四肢の麻痺
13	ある	ある	ない	ある	その他の四肢の麻痺
14	ある	ない	ある	ある	その他の四肢の麻痺
15	ない	ある	ある	ある	その他の四肢の麻痺
16	ある	ある	ある	ある	その他の四肢の麻痺

注 麻痺の種類を選択は、調査結果（1-1の項目）に基づき、当てはまるものを組み合わせて行うものとします。

中間評価項目得点

群	項目	配点										
		ない	16.0	いずれか一肢のみ	13.3	両下肢のみ	2.5	左上下肢あるいは右上下肢のみ	3.5	その他の四肢の麻痺	0.0	
1	麻痺拘縮	麻痺の種類	ない	16.0	いずれか一肢のみ	13.3	両下肢のみ	2.5	左上下肢あるいは右上下肢のみ	3.5	その他の四肢の麻痺	0.0
		拘縮（肩関節）	ない	15.8	ある	0.0						
		拘縮（肘関節）	ない	21.9	ある	0.0						
		拘縮（股関節）	ない	16.3	ある	0.0						
		拘縮（膝関節）	ない	10.5	ある	0.0						
		拘縮（足関節）	ない	19.5	ある	0.0						
2	移動	寝返り	できる	14.5	つかまれば可	3.8	できない	0.0				
		起き上がり	できる	14.2	つかまれば可	2.2	できない	0.0				
		座位保持	できる	16.0	自分で支えれば可	10.0	支えが必要	2.6	できない	0.0		
		両足での立位	できる	14.3	支えが必要	3.1	できない	0.0				
		歩行	できる	12.3	つかまれば可	1.8	できない	0.0				
		移乗	自立	14.8	見守り等	6.5	一部介助	2.0	全介助	0.0		
		移動	自立	13.9	見守り等	4.7	一部介助	1.4	全介助	0.0		
		複雑動作	自立	28.8	一部介助	28.9	全介助	5.9	行っていない	0.0		
3	複雑動作	立ち上がり	できる	39.4	つかまれば可	9.1	できない	0.0				
		片足での立位	できる	31.7	支えが必要	6.0	できない	0.0				
		洗顔	自立	28.8	一部介助	28.9	全介助	5.9	行っていない	0.0		
4	特別介護	じょくそう	ない	11.8	ある	0.0						
		皮膚疾患	ない	1.9	ある	0.0						
		えん下	できる	21.1	見守り等	7.5	できない	0.0				
		食事摂取	自立	18.8	見守り等	9.0	一部介助	5.3	全介助	0.0		
		飲水	自立	19.4	見守り等	9.7	一部介助	5.4	全介助	0.0		
		排尿	自立	13.6	見守り等	4.2	一部介助	2.5	全介助	0.0		
		排便	自立	13.4	見守り等	4.1	一部介助	2.6	全介助	0.0		
5	身の回り	口腔清潔	自立	11.0	一部介助	6.4	全介助	0.0				
		洗顔	自立	11.1	一部介助	6.3	全介助	0.0				
		整髪	自立	10.3	一部介助	6.2	全介助	0.0				
		つめ切り	自立	7.2	一部介助	1.4	全介助	0.0				
		上衣の着脱	自立	10.9	見守り等	5.7	一部介助	4.4	全介助	0.0		
		ズボンの着脱	自立	10.5	見守り等	5.1	一部介助	4.2	全介助	0.0		
		薬の内服	自立	11.4	一部介助	4.7	全介助	0.0				
		金銭の管理	自立	8.3	一部介助	2.3	全介助	0.0				
		電話の利用	自立	8.5	一部介助	3.3	全介助	0.0				
		日常の意思決定	できる	10.8	特別な場合を除いてできる	6.4	日常的に困難	2.9	できない	0.0		
		6	意思疎通	視力	普通	13.7	1m先が見える	1.6	目の前が見える	2.3	ほとんど見えず	0.6
聴力	普通			15.1	やっとな聞える	3.4	大声が聞える	1.4	ほとんど聞えず	0.1	判断不能	0.0
意思の伝達	できる			13.3	ときどきできる	7.7	ほとんど不可	3.5	できない	0.0		
指示への反応	通じる			12.7	ときどき通じる	4.6	通じない	0.0				
毎日の日課を理解	できる			5.9	できない	0.0						
生年月日をいう	できる			7.7	できない	0.0						
短期記憶	できる			6.0	できない	0.0						
自分の名前をいう	できる			11.1	できない	0.0						
今の季節を理解	できる			6.8	できない	0.0						
場所の理解	できる			7.7	できない	0.0						
7	問題行動			被害的	ない	5.2	ときどきある	2.5	ある	0.0		
		作話	ない	6.0	ときどきある	3.3	ある	0.0				
		幻視幻聴	ない	4.9	ときどきある	2.5	ある	0.0				
		感情が不安定	ない	4.0	ときどきある	1.8	ある	0.0				
		昼夜逆転	ない	3.4	ときどきある	1.8	ある	0.0				
		暴言暴行	ない	5.5	ときどきある	3.2	ある	0.0				
		同じ話をする	ない	3.9	ときどきある	1.7	ある	0.0				
		大声をだす	ない	5.2	ときどきある	3.1	ある	0.0				
		介護に抵抗	ない	4.6	ときどきある	2.7	ある	0.0				
		常時の徘徊	ない	6.2	ときどきある	4.2	ある	0.0				
		落ち着きなし	ない	6.1	ときどきある	3.9	ある	0.0				
		外出して戻れない	ない	6.1	ときどきある	4.3	ある	0.0				
		一人で出たがる	ない	7.0	ときどきある	4.3	ある	0.0				
		収集癖	ない	6.3	ときどきある	4.7	ある	0.0				
		火の不始末	ない	3.2	ときどきある	0.5	ある	0.0				
		物や衣類を壊す	ない	7.9	ときどきある	5.9	ある	0.0				
		不潔行為	ない	5.2	ときどきある	3.6	ある	0.0				
		異食行動	ない	6.5	ときどきある	5.4	ある	0.0				
		ひどい物忘れ	ない	2.8	ときどきある	0.4	ある	0.0				

警告コード

コードNo.	説明
01	「寝返り」が「3. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. 自立」
02	「起き上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
03	「起き上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. 自立」
04	「座位保持」が「3. 支えが必要」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
05	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「両足での立位」が「1. できる」
06	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「歩行」が「1. できる」
07	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
08	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
09	「座位保持」が「4. できない」にもかかわらず、「洗身」が「1. 自立」
10	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「歩行」が「1. できる」
11	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「立ち上がり」が「1. できる」
12	「両足での立位」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
13	「歩行」が「1. できる」にもかかわらず、「移乗」が「4. 全介助」
14	「歩行」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
15	「移乗」が「4. 全介助」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
16	「立ち上がり」が「3. できない」にもかかわらず、「片足での立位」が「1. できる」
17	「洗身」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
18	「じょくそう」が「1. ない」にもかかわらず、特別な医療の「じょくそうの処置」が「2. ある」
19	「じょくそう」が「2. ある」にもかかわらず、「常時の徘徊」が「3. ある」
20	「えん下」が「3. できない」にもかかわらず、「食事摂取」が「1. 自立」
21	「えん下」が「3. できない」にもかかわらず、「薬の内服」が「1. 自立」
22	「つめ切り」が「1. 自立」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
23	「つめ切り」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
24	「薬の内服」が「1. 自立」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
25	「薬の内服」が「1. 自立」にもかかわらず、「不潔行為」が「3. ある」
26	「薬の内服」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
27	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「常時の徘徊」が「3. ある」
28	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「一人で出たがる」が「3. ある」
29	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「収集癖」が「3. ある」
30	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「物や衣類を壊す」が「3. ある」
31	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「不潔行為」が「3. ある」
32	「金銭の管理」が「1. 自立」にもかかわらず、「異食行動」が「3. ある」
33	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「意思の伝達」が「1. できる」
34	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「指示への反応」が「1. 通じる」
35	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「意思の伝達」が「1. できる」
36	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「指示への反応」が「1. 通じる」
37	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、第6群：6-5（記憶・理解について）の6項目が いずれも「1. できる」

コードNo.	説 明
38	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、第6群：6-5（記憶・理解について）の6項目がいずれも「1. できる」
39	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」
40	「異食行動」が「3. ある」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
41	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
42	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
43	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「飲水」が「1. 自立」
44	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」
45	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「排便」が「1. 自立」
46	「意思の伝達」が「4. できない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
47	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「排尿」が「1. 自立」
48	「聴力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「移動」が「1. 自立」
49	「物や衣類を壊す」が「3. ある」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
50	「意思の伝達」が「4. できない」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」
51	「片足での立位」が「1. できる」にもかかわらず、「飲水」が「4. 全介助」
52	「異食行動」が「3. ある」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」
53	「指示への反応」が「3. 通じない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
54	「自分の名前をいう」が「2. できない」にもかかわらず、「日常の意思決定」が「1. できる」
55	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「排便」が「1. 自立」
56	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「排尿」が「1. 自立」
57	「洗身」が「1. 自立」にもかかわらず、「飲水」が「4. 全介助」
58	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「飲水」が「1. 自立」
59	「自分の名前をいう」が「2. できない」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」
60	「火の不始末」が「3. ある」にもかかわらず、「飲水」が「4. 全介助」
61	「視力」が「5. 判断不能」にもかかわらず、「移動」が「1. 自立」
62	「物や衣類を壊す」が「3. ある」にもかかわらず、「電話の利用」が「1. 自立」

＜資料3＞

運動能力の低下していない認知症高齢者の指標

表1 スコア表（自立・要支援1）（要介護認定等基準時間で25分以上32分未満）

定数項	-0.024									
立ち上がり	できる	0.000	つかまれば可	0.176	できない	0.176				
洗身	自立	0.000	一部介助	0.217	全介助	0.313	行っていない	0.376		
ズボン等の着脱	自立	0.000	見守り等	0.293	一部介助	0.293	全介助	0.293		
聴力	普通	0.000	やっと聞える	0.332	大声が聞える	0.332	ほとんど聞えず	0.376	判断不能	0.376
毎日の日課を理解	できる	0.000	できない	0.170						
場所の理解	できる	0.000	できない	0.172						
幻視幻聴	ない	0.000	ときどきある	0.254	ある	0.254				
理解および記憶 (主治医意見書)	0レベル	0.000	1レベル	0.132	2レベル	0.132	3レベル	0.132		
	4レベル	0.132	5レベル	0.132	6レベル	0.132	(p.57 図 参照)			

表2 スコア表（要介護1相当）（要介護認定等基準時間で32分以上50分未満）

定数項	0.437									
寝返り	できる	0.000	つかまれば可	0.104	できない	0.400				
片足での立位	できる	0.000	支えが必要	0.101	できない	0.249				
洗身	自立	0.000	一部介助	0.215	全介助	0.285	行っていない	0.624		
食事摂取	自立	0.000	見守り等	0.112	一部介助	0.315	全介助	0.315		
上衣の着脱	自立	0.000	見守り等	0.181	一部介助	0.249	全介助	0.478		
金銭の管理	自立	0.000	一部介助	0.064	全介助	0.201				
意思の伝達	できる	0.000	ときどきできる	0.098	ほとんど不可	0.098	できない	0.098		
毎日の日課を理解	できる	0.000	できない	0.117						
理解および記憶 (主治医意見書)	0レベル	0.000	1レベル	0.001	2レベル	0.001	3レベル	0.067		
	4レベル	0.067	5レベル	0.125	6レベル	0.125	(p.57 図 参照)			
問題行動 {中間評価得点}	-0.008		(中間評価項目得点を乗じる)							

表3 スコア表（要介護2）（要介護認定等基準時間で50分以上70分未満）

定数項	0.490									
移乗	自立	0.000	見守り等	0.254	一部介助	0.290	全介助	0.290		
片足での立位	できる	0.000	支えが必要	0.021	できない	0.208				
洗身	自立	0.000	一部介助	0.160	全介助	0.256	行っていない	0.608		
食事摂取	自立	0.000	見守り等	0.078	一部介助	0.287	全介助	0.606		
排尿	自立	0.000	見守り等	0.047	一部介助	0.145	全介助	0.252		
整髪	自立	0.000	一部介助	0.148	全介助	0.216				
上衣の着脱	自立	0.000	見守り等	0.145	一部介助	0.211	全介助	0.327		
生年月日をいう	できる	0.000	できない	0.106						
問題行動 {中間評価得点}	-0.010		(中間評価項目得点を乗じる)							

※ 表1～表3を用いて、定数項に各調査項目等によるスコアを加算し、0.5を超える場合は指標を1つ表示します。

図 理解及び記憶（主治医意見書）の算出方法

例) 主治医意見書のチェックが、“短期記憶「問題あり」” “日常の意思決定を行うための認知能力「いくらか困難」” “自分の意思の伝達能力「伝えられない」” “食事「全面介助」” の場合

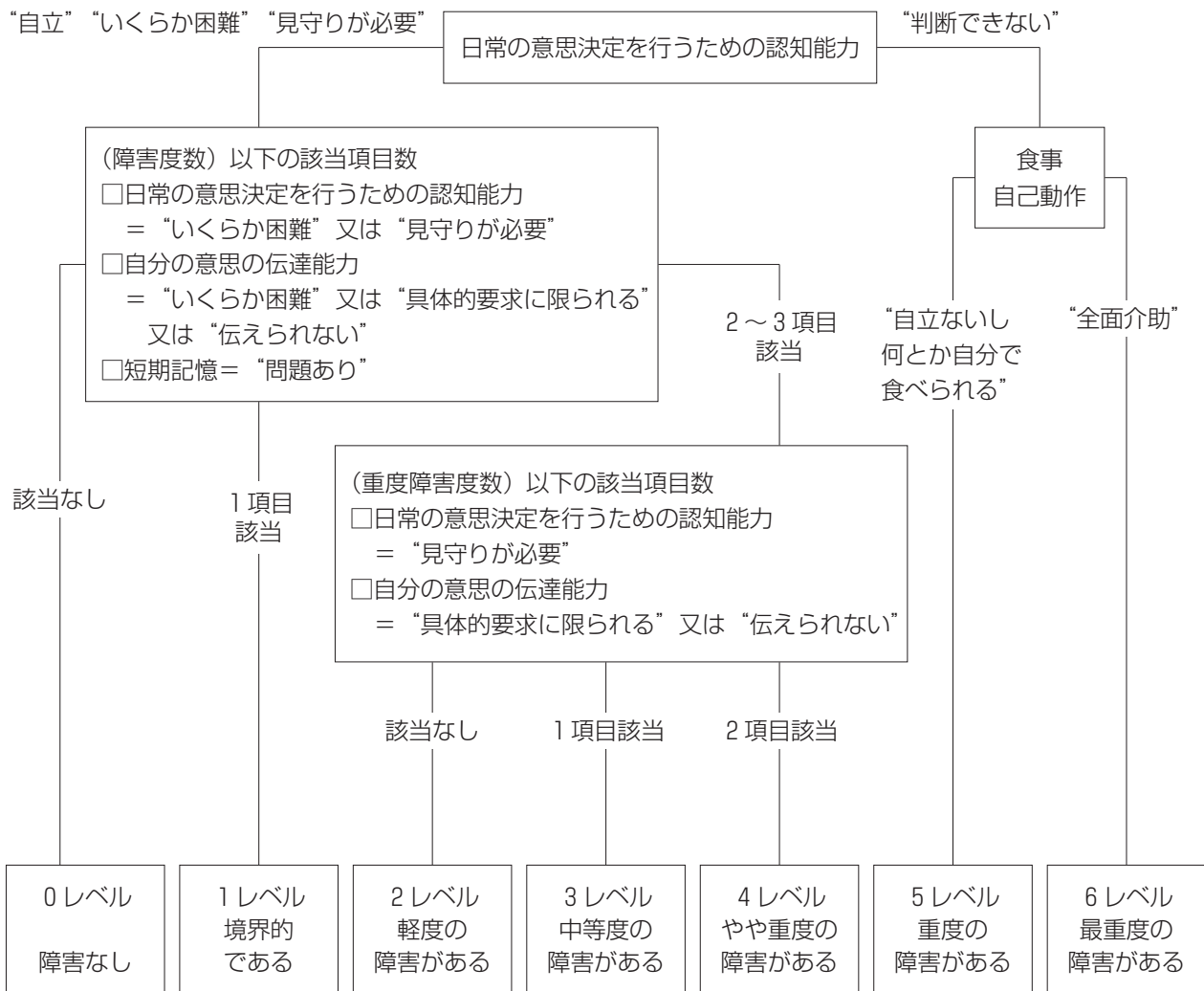


表 4 適用基準

	適用基準	
暴言暴行		
大声をだす		
介護に抵抗	自立	（要介護認定等基準時間が25分未満である状態）…………… 1項目以上に該当
常時の徘徊	要支援1	（要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態）…… 2項目以上に該当
外出して戻れない	要介護1相当	（要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態）…… 4項目以上に該当
1人で外に出たがる	要介護2	（要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態）…… 6項目以上に該当
火の不始末		
不潔行為		
異食行動		

※ 表1～表3において、定数項に各調査項目によるスコアを加算し、0.5を超えかつ本基準を満たす場合は、指標を2つ表示します。

＜資料 4＞

日常生活自立度の組み合わせによる要介護度別分布

認知症高齢者自立度：自立

	自立	J	A	B	C
自立*	50%	10%	0%	0%	0%
要支援 1	40%	60%	20%	0%	0%
要介護 1 相当	10%	30%	60%	10%	0%
要介護 2	0%	0%	20%	30%	0%
要介護 3	0%	0%	0%	40%	20%
要介護 4	0%	0%	0%	20%	40%
要介護 5	0%	0%	0%	0%	40%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

認知症高齢者自立度：Ⅲ

	自立	J	A	B	C
自立*	0%	0%	0%	0%	0%
要支援 1	0%	0%	0%	0%	0%
要介護 1 相当	30%	20%	0%	0%	0%
要介護 2	40%	40%	30%	0%	0%
要介護 3	30%	30%	50%	20%	0%
要介護 4	0%	10%	20%	60%	30%
要介護 5	0%	0%	0%	20%	70%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

認知症高齢者自立度：Ⅰ

	自立	J	A	B	C
自立*	20%	0%	0%	0%	0%
要支援 1	70%	50%	10%	0%	0%
要介護 1 相当	10%	50%	60%	10%	0%
要介護 2	0%	0%	20%	20%	0%
要介護 3	0%	0%	10%	40%	10%
要介護 4	0%	0%	0%	30%	40%
要介護 5	0%	0%	0%	0%	50%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

認知症高齢者自立度：Ⅳ

	自立	J	A	B	C
自立*	0%	0%	0%	0%	0%
要支援 1	0%	0%	0%	0%	0%
要介護 1 相当	10%	0%	0%	0%	0%
要介護 2	10%	10%	10%	0%	0%
要介護 3	60%	50%	30%	0%	0%
要介護 4	20%	40%	50%	50%	10%
要介護 5	0%	10%	10%	50%	90%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

認知症高齢者自立度：Ⅱ

	自立	J	A	B	C
自立*	0%	0%	0%	0%	0%
要支援 1	40%	20%	0%	0%	0%
要介護 1 相当	50%	60%	40%	0%	0%
要介護 2	10%	20%	40%	20%	0%
要介護 3	0%	0%	20%	40%	0%
要介護 4	0%	0%	0%	30%	40%
要介護 5	0%	0%	0%	10%	60%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

認知症高齢者自立度：Ⅴ

	自立	J	A	B	C
自立*	0%	0%	0%	0%	0%
要支援 1	0%	0%	0%	0%	0%
要介護 1 相当	30%	20%	10%	0%	0%
要介護 2	20%	20%	10%	0%	0%
要介護 3	20%	30%	30%	10%	0%
要介護 4	20%	20%	30%	30%	0%
要介護 5	10%	10%	20%	60%	100%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

※「自立」は自立（非該当）をいう。



<資料5>

要介護度変更の指標

(1) より軽度に変更

調査項目		選択肢	要支援1	要介護1相当	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
飲水	一部介助以下	1,2,3						
食事摂取	一部介助以下	1,2,3						
意思の伝達	ときどきできる以下	1,2						
日常の意思決定	特別な場合以下	1,2						
毎日の日課を理解	できる	1						
短期記憶	できる	1						
口腔清潔	自立	1						
薬の内服	自立	1						
日常の意思決定	できる	1						
洗身	自立	1						
歩行	できる	1						
つめ切り	自立	1						
片足での立位	できる	1						
起き上がり	できる	1						
立ち上がり	できる	1						

(2) より重度に変更

調査項目		選択肢	自立	要支援1	要介護1相当	要介護2	要介護3	要介護4
金銭の管理	一部介助以上	2,3						
日常の意思決定	特別な場合以上	2,3,4						
同じ話をする	ある	3						
短期記憶	できない	2						
金銭の管理	全介助	3						
毎日の日課を理解	できない	2						
今の季節を理解	できない	2						
薬の内服	一部介助以上	2,3						
口腔清潔	一部介助以上	2,3						
洗顔	一部介助以上	2,3						
整髪	一部介助以上	2,3						
場所の理解	できない	2						
移乗	全介助	4						
上衣の着脱	全介助	4						
洗顔	全介助	3						
自分の名前をいう	できない	2						
座位保持	できない	4						
飲水	全介助	4						
食事摂取	全介助	4						
えん下	できない	3						

要介護度変更の指標の分類について

要介護度変更の指標は、平成16年度に全国の介護認定審査会において実施された審査判定結果をもとに統計的に算出したものであり、以下の分類を行っています。

(1)「より軽度に変更」することの多い調査項目と選択肢

一次判定	調査項目	より軽度に変更の指標(○)が付される選択肢
要支援 1	片足での立位	1. できる
	起き上がり	1. できる
	立ち上がり	1. できる
要介護 1 相当	歩行	1. できる
	つめ切り	1. 自立
	片足での立位	1. できる
要介護 2	薬の内服	1. 自立
	日常の意思決定	1. できる
	洗身	1. 自立
要介護 3	口腔清潔	1. 自立
	薬の内服	1. 自立
	日常の意思決定	1. できる
要介護 4	日常の意思決定	1. できる、2. 特別な場合
	毎日の日課を理解	1. できる
	短期記憶	1. できる
要介護 5	飲水	1. できる、2. 見守り等、3. 一部介助
	食事摂取	1. できる、2. 見守り等、3. 一部介助
	意思の伝達	1. できる、2. ときどきできる

(2)「より重度に変更」することの多い調査項目と選択肢

一次判定	調査項目	より重度に変更の指標(●)が付される選択肢
自立	金銭の管理	2. 一部介助、3. 全介助
	日常の意思決定	2. 特別な場合、3. 日常的に困難、4. できない
	同じ話をする	3. ある
	短期記憶	2. できない
要支援 1	短期記憶	2. できない
	金銭の管理	3. 全介助
	毎日の日課を理解	2. できない
	今の季節を理解	2. できない
要介護 1 相当	薬の内服	2. 一部介助、3. 全介助
	口腔清潔	2. 一部介助、3. 全介助
	洗顔	2. 一部介助、3. 全介助
	整髪	2. 一部介助、3. 全介助
要介護 2	口腔清潔	2. 一部介助、3. 全介助
	洗顔	2. 一部介助、3. 全介助
	整髪	2. 一部介助、3. 全介助
	場所の理解	2. できない
要介護 3	移乗	4. 全介助
	上衣の着脱	4. 全介助
	洗顔	3. 全介助
	自分の名前をいう	2. できない
要介護 4	座位保持	4. できない
	飲水	4. 全介助
	食事摂取	4. 全介助
	えん下	3. できない

<資料 6 >

状態像の例－要支援 1－1～5

状態像の例		要支援 1－1	要支援 1－2	要支援 1－3	要支援 1－4	要支援 1－5
要介護認定等基準時間		25.1	26.0	29.7	25.7	26.0
食事		0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
排泄		2.4	0.5	0.5	0.5	0.5
移動		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
清潔保持		4.2	4.2	5.7	4.2	4.2
間接		7.3	7.3	3.6	7.3	7.3
問題行動		0.4	0.4	0.4	0.1	0.4
機能訓練		3.2	5.4	11.3	5.4	5.4
医療関連		5.9	6.5	6.5	6.5	6.5
第 1 群 (麻痺・拘縮に関連する項目)						
1-1	麻痺 (左一上肢)			ある		
	麻痺 (右一上肢)					
	麻痺 (左一下肢)	ある				
	麻痺 (右一下肢)			ある		
	麻痺 (その他)					
1-2	拘縮 (肩関節)					
	拘縮 (肘関節)					
	拘縮 (股関節)					
	拘縮 (膝関節)			ある		
	拘縮 (足関節)					
拘縮 (その他)						
中間評価項目点数		97.3	100.0	77.0	100.0	100.0
第 2 群 (移動等に関連する項目)						
2-1	寝返り					
2-2	起き上がり	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-3	座位保持					
2-4	両足での立位				支えが必要	
2-5	歩行				つかまれば可	
2-6	移乗					
2-7	移動					
中間評価項目点数		88.0	88.0	77.3	66.3	88.0
第 3 群 (複雑な動作等に関連する項目)						
3-1	立ち上がり		つかまれば可		つかまれば可	つかまれば可
3-2	片足での立位	支えが必要	支えが必要	支えが必要	支えが必要	支えが必要
3-3	洗身					
中間評価項目点数		74.2	43.9	74.2	43.9	43.9
第 4 群 (特別な介護等に関連する項目)						
4-1.7	じよくそう					
4-1.1	皮膚疾患		ある	ある		
4-2	えん下					
4-3	食事摂取					
4-4	飲水					
4-5	排尿					
4-6	排便					
中間評価項目点数		100.0	98.1	98.1	100.0	100.0
第 5 群 (身の回りの世話等に関連する項目)						
5-1.7	口腔清潔					
5-1.1	洗顔					
5-1.1	整髪					
5-1.1	つめ切り					
5-2.7	上衣の着脱	一部介助		全介助		一部介助
5-2.1	スボン等の着脱					
5-3	薬の内服	一部介助				
5-4	金銭の管理	一部介助				
5-5	電話の利用	一部介助				
5-6	日常の意思決定	日常的に困難				
中間評価項目点数		68.4	100.0	92.8	100.0	94.2
第 6 群 (コミュニケーション等に関連する項目)						
6-1	視力					目の前が見える
6-2	聴力	やっと聞える				
6-3	意思の伝達					
6-4	指示への反応					ときどき通じる
6-5.7	毎日の日課を理解					
6-5.1	生年月日をいう					
6-5.1	短期記憶				できない	
6-5.1	自分の名前をいう					
6-5.1	今の季節を理解					
6-5.1	場所の理解					
中間評価項目点数		88.3	100.0	100.0	94.0	80.5
第 7 群 (問題行動に関連する項目)						
7.7	被害的					
7.1	作話					
7.1	幻視幻聴					
7.1	感情が不安定					
7.1	昼夜逆転					
7.1	暴言暴行					
7.1	同じ話をする					
7.1	大声をだす					
7.1	介護に抵抗					
7.1	常時の徘徊					
7.1	落ち着きなし					
7.1	外出して戻れない					
7.1	一人で出たがる					
7.1	収集癖					
7.1	火の不始末					
7.1	物や衣類を壊す					
7.1	不潔行為					
7.1	異食行動					
7.1	ひどい物忘れ					
中間評価項目点数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

状態像の例－要支援1－6～10

状態像の例		要支援1－6	要支援1－7	要支援1－8	要支援1－9	要支援1－10
要介護認定等基準時間		25.7	29.9	30.4	31.5	27.8
	食事	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	排泄	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	移動	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	清潔保持	4.2	4.2	4.2	4.2	9.2
	間接	7.3	7.3	14.7	7.3	7.3
	問題行動	0.1	0.4	0.4	5.0	0.4
	機能訓練	5.4	9.3	2.4	3.7	1.2
	医療関連	6.5	6.5	6.5	9.1	7.5
第1群（麻痺・拘縮に関連する項目）						
1-1	麻痺（左一上肢）					
	麻痺（右一上肢）					
	麻痺（左一下肢）					
	麻痺（右一下肢）					
	麻痺（その他）					
1-2	拘縮（肩関節）			ある		
	拘縮（肘関節）			ある		
	拘縮（股関節）					
	拘縮（膝関節）					ある
	拘縮（足関節）					
拘縮（その他）						
中間評価項目点数		100.0	100.0	62.3	100.0	89.5
第2群（移動等に関連する項目）						
2-1	寝返り					
2-2	起き上がり	つかまれば可		つかまれば可		つかまれば可
2-3	座位保持				自分で支えれば可	
2-4	両足での立位					
2-5	歩行	支えが必要				
2-6	移乗	つかまれば可				
2-7	移動					
中間評価項目点数		66.3	100.0	88.0	94.0	88.0
第3群（複雑な動作等に関連する項目）						
3-1	立ち上がり	つかまれば可	つかまれば可		つかまれば可	つかまれば可
3-2	片足での立位	できない	支えが必要		支えが必要	
3-3	洗身					
中間評価項目点数		37.9	43.9	99.9	43.9	69.6
第4群（特別な介護等に関連する項目）						
4-1.7	じょくそう					
4-1.1	皮膚疾患					
4-2	えん下					
4-3	食事摂取					
4-4	飲水					
4-5	排尿					
4-6	排便					
中間評価項目点数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第5群（身の回りの世話等に関連する項目）						
5-1.7	口腔清潔					
5-1.1	洗顔					
5-1.7	整髪					
5-1.1	つめ切り			一部介助		
5-2.7	上衣の着脱					
5-2.1	スボン等の着脱					
5-3	薬の内服				一部介助	一部介助
5-4	金銭の管理				一部介助	一部介助
5-5	電話の利用				一部介助	一部介助
5-6	日常の意思決定				特別な場合	
中間評価項目点数		100.0	100.0	94.2	77.7	82.1
第6群（コミュニケーション等に関連する項目）						
6-1	視力	1 m先が見える				1 m先が見える
6-2	聴力					
6-3	意思の伝達		ときどきできる			
6-4	指示への反応					
6-5.7	毎日の日課を理解				できない	できない
6-5.1	生年月日をいう					
6-5.7	短期記憶				できない	
6-5.1	自分の名前をいう					
6-5.7	今の季節を理解					
6-5.7	場所の理解					
中間評価項目点数		87.9	94.4	100.0	88.1	82.0
第7群（問題行動に関連する項目）						
7.7	被害的				ときどきある	
7.1	作話				ときどきある	
7.7	幻視幻聴			ときどきある		
7.1	感情が不安定			ときどきある		
7.7	昼夜逆転					
7.7	暴言暴行					
7.7	同じ話をする					ある
7.7	大声をだす					
7.7	介護に抵抗					
7.7	常時の徘徊					
7.7	落ち着きなし				ときどきある	
7.7	外出して戻れない					ときどきある
7.7	一人で出たがる					
7.7	収集癖					
7.7	火の不始末		ときどきある			
7.7	物や衣類を壊す					
7.7	不潔行為					
7.7	異食行動					
7.7	ひどい物忘れ			ときどきある	ある	ときどきある
中間評価項目点数		100.0	94.9	92.6	92.4	91.9

<資料 6 >

状態像の例－要介護 1 相当－ 1 ～ 5

状態像の例		要介護 1 相当－ 1	要介護 1 相当－ 2	要介護 1 相当－ 3	要介護 1 相当－ 4	要介護 1 相当－ 5
要介護認定等基準時間		33.4	40.2	40.2	45.6	39.6
	食事	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	排泄	2.4	0.5	0.5	0.5	2.4
	移動	1.0	1.0	1.0	4.6	1.0
	清潔保持	10.7	8.6	8.6	5.7	8.6
	間接	9.1	7.3	7.3	4.7	14.7
	問題行動	0.4	0.4	0.4	0.1	0.8
	機能訓練	3.2	11.3	11.3	16.7	3.9
	医療関連	5.9	10.4	10.4	12.6	7.5
第 1 群 (麻痺・拘縮に関連する項目)						
1-1	麻痺 (左一上肢)		ある	ある	ある	ある
	麻痺 (右一上肢)					
	麻痺 (左一下肢)			ある		ある
	麻痺 (右一下肢)		ある		ある	ある
	麻痺 (その他)				ある	
1-2	拘縮 (肩関節)			ある	ある	
	拘縮 (肘関節)					
	拘縮 (股関節)					
	拘縮 (膝関節)			ある		ある
	拘縮 (足関節)					
	拘縮 (その他)					
中間評価項目点数		100.0	87.5	61.2	71.7	73.5
第 2 群 (移動等に関連する項目)						
2-1	寝返り		つかまれば可			つかまれば可
2-2	起き上がり		つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-3	座位保持				自分で支えれば可	自分で支えれば可
2-4	両足での立位				支えが必要	支えが必要
2-5	歩行		つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-6	移乗				見守り等	
2-7	移動				見守り等	見守り等
中間評価項目点数		100.0	66.8	77.5	42.8	40.4
第 3 群 (複雑な動作等に関連する項目)						
3-1	立ち上がり		つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	できない
3-2	片足での立位		支えが必要	支えが必要	支えが必要	支えが必要
3-3	洗身	一部介助	一部介助	一部介助		
中間評価項目点数		100.0	44.0	44.0	43.9	34.8
第 4 群 (特別な介護等に関連する項目)						
4-1.ア	じよくそう					
4-1.イ	皮膚疾患					
4-2	えん下					
4-3	食事摂取					見守り等
4-4	飲水					
4-5	排尿					
4-6	排便					
中間評価項目点数		90.6	100.0	100.0	100.0	90.3
第 5 群 (身の回りの世話等に関連する項目)						
5-1.ア	口腔清潔					
5-1.イ	洗顔					一部介助
5-1.ウ	整髪					
5-1.エ	つめ切り					
5-2.ア	上衣の着脱		一部介助	一部介助	全介助	一部介助
5-2.イ	ズボン等の着脱			見守り等	見守り等	
5-3	薬の内服		一部介助			一部介助
5-4	金銭の管理		一部介助	一部介助	一部介助	一部介助
5-5	電話の利用		一部介助			一部介助
5-6	日常の意思決定		特別な場合			
中間評価項目点数		72.4	88.2	82.8	81.6	71.5
第 6 群 (コミュニケーション等に関連する項目)						
6-1	視力					
6-2	聴力					
6-3	意思の伝達	1 m 先が見える やっと聞える			1 m 先が見える やっと聞える	
6-4	指示への反応					
6-5.ア	毎日の日課を理解					できない
6-5.イ	生年月日をいう					
6-5.ウ	短期記憶					
6-5.エ	自分の名前をいう					
6-5.カ	今の季節を理解					
6-5.キ	場所の理解					
中間評価項目点数		76.2	100.0	100.0	76.2	94.1
第 7 群 (問題行動に関連する項目)						
7.ア	被害的					
7.イ	作話					
7.ウ	幻視幻聴					
7.エ	感情が不安定					ときどきある
7.カ	昼夜逆転					ときどきある
7.キ	暴言暴行					
7.ク	同じ話をする					
7.ク	大声をだす					
7.ケ	介護に抵抗					
7.コ	常時の徘徊					
7.サ	落ち着きなし					
7.シ	外出して戻れない					
7.ス	一人で出たがる					
7.セ	収集癖					
7.ソ	火の不始末					
7.タ	物や衣類を壊す					
7.チ	不潔行為					
7.ツ	異食行動					
7.テ	ひどい物忘れ					ときどきある
中間評価項目点数		100.0	100.0	100.0	100.0	93.8

状態像の例－要介護1相当－6～10

状態像の例		要介護1相当－6	要介護1相当－7	要介護1相当－8	要介護1相当－9	要介護1相当－10
要介護認定等基準時間		40.2	33.4	38.4	45.5	34.9
	食事	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	排泄	0.5	0.5	2.4	7.8	0.5
	移動	1.0	1.0	1.0	4.6	1.0
	清潔保持	4.2	4.2	9.2	4.2	9.2
	間接	14.7	14.7	7.3	8.4	7.3
	問題行動	4.3	0.4	5.0	1.5	4.3
	機能訓練	5.7	1.5	3.7	5.7	1.5
	医療関連	9.1	10.4	9.1	12.6	10.4
第1群（麻痺・拘縮に関連する項目）						
1-1	麻痺（左一上肢）		ある		ある	ある
	麻痺（右一上肢）					
	麻痺（左一下肢）					
	麻痺（右一下肢）	ある		ある		
	麻痺（その他）					
1-2	拘縮（肩関節）					
	拘縮（肘関節）					
	拘縮（股関節）					
	拘縮（膝関節）			ある		
	拘縮（足関節）					
	拘縮（その他）					
中間評価項目点数		97.3	97.3	86.8	97.3	97.3
第2群（移動等に関連する項目）						
2-1	寝返り					
2-2	起き上がり			つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-3	座位保持					
2-4	両足での立位				支えが必要	
2-5	歩行	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	
2-6	移乗				見守り等	
2-7	移動					
中間評価項目点数		89.5	89.5	77.5	58.0	88.0
第3群（複雑な動作等に関連する項目）						
3-1	立ち上がり			つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
3-2	片足での立位			支えが必要	支えが必要	支えが必要
3-3	洗身	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助
中間評価項目点数		100.0	44.0	44.0	44.0	43.9
第4群（特別な介護等に関連する項目）						
4-1.7	じょくそう		ある			
4-1.1	皮膚疾患					
4-2	えん下					
4-3	食事摂取	見守り等				見守り等
4-4	飲水					
4-5	排尿					
4-6	排便				一部介助	
中間評価項目点数		90.2	98.1	100.0	89.2	90.2
第5群（身の回りの世話等に関連する項目）						
5-1.7	口腔清潔					
5-1.1	洗顔					
5-1.7	整髪					
5-1.1	つめ切り			一部介助		一部介助
5-2.7	上衣の着脱					
5-2.1	スボン等の着脱					見守り等
5-3	薬の内服	一部介助		一部介助	一部介助	
5-4	金銭の管理		一部介助	一部介助		一部介助
5-5	電話の利用	一部介助		一部介助		一部介助
5-6	日常の意思決定	特別な場合		日常的に困難		
中間評価項目点数		83.7	88.2	74.2	93.3	77.6
第6群（コミュニケーション等に関連する項目）						
6-1	視力					
6-2	聴力			1 m先が見える		
6-3	意思の伝達	やっと聞える		大声が聞える		
6-4	指示への反応	ときどきできる			ときどきできる	
6-5.7	毎日の日課を理解				ときどき通じる	
6-5.1	生年月日をいう			できない		
6-5.7	短期記憶					
6-5.1	自分の名前をいう					
6-5.7	今の季節を理解					
6-5.7	場所の理解					
中間評価項目点数		70.6	100.0	80.4	86.3	100.0
第7群（問題行動に関連する項目）						
7.7	被害的		ある	ときどきある		
7.1	作話		ある			ある
7.7	幻視幻聴		ある			ときどきある
7.1	感情が不安定	ある	ときどきある			
7.7	昼夜逆転	ときどきある				ときどきある
7.7	暴言暴行	ときどきある				ときどきある
7.7	同じ話をする			ときどきある		
7.7	大声をだす					
7.7	介護に抵抗					ときどきある
7.7	常時の徘徊					
7.7	落ち着きなし			ときどきある	ある	
7.7	外出して戻れない			ときどきある		ときどきある
7.7	一人で出たがる			ある		ある
7.7	収集癖	ときどきある				
7.7	火の不始末	ときどきある			ときどきある	
7.7	物や衣類を壊す					ときどきある
7.7	不潔行為					
7.7	異食行動					
7.7	ひどい物忘れ	ときどきある		ときどきある	ときどきある	ときどきある
中間評価項目点数		85.4	81.7	81.7	88.8	72.6

＜資料 6＞

状態像の例－要介護 2－1～5

状態像の例		要介護 2-1	要介護 2-2	要介護 2-3	要介護 2-4	要介護 2-5
要介護認定等基準時間		64.9	57.1	65.7	61.4	67.8
	食事	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	排泄	3.1	21.3	16.9	3.1	3.1
	移動	11.3	2.7	9.4	4.6	4.6
	清潔保持	20.0	16.5	15.6	20.0	20.0
	間接	13.2	3.6	6.5	13.2	13.2
	問題行動	0.1	0.4	0.1	0.4	0.4
	機能訓練	3.9	1.5	10.6	9.3	16.7
	医療関連	12.6	10.4	5.9	10.1	9.1
第 1 群 (麻痺・拘縮に関連する項目)						
1-1	麻痺 (左一上肢)		ある			ある
	麻痺 (右一上肢)					
	麻痺 (左一下肢)	ある		ある		ある
	麻痺 (右一下肢)	ある		ある		
	麻痺 (その他)					
1-2	拘縮 (肩関節)		ある			
	拘縮 (肘関節)					
	拘縮 (股関節)					
	拘縮 (膝関節)			ある		
	拘縮 (足関節)					
	拘縮 (その他)					
中間評価項目点数		86.5	81.5	76.0	100.0	87.5
第 2 群 (移動等に関連する項目)						
2-1	寝返り		つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-2	起き上がり		つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-3	座位保持					
2-4	両足での立位	自分で支えれば可	支えが必要	支えが必要		
2-5	歩行	支えが必要		支えが必要		
2-6	移乗	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可		つかまれば可
2-7	移動	見守り等		一部介助	見守り等	見守り等
	見守り等			見守り等		見守り等
中間評価項目点数		54.8	53.4	20.2	69.0	49.3
第 3 群 (複雑な動作等に関連する項目)						
3-1	立ち上がり	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
3-2	片足での立位	できない	支えが必要	できない	支えが必要	支えが必要
3-3	洗身	一部介助	全介助	一部介助	一部介助	一部介助
中間評価項目点数		38.0	21.0	38.0	44.0	44.0
第 4 群 (特別な介護等に関連する項目)						
4-1.7	じよくそう					
4-1.1	皮膚疾患					ある
4-2	えん下					
4-3	食事摂取	見守り等				見守り等
4-4	飲水	見守り等				見守り等
4-5	排尿				見守り等	
4-6	排便			一部介助	見守り等	
中間評価項目点数		80.5	89.2	89.2	81.3	78.6
第 5 群 (身の回りの世話等に関連する項目)						
5-1.7	口腔清潔					
5-1.1	洗顔	一部介助				
5-1.1	整髪					
5-1.1	つめ切り					
5-2.7	上衣の着脱	全介助	全介助	見守り等	全介助	全介助
5-2.1	ズボン等の着脱	全介助	全介助	見守り等	見守り等	見守り等
5-3	薬の内服	見守り等	全介助	一部介助	見守り等	見守り等
5-4	金銭の管理	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助	
5-5	電話の利用	全介助	一部介助	全介助	全介助	
5-6	日常の意思決定	全介助	全介助	全介助	全介助	一部介助
中間評価項目点数		59.1	56.9	68.9	62.8	66.2
第 6 群 (コミュニケーション等に関連する項目)						
6-1	視力					
6-2	聴力					
6-3	意思の伝達			やっと聞える	ほとんど聞えず ときどきできる	大声が聞える ときどきできる
6-4	指示への反応					ときどき通じる
6-5.7	毎日の日課を理解					
6-5.1	生年月日をいう	できない				
6-5.1	短期記憶					
6-5.1	自分の名前をいう					
6-5.1	今の季節を理解					
6-5.1	場所の理解					
中間評価項目点数		94.1	100.0	88.3	79.4	72.6
第 7 群 (問題行動に関連する項目)						
7.7	被害的					
7.1	作話					
7.1	幻視幻聴					
7.1	感情が不安定					
7.1	昼夜逆転					
7.1	暴言暴行					
7.1	同じ話をする					
7.1	大声をだす					
7.1	介護に抵抗					
7.1	常時の徘徊					
7.1	落ち着きなし					
7.1	外出して戻れない					
7.1	一人で出たがる					
7.1	収集癖					
7.1	火の不始末					
7.1	物や衣類を壊す					
7.1	不潔行為					
7.1	異食行動					
7.1	ひどい物忘れ				ときどきある	ときどきある
中間評価項目点数		100.0	100.0	100.0	97.6	97.6

状態像の例－要介護 2－6～10

状態像の例		要介護 2－6	要介護 2－7	要介護 2－8	要介護 2－9	要介護 2－10
要介護認定等基準時間		57.9	52.3	52.6	55.2	56.0
	食事	14.6	0.7	0.7	0.7	0.7
	排泄	3.1	22.6	8.7	7.8	14.4
	移動	9.4	1.0	2.7	2.7	5.5
	清潔保持	4.2	4.2	8.6	11.1	11.1
	間接	14.0	14.7	14.7	14.7	7.3
	問題行動	0.1	0.1	1.5	7.6	2.2
	機能訓練	3.9	1.5	7.1	1.5	5.7
	医療関連	8.6	7.5	8.6	9.1	9.1
第 1 群 (麻痺・拘縮に関連する項目)						
1-1	麻痺 (左一上肢)			ある		
	麻痺 (右一上肢)					
	麻痺 (左一下肢)	ある	ある			ある
	麻痺 (右一下肢)			ある	ある	
	麻痺 (その他)					
1-2	拘縮 (肩関節)					
	拘縮 (肘関節)					
	拘縮 (股関節)					
	拘縮 (膝関節)		ある			
	拘縮 (足関節)					
拘縮 (その他)						
中間評価項目点数		97.3	86.8	87.5	97.3	97.3
第 2 群 (移動等に関連する項目)						
2-1	寝返り	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可		
2-2	起き上がり	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可		
2-3	座位保持					
2-4	両足での立位	支えが必要	支えが必要	支えが必要		
2-5	歩行	つかまれば可	できない	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-6	移乗	一部介助				
2-7	移動	見守り等	見守り等			見守り等
中間評価項目点数		44.3	55.3	55.6	89.5	80.3
第 3 群 (複雑な動作等に関連する項目)						
3-1	立ち上がり	できない	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
3-2	片足での立位	支えが必要	できない	支えが必要	支えが必要	できない
3-3	洗身	一部介助	一部介助	全介助	一部介助	
中間評価項目点数		34.9	38.0	21.0	44.0	37.9
第 4 群 (特別な介護等に関連する項目)						
4-1.7	じょくそう	ある				
4-1.1	皮膚疾患					
4-2	えん下					
4-3	食事摂取	一部介助				
4-4	飲水	一部介助				
4-5	排尿		全介助	見守り等	一部介助	
4-6	排便		全介助		一部介助	
中間評価項目点数		70.6	73.0	90.6	78.1	100.0
第 5 群 (身の回りの世話等に関連する項目)						
5-1.7	口腔清潔		一部介助		一部介助	全介助
5-1.1	洗顔			一部介助		
5-1.7	整髪			一部介助		
5-1.1	つめ切り	一部介助	一部介助	一部介助		
5-2.7	上衣の着脱	見守り等	見守り等	見守り等		一部介助
5-2.1	スボン等の着脱	見守り等			一部介助	全介助
5-3	薬の内服	一部介助		一部介助	全介助	
5-4	金銭の管理	全介助	全介助	一部介助	一部介助	一部介助
5-5	電話の利用	一部介助	一部介助	全介助	全介助	一部介助
5-6	日常の意思決定	特別な場合		できない	特別な場合	特別な場合
中間評価項目点数		59.0	70.9	45.8	58.8	56.4
第 6 群 (コミュニケーション等に関連する項目)						
6-1	視力					1 m先が見える
6-2	聴力					
6-3	意思の伝達					
6-4	指示への反応					
6-5.7	毎日の日課を理解	できない				
6-5.1	生年月日をいう					
6-5.7	短期記憶		できない	できない		
6-5.1	自分の名前をいう					
6-5.7	今の季節を理解					できない
6-5.1	場所の理解					
中間評価項目点数		94.1	94.0	94.0	100.0	81.1
第 7 群 (問題行動に関連する項目)						
7.7	被害的		ときどきある			ときどきある
7.1	作話		ときどきある		ある	ときどきある
7.7	幻視幻聴					
7.1	感情が不安定		ときどきある	ある	ある	
7.7	昼夜逆転					ときどきある
7.1	暴言暴行				ときどきある	ときどきある
7.1	同じ話をする		ときどきある	ときどきある	ときどきある	ときどきある
7.7	大声をだす			ときどきある		ある
7.1	介護に抵抗		ときどきある			ときどきある
7.1	常時の徘徊				ある	ときどきある
7.7	落ち着きなし			ときどきある	ある	
7.1	外出して戻れない				ある	ときどきある
7.1	一人で出たがる				ある	ある
7.1	収集癖					
7.7	火の不始末			ときどきある		ときどきある
7.7	物や衣類を壊す					
7.7	不潔行為				ある	
7.7	異食行動				ある	
7.7	ひどい物忘れ	ときどきある		ときどきある		
中間評価項目点数		97.6	88.3	84.4	50.6	67.9

<資料 6 >

状態像の例－要介護 3－1～5

状態像の例		要介護 3-1	要介護 3-2	要介護 3-3	要介護 3-4	要介護 3-5
要介護認定等基準時間		73.4	81.0	74.1	85.4	77.5
	食事	0.7	3.1	0.7	5.7	0.7
	排泄	21.3	26.3	17.7	21.3	14.4
	移動	5.5	9.6	4.6	17.1	16.7
	清潔保持	16.5	18.8	17.0	17.0	24.2
	間接	14.7	13.3	4.7	8.4	14.0
	問題行動	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	機能訓練	7.1	3.9	16.7	9.9	1.5
	医療関連	7.5	5.9	12.6	5.9	5.9
第 1 群 (麻痺・拘縮に関連する項目)						
1-1	麻痺 (左一上肢)	ある		ある		
	麻痺 (右一上肢)		ある		ある	
	麻痺 (左一下肢)	ある		ある		ある
	麻痺 (右一下肢)		ある		ある	
	麻痺 (その他)		ある	ある		
1-2	拘縮 (肩関節)			ある		
	拘縮 (肘関節)					
	拘縮 (股関節)					
	拘縮 (膝関節)					ある
	拘縮 (足関節)					ある
	拘縮 (その他)			ある		
中間評価項目点数		87.5	87.5	71.7	87.5	67.3
第 2 群 (移動等に関連する項目)						
2-1	寝返り	つかまれば可	できない	できない	つかまれば可	
2-2	起き上がり	つかまれば可	できない	できない	つかまれば可	つかまれば可
2-3	座位保持	支えが必要	支えが必要	支えが必要	自分で支えれば可	
2-4	両足での立位	支えが必要	支えが必要	支えが必要	支えが必要	できない
2-5	歩行	つかまれば可	できない	つかまれば可	できない	できない
2-6	移乗		一部介助	見守り等	見守り等	一部介助
2-7	移動	見守り等		見守り等	見守り等	見守り等
中間評価項目点数		33.0	21.6	32.1	30.3	39.4
第 3 群 (複雑な動作等に関連する項目)						
3-1	立ち上がり	つかまれば可	できない	つかまれば可	つかまれば可	できない
3-2	片足での立位	できない	支えが必要	できない	できない	できない
3-3	洗身	全介助	一部介助	行っていない	全介助	一部介助
中間評価項目点数		15.0	34.9	9.1	15.0	28.9
第 4 群 (特別な介護等に関連する項目)						
4-1.7	じよくそう					
4-1.1	皮膚疾患	ある				
4-2	えん下				見守り等	見守り等
4-3	食事摂取				一部介助	見守り等
4-4	飲水	見守り等		一部介助		見守り等
4-5	排尿	見守り等		一部介助	一部介助	見守り等
4-6	排便	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助	見守り等
中間評価項目点数		68.2	89.2	64.1	51.0	48.2
第 5 群 (身の回りの世話等に関連する項目)						
5-1.7	口腔清潔	一部介助		一部介助	全介助	
5-1.1	洗顔	一部介助	一部介助			一部介助
5-1.1	整髪		一部介助			一部介助
5-1.1	つめ切り		全介助	全介助	全介助	全介助
5-2.7	上衣の着脱	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助	全介助
5-2.1	スボン等の着脱	全介助	全介助	一部介助	全介助	全介助
5-3	薬の内服	全介助	一部介助		一部介助	
5-4	金銭の管理	全介助	全介助	一部介助	一部介助	全介助
5-5	電話の利用	全介助	全介助	一部介助	全介助	一部介助
5-6	日常の意思決定		できない		特別な場合	特別な場合
中間評価項目点数		53.9	32.6	64.2	39.2	44.6
第 6 群 (コミュニケーション等に関連する項目)						
6-1	視力		1 m先が見える			
6-2	聴力					
6-3	意思の伝達					
6-4	指示への反応					ときどき通じる
6-5.7	毎日の日課を理解		できない			
6-5.1	生年月日をいう					
6-5.1	短期記憶	できない				
6-5.1	自分の名前をいう					
6-5.1	今の季節を理解					
6-5.1	場所の理解					
中間評価項目点数		94.0	82.0	100.0	100.0	91.9
第 7 群 (問題行動に関連する項目)						
7.7	被害的					
7.1	作話					
7.1	幻視幻聴					
7.1	感情が不安定					ときどきある
7.1	昼夜逆転					
7.1	暴言暴行					
7.1	同じ話をする					
7.1	大声をだす					
7.1	介護に抵抗					
7.1	常時の徘徊					
7.1	落ち着きなし					
7.1	外出して戻れない					
7.1	一人で出たがる					
7.1	収集癖					
7.1	火の不始末					
7.1	物や衣類を壊す					
7.1	不潔行為					
7.1	異食行動					
7.1	ひどい物忘れ					
中間評価項目点数		97.8	100.0	100.0	100.0	100.0

状態像の例－要介護3－6～10

状態像の例		要介護3-6	要介護3-7	要介護3-8	要介護3-9	要介護3-10
要介護認定等基準時間		74.4	75.9	85.1	74.8	84.8
	食事	0.7	0.7	0.7	0.7	3.1
	排泄	16.9	16.9	22.6	4.8	24.8
	移動	9.4	16.7	17.1	23.8	9.6
	清潔保持	20.0	15.6	18.8	15.8	21.3
	間接	13.3	7.8	7.8	14.0	13.3
	問題行動	0.1	2.6	0.1	1.6	0.8
	機能訓練	3.9	9.9	8.9	4.0	1.8
	医療関連	10.1	5.7	9.1	10.1	10.1
第1群（麻痺・拘縮に関連する項目）						
1-1	麻痺（左一上肢）		ある			
	麻痺（右一上肢）					
	麻痺（左一下肢）		ある	ある		
	麻痺（右一下肢）	ある		ある	ある	
	麻痺（その他）			ある		
1-2	拘縮（肩関節）					
	拘縮（肘関節）					
	拘縮（股関節）					
	拘縮（膝関節）		ある	ある		ある
	拘縮（足関節）					
拘縮（その他）						
中間評価項目点数		97.3	77.0	76.0	97.3	89.5
第2群（移動等に関連する項目）						
2-1	寝返り	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-2	起き上がり	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-3	座位保持	自分で支えれば可	自分で支えれば可	自分で支えれば可	自分で支えれば可	自分で支えれば可
2-4	両足での立位	支えが必要	支えが必要	支えが必要	支えが必要	支えが必要
2-5	歩行	できない	つかまれば可	できない	つかまれば可	できない
2-6	移乗	一部介助	一部介助	全介助	一部介助	全介助
2-7	移動	一部介助	見守り等	一部介助	一部介助	見守り等
中間評価項目点数		28.5	27.6	40.6	41.0	24.0
第3群（複雑な動作等に関連する項目）						
3-1	立ち上がり	つかまれば可	つかまれば可	できない	つかまれば可	つかまれば可
3-2	片足での立位	できない	できない	できない	できない	できない
3-3	洗身	全介助	一部介助	一部介助	全介助	一部介助
中間評価項目点数		15.0	38.0	28.9	15.0	38.0
第4群（特別な介護等に関連する項目）						
4-1.7	じよくそう	ある			ある	
4-1.1	皮膚疾患					
4-2	えん下					
4-3	食事摂取		見守り等	見守り等		見守り等
4-4	飲水		見守り等	見守り等	一部介助	
4-5	排尿	見守り等	一部介助	一部介助		見守り等
4-6	排便	一部介助	一部介助	一部介助		一部介助
中間評価項目点数		77.9	58.6	58.6	84.1	70.0
第5群（身の回りの世話等に関連する項目）						
5-1.7	口腔清潔	全介助	一部介助	全介助	全介助	一部介助
5-1.1	洗顔	一部介助	一部介助	一部介助	全介助	全介助
5-1.7	整髪	全介助	全介助	全介助	全介助	一部介助
5-1.1	つめ切り	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-2.7	上衣の着脱		見守り等	見守り等	全介助	見守り等
5-2.1	ズボン等の着脱		一部介助	全介助	全介助	一部介助
5-3	薬の内服	一部介助	一部介助	全介助	全介助	全介助
5-4	金銭の管理	全介助	一部介助	一部介助	全介助	全介助
5-5	電話の利用	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-6	日常の意思決定	特別な場合	特別な場合	特別な場合	できない	日常的に困難
中間評価項目点数		49.8	53.5	37.9	40.2	31.5
第6群（コミュニケーション等に関連する項目）						
6-1	視力					1m先が見える
6-2	聴力	大声が聞える	やっと聞える		大声が聞える	大声が聞える
6-3	意思の伝達				ときどきできる	ときどきできる
6-4	指示への反応				ときどき通じる	ときどき通じる
6-5.7	毎日の日課を理解	できない			できない	できない
6-5.1	生年月日をいう				できない	
6-5.7	短期記憶	できない	できない		できない	
6-5.1	自分の名前をいう					
6-5.7	今の季節を理解	できない	できない		できない	
6-5.1	場所の理解		できない			
中間評価項目点数		67.6	67.8	100.0	46.2	54.6
第7群（問題行動に関連する項目）						
7.7	被害的					
7.1	作話				ときどきある	ある
7.7	幻視幻聴					ある
7.1	感情が不安定					ある
7.7	昼夜逆転		ときどきある			ある
7.1	暴言暴行			ある	ときどきある	
7.7	同じ話をする			ある	ある	ときどきある
7.7	大声をだす			ある		ある
7.7	介護に抵抗			ある		ときどきある
7.7	常時の徘徊		ときどきある			
7.7	落ち着きなし		ときどきある			
7.7	外出して戻れない					
7.7	一人で出たがる					
7.7	収集癖					
7.7	火の不始末					
7.7	物や衣類を壊す				ときどきある	
7.7	不潔行為		ときどきある		ときどきある	
7.7	異食行動				ときどきある	
7.7	ひどい物忘れ	ある	ときどきある	ときどきある	ある	
中間評価項目点数		97.2	90.2	85.9	83.9	78.4

<資料 6 >

状態像の例－要介護 4－1～5

状態像の例		要介護 4-1	要介護 4-2	要介護 4-3	要介護 4-4	要介護 4-5
要介護認定等基準時間		99.1	102.9	107.5	104.4	100.3
	食事	3.1	3.1	5.7	3.1	5.7
	排泄	26.7	26.3	26.3	26.7	21.3
	移動	24.4	29.5	22.0	19.2	17.6
	清潔保持	18.8	27.4	24.2	27.4	27.4
	間接	13.3	7.9	20.8	13.3	15.3
	問題行動	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	機能訓練	6.8	2.5	2.5	8.5	6.8
	医療関連	5.9	6.1	5.9	6.1	6.1
第1群 (麻痺・拘縮に関連する項目)						
1-1	麻痺 (左一上肢)	ある	ある		ある	
	麻痺 (右一上肢)			ある		
	麻痺 (左一下肢)	ある	ある		ある	ある
	麻痺 (右一下肢)			ある	ある	ある
	麻痺 (その他)				ある	
1-2	拘縮 (肩関節)	ある	ある	ある	ある	ある
	拘縮 (肘関節)					
	拘縮 (股関節)					
	拘縮 (膝関節)			ある	ある	ある
	拘縮 (足関節)		ある		ある	ある
拘縮 (その他)					ある	
中間評価項目点数		71.7	41.7	61.2	38.2	24.4
第2群 (移動等に関連する項目)						
2-1	寝返り	つかまれば可	できない	できない	できない	つかまれば可
2-2	起き上がり	できない	つかまれば可	できない	できない	つかまれば可
2-3	座位保持	支えが必要	支えが必要	自分で支えれば可	支えが必要	自分で支えれば可
2-4	両足での立位	できない	支えが必要	支えが必要	支えが必要	できない
2-5	歩行	できない	つかまれば可	できない	できない	できない
2-6	移乗	全介助	一部介助	全介助	一部介助	全介助
2-7	移動	一部介助	一部介助	見守り等	一部介助	一部介助
中間評価項目点数		7.8	26.5	17.8	9.1	28.1
第3群 (複雑な動作等に関連する項目)						
3-1	立ち上がり	できない	できない	できない	つかまれば可	できない
3-2	片足での立位	できない	できない	できない	できない	できない
3-3	洗身	全介助	行っていない	全介助	全介助	全介助
中間評価項目点数		5.9	0.0	5.9	15.0	5.9
第4群 (特別な介護等に関連する項目)						
4-1.7	じよくそう					
4-1.1	皮膚疾患					
4-2	えん下			見守り等		
4-3	食事摂取	見守り等	一部介助	一部介助		一部介助
4-4	飲水	見守り等	一部介助			見守り等
4-5	排尿	見守り等	全介助	全介助	全介助	見守り等
4-6	排便	一部介助	全介助	全介助	全介助	一部介助
中間評価項目点数		60.3	59.0	45.9	73.0	56.6
第5群 (身の回りの世話等に関連する項目)						
5-1.7	口腔清潔	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助
5-1.1	洗顔	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助
5-1.1	整髪	一部介助	一部介助	全介助	一部介助	一部介助
5-1.1	つめ切り	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-2.7	上衣の着脱	一部介助	全介助	全介助	全介助	一部介助
5-2.1	スボン等の着脱	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-3	薬の内服	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助
5-4	金銭の管理	一部介助	全介助	全介助	一部介助	全介助
5-5	電話の利用	全介助	一部介助	一部介助	全介助	全介助
5-6	日常の意思決定	日常的に困難	特別な場合	できない	できない	できない
中間評価項目点数		33.2	33.3	20.7	25.9	32.1
第6群 (コミュニケーション等に関連する項目)						
6-1	視力				1 m先が見える	1 m先が見える
6-2	聴力			やっと聞える		
6-3	意思の伝達	ときどきできる		ときどきできる		
6-4	指示への反応		ときどき通じる		ときどき通じる	
6-5.7	毎日の日課を理解	できない	できない			できない
6-5.1	生年月日をいう					
6-5.1	短期記憶	できない				できない
6-5.1	自分の名前をいう					
6-5.1	今の季節を理解					
6-5.1	場所の理解					
中間評価項目点数		82.5	86.0	82.7	79.8	76.0
第7群 (問題行動に関連する項目)						
7.7	被害的					
7.1	作話					
7.1	幻視幻聴					
7.1	感情が不安定					
7.1	昼夜逆転					
7.1	暴言暴行					
7.1	同じ話をする					
7.1	大声をだす					
7.1	介護に抵抗					
7.1	常時の徘徊					
7.1	落ち着きなし					
7.1	外出して戻れない					
7.1	一人で出たがる					
7.1	収集癖					
7.1	火の不始末					
7.1	物や衣類を壊す					
7.1	不潔行為					
7.1	異食行動					
7.1	ひどい物忘れ					
中間評価項目点数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

状態像の例－要介護4－6～10

状態像の例		要介護4－6	要介護4－7	要介護4－8	要介護4－9	要介護4－10
要介護認定等基準時間		105.6	99.6	97.9	108.9	93.7
	食事	31.0	15.7	23.8	26.6	14.6
	排泄	20.1	28.1	24.2	24.2	26.3
	移動	17.8	15.7	15.7	20.1	15.7
	清潔保持	17.8	16.5	14.2	17.8	17.0
	間接	6.2	7.8	7.8	14.4	8.4
	問題行動	0.1	0.8	0.8	0.1	0.1
	機能訓練	2.5	2.5	5.7	1.0	2.5
	医療関連	10.1	12.5	5.7	4.7	9.1
第1群（麻痺・拘縮に関連する項目）						
1-1	麻痺（左一上肢）	ある		ある		
	麻痺（右一上肢）		ある			ある
	麻痺（左一下肢）	ある		ある	ある	
	麻痺（右一下肢）	ある	ある		ある	ある
	麻痺（その他）					
1-2	拘縮（肩関節）					
	拘縮（肘関節）				ある	
	拘縮（股関節）					
	拘縮（膝関節）				ある	
	拘縮（足関節）					
拘縮（その他）						
中間評価項目点数		84.0	87.5	87.5	54.1	87.5
第2群（移動等に関連する項目）						
2-1	寝返り	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	できない	できない
2-2	起き上がり	つかまれば可	できない	できない	つかまれば可	つかまれば可
2-3	座位保持	支えが必要		自分で支えれば可	支えが必要	
2-4	両足での立位	できない	できない	できない	できない	支えが必要
2-5	歩行	できない	できない	できない	できない	つかまれば可
2-6	移乗	全介助	一部介助	一部介助	全介助	見守り等
2-7	移動	全介助	見守り等		全介助	
中間評価項目点数		8.6	26.5	29.7	4.8	43.5
第3群（複雑な動作等に関連する項目）						
3-1	立ち上がり	できない	できない	できない	できない	つかまれば可
3-2	片足での立位	できない	できない	できない	できない	できない
3-3	洗身	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
中間評価項目点数		5.9	5.9	5.9	5.9	15.0
第4群（特別な介護等に関連する項目）						
4-1.7	じよくそう					
4-1.1	皮膚疾患	ある				
4-2	えん下		見守り等			
4-3	食事摂取	全介助	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助
4-4	飲水	一部介助	一部介助	全介助	一部介助	全介助
4-5	排尿	全介助	一部介助	一部介助	全介助	見守り等
4-6	排便	全介助	全介助	一部介助	全介助	全介助
中間評価項目点数		38.3	34.4	45.2	45.5	44.3
第5群（身の回りの世話等に関連する項目）						
5-1.7	口腔清潔	全介助	全介助	一部介助	全介助	一部介助
5-1.1	洗顔	一部介助	一部介助	全介助	全介助	
5-1.7	整髪	一部介助	全介助	一部介助	全介助	全介助
5-1.1	つめ切り	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-2.7	上衣の着脱	全介助	全介助	全介助	見守り等	全介助
5-2.1	ズボン等の着脱	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-3	薬の内服	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-4	金銭の管理	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-5	電話の利用	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-6	日常の意思決定	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
中間評価項目点数		18.9	6.3	12.6	5.7	17.5
第6群（コミュニケーション等に関連する項目）						
6-1	視力	目の前が見える	1 m先が見える			
6-2	聴力	大声が聞える		やっと聞える		
6-3	意思の伝達	ほとんど不可	ときどきできる	ほとんど不可	ときどきできる	ときどきできる
6-4	指示への反応	ほとんど不可	ときどきできる	ほとんど不可	ときどきできる	ときどき通じる
6-5.7	毎日の日課を理解	できない	できない	できない	できない	できない
6-5.1	生年月日をいう	できない	できない	できない	できない	できない
6-5.7	短期記憶	できない	できない	できない	できない	できない
6-5.1	自分の名前をいう	できない	できない	できない	できない	できない
6-5.7	今の季節を理解	できない	できない	できない	できない	できない
6-5.1	場所の理解	できない	できない	できない	できない	できない
中間評価項目点数		46.4	63.6	44.4	60.3	66.7
第7群（問題行動に関連する項目）						
7.7	被害的					ある
7.1	作話					ある
7.7	幻視幻聴			ときどきある		ときどきある
7.1	感情が不安定		ある			
7.7	昼夜逆転		ときどきある	ときどきある		
7.1	暴言暴行					ときどきある
7.7	同じ話をする					
7.7	大声をだす	ある			ある	
7.7	介護に抵抗			ときどきある	ときどきある	ときどきある
7.7	常時の徘徊					
7.7	落ち着きなし					
7.7	外出して戻れない					
7.7	一人で出たがる					
7.7	収集癖				ある	
7.7	火の不始末					
7.7	物や衣類を壊す					
7.7	不潔行為					ときどきある
7.7	異食行動					
7.7	ひどい物忘れ	ある	ある	ある	ある	ある
中間評価項目点数		92.0	91.6	87.3	86.9	83.1

<資料 6 >

状態像の例—要介護 5 - 1 ~ 5

状態像の例		要介護 5 - 1	要介護 5 - 2	要介護 5 - 3	要介護 5 - 4	要介護 5 - 5
要介護認定等基準時間		127.9	127.6	125.1	120.9	120.6
	食事	38.2	38.2	31.0	38.2	46.0
	排泄	23.5	23.5	21.9	21.0	18.2
	移動	16.9	16.9	19.6	19.5	14.6
	清潔保持	22.0	21.4	21.4	18.9	16.8
	間接	13.2	13.2	21.1	13.2	16.2
	問題行動	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	機能訓練	7.9	2.5	3.9	0.4	0.4
	医療関連	6.1	11.8	6.1	9.6	8.3
第 1 群 (麻痺・拘縮に関連する項目)						
1-1	麻痺 (左一上肢)	ある	ある	ある	ある	ある
	麻痺 (右一上肢)			ある		ある
	麻痺 (左一下肢)			ある	ある	ある
	麻痺 (右一下肢)	ある	ある	ある		ある
	麻痺 (その他)	ある		ある		ある
1-2	拘縮 (肩関節)		ある		ある	ある
	拘縮 (肘関節)	ある		ある		ある
	拘縮 (股関節)	ある	ある			
	拘縮 (膝関節)		ある	ある	ある	ある
	拘縮 (足関節)		ある		ある	ある
	拘縮 (その他)					
中間評価項目点数		49.3	25.4	51.6	41.7	16.3
第 2 群 (移動等に関連する項目)						
2-1	寝返り	できない	つかまれば可	できない	つかまれば可	できない
2-2	起き上がり	できない	できない	できない	できない	できない
2-3	座位保持	支えが必要	支えが必要	支えが必要	できない	できない
2-4	両足での立位	できない	できない	できない	できない	できない
2-5	歩行	できない	できない	できない	できない	できない
2-6	移乗	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
2-7	移動	一部介助	全介助	全介助	全介助	全介助
中間評価項目点数		4.0	6.4	2.6	3.8	0.0
第 3 群 (複雑な動作等に関連する項目)						
3-1	立ち上がり	できない	できない	できない	できない	できない
3-2	片足での立位	できない	できない	できない	できない	できない
3-3	洗身	行っていない	行っていない	全介助	全介助	行っていない
中間評価項目点数		0.0	0.0	5.9	5.9	0.0
第 4 群 (特別な介護等に関連する項目)						
4-1.7	じよくそう				ある	ある
4-1.1	皮膚疾患					
4-2	えん下	見守り等	見守り等	見守り等	見守り等	見守り等
4-3	食事摂取	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
4-4	飲水	全介助	全介助	一部介助	全介助	全介助
4-5	排尿	全介助	見守り等	全介助	見守り等	全介助
4-6	排便	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
中間評価項目点数		21.2	25.4	26.6	37.1	9.4
第 5 群 (身の回りの世話等に関連する項目)						
5-1.7	口腔清潔	一部介助	一部介助	全介助	全介助	全介助
5-1.1	洗顔	一部介助	一部介助	一部介助	全介助	全介助
5-1.1	整髪	一部介助	全介助	一部介助	全介助	全介助
5-1.1	つめ切り	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-2.7	上衣の着脱	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-2.1	ズボン等の着脱	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-3	薬の内服	一部介助	一部介助	一部介助	全介助	全介助
5-4	金銭の管理	全介助	全介助	一部介助	全介助	全介助
5-5	電話の利用	一部介助	一部介助	全介助	一部介助	全介助
5-6	日常の意思決定	できない	できない	特別な場合	できない	特別な場合
中間評価項目点数		26.9	20.7	25.9	3.3	6.4
第 6 群 (コミュニケーション等に関連する項目)						
6-1	視力	1 m 先が見える		目の前が見える	1 m 先が見える	1 m 先が見える
6-2	聴力		やっと聞える		やっと聞える	やっと聞える
6-3	意思の伝達			ときどきできる		ときどきできる
6-4	指示への反応		ときどき通じる	ときどき通じる	ときどき通じる	ときどき通じる
6-5.7	毎日の日課を理解	できない	できない	できない	できない	できない
6-5.1	生年月日をいう				できない	できない
6-5.1	短期記憶	できない			できない	できない
6-5.1	自分の名前をいう				できない	できない
6-5.1	今の季節を理解			できない		できない
6-5.1	場所の理解		できない		できない	
中間評価項目点数		76.0	66.6	62.2	40.8	25.0
第 7 群 (問題行動に関連する項目)						
7.7	被害的					
7.1	作話					
7.1	幻視幻聴					
7.1	感情が不安定					
7.1	昼夜逆転					
7.1	暴言暴行					
7.1	同じ話をする					
7.1	大声をだす					
7.1	介護に抵抗					
7.1	常時の徘徊					
7.1	落ち着きなし					
7.1	外出して戻れない					
7.1	一人で出たがる					
7.1	収集癖					
7.1	火の不始末					
7.1	物や衣類を壊す					
7.1	不潔行為					
7.1	異食行動					
7.1	ひどい物忘れ					
中間評価項目点数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

状態像の例—要介護5—6～10

状態像の例		要介護5—6	要介護5—7	要介護5—8	要介護5—9	要介護5—10
要介護認定等基準時間		121.2	118.6	121.5	116.1	123.4
	食事	46.3	40.8	38.2	38.2	40.8
	排泄	21.6	18.2	18.2	21.4	24.2
	移動	16.0	14.6	16.9	12.4	24.1
	清潔保持	15.4	18.9	19.9	11.8	13.2
	間接	7.8	13.2	13.2	13.2	7.8
	問題行動	0.1	4.7	0.1	0.1	5.4
	機能訓練	2.9	2.9	3.2	2.9	2.2
	医療関連	11.1	5.3	11.8	16.1	5.7
第1群（麻痺・拘縮に関連する項目）						
1-1	麻痺（左—上肢）	ある	ある	ある	ある	
	麻痺（右—上肢）	ある	ある	ある		
	麻痺（左—下肢）	ある	ある	ある	ある	ある
	麻痺（右—下肢）	ある	ある	ある		ある
	麻痺（その他）				ある	
1-2	拘縮（肩関節）	ある	ある	ある	ある	
	拘縮（肘関節）	ある		ある	ある	
	拘縮（股関節）	ある	ある	ある	ある	ある
	拘縮（膝関節）	ある		ある	ある	
	拘縮（足関節）	ある		ある	ある	
拘縮（その他）	ある					
中間評価項目点数		0.0	51.9	0.0	3.5	70.2
第2群（移動等に関連する項目）						
2-1	寝返り	できない	つかまれば可	できない	できない	つかまれば可
2-2	起き上がり	できない	できない	できない	できない	つかまれば可
2-3	座位保持	できない	できない	支えが必要	できない	自分で支えれば可
2-4	両足での立位	できない	できない	できない	できない	支えが必要
2-5	歩行	できない	できない	できない	できない	できない
2-6	移乗	全介助	全介助	全介助	全介助	一部介助
2-7	移動	全介助	一部介助	全介助	全介助	全介助
中間評価項目点数		0.0	5.2	2.6	0.0	31.8
第3群（複雑な動作等に関連する項目）						
3-1	立ち上がり	できない	できない	できない	できない	つかまれば可
3-2	片足での立位	できない	できない	できない	できない	支えが必要
3-3	洗身	行っていない	行っていない	全介助	全介助	全介助
中間評価項目点数		0.0	0.0	5.9	5.9	21.0
第4群（特別な介護等に関連する項目）						
4-1.7	じょくそう	ある			ある	
4-1.1	皮膚疾患	ある			ある	
4-2	えん下	見守り等		見守り等	見守り等	見守り等
4-3	食事摂取	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
4-4	飲水	一部介助	全介助	全介助	全介助	一部介助
4-5	排尿	見守り等	見守り等	全介助	全介助	見守り等
4-6	排便	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
中間評価項目点数		17.1	39.0	21.2	7.5	30.8
第5群（身の回りの世話等に関連する項目）						
5-1.7	口腔清潔	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-1.1	洗顔	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-1.1	整髪	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-1.1	つめ切り	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-2.7	上衣の着脱	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-2.1	スボン等の着脱	全介助	全介助	全介助	全介助	全介助
5-3	薬の内服	全介助	全介助	一部介助	全介助	全介助
5-4	金銭の管理	全介助	全介助	一部介助	全介助	全介助
5-5	電話の利用	全介助	一部介助	一部介助	一部介助	全介助
5-6	日常の意思決定	できない	できない	できない	できない	できない
中間評価項目点数		0.0	3.3	10.3	3.3	0.0
第6群（コミュニケーション等に関連する項目）						
6-1	視力		1 m先が見える			1 m先が見える
6-2	聴力		大声が聞える	やっと聞える		やっと聞える
6-3	意思の伝達	できない	ほとんど不可	ときどきできる	ときどきできる	ほとんど不可
6-4	指示への反応	ときどき通じる	ときどき通じる			通じない
6-5.7	毎日の日課を理解	できない	できない	できない	できない	できない
6-5.1	生年月日をいう	できない	できない	できない	できない	できない
6-5.1	短期記憶	できない	できない	できない	できない	できない
6-5.1	自分の名前をいう	できない	できない	できない	できない	できない
6-5.1	今の季節を理解	できない	できない	できない	できない	できない
6-5.1	場所の理解	できない	できない	できない	できない	できない
中間評価項目点数		33.4	11.1	48.6	60.3	19.6
第7群（問題行動に関連する項目）						
7.7	被害的					
7.1	作話		ある	ときどきある		ある
7.1	幻視幻聴			ある		
7.1	感情が不安定	ある				
7.1	昼夜逆転	ときどきある	ある	ある		ある
7.1	暴言暴行					ある
7.1	同じ話をする			ある		ある
7.1	大声をだす			ある		
7.1	介護に抵抗		ときどきある	ときどきある	ある	
7.1	常時の徘徊		ときどきある		ときどきある	ある
7.1	落ち着きなし					ある
7.1	外出して戻れない					
7.1	一人で出たがる					ある
7.1	収集癖					ある
7.1	火の不始末					
7.1	物や衣類を壊す					ある
7.1	不潔行為				ときどきある	
7.1	異食行動				ある	ある
7.1	ひどい物忘れ	ある	ある		ある	ある
中間評価項目点数		91.6	84.9	84.2	82.0	34.9

<資料 6 >

状態像の例—要支援 2-1~5

状態像の例		要支援 2-1	要支援 2-2	要支援 2-3	要支援 2-4	要支援 2-5
要介護認定等基準時間		35.6	36.3	40.4	35.2	34.9
食事		0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
排泄		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
移動		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
清潔保持		8.6	8.6	5.7	8.6	8.6
間接		7.3	7.3	15.0	7.3	7.3
問題行動		0.4	0.4	0.1	0.4	0.1
機能訓練		10.6	11.3	11.3	10.6	10.6
医療関連		6.5	6.5	6.1	6.1	6.1
第 1 群 (麻痺・拘縮に関連する項目)						
1-1	麻痺 (左—上肢)		ある	ある		
	麻痺 (右—上肢)					
	麻痺 (左—下肢)	ある		ある	ある	ある
	麻痺 (右—下肢)	ある	ある		ある	ある
	麻痺 (その他)		ある		ある	
1-2	拘縮 (肩関節)			ある	ある	ある
	拘縮 (肘関節)					
	拘縮 (股関節)	ある	ある		ある	ある
	拘縮 (膝関節)	ある			ある	ある
	拘縮 (足関節)			ある		
拘縮 (その他)			ある			
中間評価項目点数		59.7	71.2	52.2	43.9	43.9
第 2 群 (移動等に関連する項目)						
2-1	寝返り		つかまれば可	つかまれば可		
2-2	起き上がり	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-3	座位保持		支えが必要		支えが必要	
2-4	両足での立位			支えが必要		支えが必要
2-5	歩行			つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-6	移乗					
2-7	移動					
中間評価項目点数		88.0	63.9	55.6	64.1	66.3
第 3 群 (複雑な動作等に関連する項目)						
3-1	立ち上がり	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
3-2	片足での立位	支えが必要	支えが必要	支えが必要	支えが必要	支えが必要
3-3	洗身					一部介助
中間評価項目点数		43.9	43.9	43.9	43.9	44.0
第 4 群 (特別な介護等に関連する項目)						
4-1.ア	じょくそう					
4-1.イ	皮膚疾患					
4-2	えん下					
4-3	食事摂取					
4-4	飲水					
4-5	排尿					
4-6	排便					
中間評価項目点数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第 5 群 (身の回りの世話等に関連する項目)						
5-1.ア	口腔清潔					
5-1.イ	洗顔					
5-1.ウ	整髪					
5-1.エ	つめ切り					
5-2.ア	上衣の着脱	一部介助	一部介助	全介助	一部介助	一部介助
5-2.イ	ズボン等の着脱					一部介助
5-3	薬の内服					
5-4	金銭の管理					
5-5	電話の利用					
5-6	日常の意思決定					
中間評価項目点数		94.2	94.2	92.8	94.2	87.7
第 6 群 (コミュニケーション等に関連する項目)						
6-1	視力					
6-2	聴力					
6-3	意思の伝達					
6-4	指示への反応					
6-5.ア	毎日の日課を理解					
6-5.イ	生年月日をいう					
6-5.ウ	短期記憶					
6-5.エ	自分の名前をいう					
6-5.オ	今の季節を理解					
6-5.カ	場所の理解					
中間評価項目点数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第 7 群 (問題行動に関連する項目)						
7.ア	被害的					
7.イ	作話					
7.ウ	幻視幻聴					
7.エ	感情が不安定					
7.オ	昼夜逆転					
7.カ	暴言暴行					
7.キ	同じ話をする					
7.ク	大声をだす					
7.ケ	介護に抵抗					
7.コ	常時の徘徊					
7.サ	落ち着きなし					
7.シ	外出して戻れない					
7.ス	一人で出たがる					
7.セ	収集癖					
7.ソ	火の不始末					
7.タ	物や衣類を壊す					
7.チ	不潔行為					
7.ツ	異食行動					
7.テ	ひどい物忘れ					
中間評価項目点数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用の程度に関する調査項目						
10-1	日中の生活	座っている	横になっている	よく動いている	よく動いている	横になっている
10-2	外出頻度	週 1 回以上	週 1 回以上	週 1 回以上	週 1 回以上	月 1 回以上
10-3	家族・居住環境・社会参加の変化	ない	ない	ない	ない	ない

状態像の例—要支援2—6～10

状態像の例		要支援2—6	要支援2—7	要支援2—8	要支援2—9	要支援2—10
要介護認定等基準時間		41.2	45.5	42.2	35.3	35.5
食事 排泄 移動 清潔保持 同接 問題行動 機能訓練 医療関連	食事	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	排泄	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	移動	4.6	4.6	1.0	1.0	1.0
	清潔保持	5.7	4.2	14.0	8.6	5.7
	同接	15.0	13.2	13.7	7.3	13.6
	問題行動	0.1	0.4	4.3	4.3	0.4
	機能訓練	8.5	9.3	1.5	6.4	7.1
	医療関連	6.1	12.6	6.5	6.5	6.5
第1群（麻痺・拘縮に関連する項目）						
1-1	麻痺（左—上肢）	ある				ある
	麻痺（右—上肢）	ある				
	麻痺（左—下肢）	ある			ある	ある
	麻痺（右—下肢）	ある			ある	
	麻痺（その他）			ある		
1-2	拘縮（肩関節）			ある		
	拘縮（肘関節）					
	拘縮（股関節）					
	拘縮（膝関節）	ある		ある		
	拘縮（足関節）	ある				
中間評価項目点数		54.0	100.0	89.5	86.5	87.5
第2群（移動等に関連する項目）						
2-1	寝返り	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可		
2-2	起き上がり	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	
2-3	座位保持	自分で支えれば可			自分で支えれば可	
2-4	両足での立位	支えが必要				
2-5	歩行	つかまれば可				
2-6	移乗	見守り等	見守り等			
2-7	移動	見守り等				
中間評価項目点数		32.1	69.0	77.3	82.0	100.0
第3群（複雑な動作等に関連する項目）						
3-1	立ち上がり	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
3-2	片足での立位	できない	支えが必要	支えが必要	支えが必要	支えが必要
3-3	洗身	一部介助	一部介助			一部介助
中間評価項目点数		38.0	44.0	43.9	43.9	44.0
第4群（特別な介護等に関連する項目）						
4-1.ア	じょくそう					
4-1.イ	皮膚疾患	ある			ある	
4-2	えん下		見守り等			
4-3	食事摂取					
4-4	飲水					
4-5	排尿				一部介助	
4-6	排便					
中間評価項目点数		100.0	98.1	86.4	87.0	100.0
第5群（身の回りの世話等に関連する項目）						
5-1.ア	口腔清潔					
5-1.イ	洗顔					
5-1.ウ	整髪					
5-1.エ	つめ切り	全介助	一部介助	全介助	一部介助	全介助
5-2.ア	上衣の着脱					
5-2.イ	ズボン等の着脱					
5-3	薬の内服					一部介助
5-4	金銭の管理					
5-5	電話の利用	一部介助				
5-6	日常の意思決定					
中間評価項目点数		86.8	94.2	92.8	94.2	86.1
第6群（コミュニケーション等に関連する項目）						
6-1	視力			やっとなえる		
6-2	聴力					
6-3	意思の伝達					
6-4	指示への反応					
6-5.ア	毎日の日課を理解					
6-5.イ	生年月日をいう					
6-5.ウ	短期記憶					
6-5.エ	自分の名前をいう					
6-5.オ	今の季節を理解					
6-5.カ	場所の理解					
中間評価項目点数		100.0	100.0	88.3	100.0	100.0
第7群（問題行動に関連する項目）						
7.ア	被害的					
7.イ	作話					
7.ウ	幻視幻聴			ある		
7.エ	感情が不安定			ときどきある	ある	
7.オ	昼夜逆転					
7.カ	暴言暴行					
7.キ	同じ話をする					
7.ク	大声をだす					
7.ケ	介護に抵抗					
7.コ	常時の徘徊					
7.サ	落ち着きなし					
7.シ	外出して戻れない					
7.ス	一人で出たがる					
7.セ	収集癖					
7.ソ	火の不始末					
7.タ	物や衣類を壊す					
7.チ	不潔行為					
7.ツ	異食行動					
7.テ	ひどい物忘れ		ときどきある			ある
中間評価項目点数		100.0	97.6	94.4	96.6	97.2
廃用の程度に関する調査項目						
10-1	日中の生活	座っている	よく動いている	よく動いている	座っている	座っている
10-2	外出頻度	週1回以上	週1回以上	月1回以上	週1回以上	週1回以上
10-3	家族・居住環境・社会参加の変化	ない	ない	ない	ない	ない

<資料 6 >

状態像の例—要介護 1 - 1 ~ 5

状態像の例		要介護 1-1	要介護 1-2	要介護 1-3	要介護 1-4	要介護 1-5
要介護認定等基準時間		37.1	36.5	39.8	40.2	35.6
食事		0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
排泄		0.5	0.5	2.4	0.5	0.5
移動		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
清潔保持		8.6	8.6	14.0	4.2	8.6
間接		7.3	7.3	3.6	14.7	14.7
問題行動		8.7	0.4	0.1	4.3	0.4
機能訓練		1.2	8.9	8.9	5.7	2.4
医療関連		9.1	9.1	9.1	9.1	6.5
第 1 群 (麻痺・拘縮に関連する項目)						
1-1	麻痺 (左—上肢)					
	麻痺 (右—上肢)	ある	ある	ある		ある
	麻痺 (左—下肢)					
	麻痺 (右—下肢)	ある	ある	ある		ある
	麻痺 (その他)					
1-2	拘縮 (肩関節)					
	拘縮 (肘関節)					
	拘縮 (股関節)					
	拘縮 (膝関節)		ある			
	拘縮 (足関節)					
拘縮 (その他)						
中間評価項目点数		86.5	76.0	86.5	100.0	86.5
第 2 群 (移動等に関連する項目)						
2-1	寝返り					
2-2	起き上がり		つかまれば可	つかまれば可		つかまれば可
2-3	座位保持			自分で支えれば可		支えが必要
2-4	両足での立位			支えが必要		
2-5	歩行			つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
2-6	移乗					
2-7	移動					
中間評価項目点数		100.0	88.0	60.3	89.5	64.1
第 3 群 (複雑な動作等に関連する項目)						
3-1	立ち上がり		つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
3-2	片足での立位		支えが必要	支えが必要	支えが必要	
3-3	洗身			全介助		一部介助
中間評価項目点数		99.9	43.9	21.0	43.9	69.7
第 4 群 (特別な介護等に関連する項目)						
4-1.ア	じょくそう					
4-1.イ	皮膚疾患	ある		ある		
4-2	えん下	見守り等	見守り等			
4-3	食事摂取					
4-4	飲水					見守り等
4-5	排尿			一部介助		
4-6	排便					
中間評価項目点数		84.5	86.4	87.0	100.0	90.3
第 5 群 (身の回りの世話等に関連する項目)						
5-1.ア	口腔清潔					一部介助
5-1.イ	洗顔					
5-1.ウ	整髪					
5-1.エ	つめ切り			全介助		一部介助
5-2.ア	上衣の着脱			一部介助		
5-2.イ	ズボン等の着脱					
5-3	薬の内服	一部介助	一部介助			一部介助
5-4	金銭の管理			一部介助	一部介助	
5-5	電話の利用		一部介助	一部介助		
5-6	日常の意思決定	特別な場合	特別な場合	特別な場合	特別な場合	
中間評価項目点数		88.9	83.7	70.7	89.6	82.9
第 6 群 (コミュニケーション等に関連する項目)						
6-1	視力		1 m先が見える		1 m先が見える	
6-2	聴力			大声が聞える		
6-3	意思の伝達	やっと聞える			やっと聞える	やっと聞える
6-4	指示への反応					
6-5.ア	毎日の日課を理解	できない				
6-5.イ	生年月日をいう					
6-5.ウ	短期記憶					できない
6-5.エ	自分の名前をいう					
6-5.オ	今の季節を理解		できない			
6-5.カ	場所の理解					
中間評価項目点数		82.4	81.1	86.3	76.2	82.3
第 7 群 (問題行動に関連する項目)						
7.ア	被害的	ある	ときどきある		ときどきある	
7.イ	作話	ある				
7.ウ	幻視幻聴	ある				
7.エ	感情が不安定				ときどきある	ときどきある
7.オ	昼夜逆転	ある			ある	ときどきある
7.カ	暴言暴行		ときどきある	ときどきある		ときどきある
7.キ	同じ話をする	ある			ときどきある	
7.ク	大声をだす	ときどきある		ときどきある	ときどきある	ときどきある
7.ケ	介護に抵抗	ときどきある	ある	ときどきある	ときどきある	ときどきある
7.コ	常時の徘徊	ときどきある				
7.サ	落ち着きなし					
7.シ	外出して戻れない					
7.ス	一人が出たがる					
7.セ	収集癖	ある				
7.ソ	火の不始末		ときどきある			
7.タ	物や衣類を壊す					
7.チ	不潔行為					
7.ツ	異食行動					
7.テ	ひどい物忘れ	ある	ある		ときどきある	ときどきある
中間評価項目点数		61.5	84.9	95.6	85.2	89.1
廃用の程度に関する調査項目						
10-1	日中の生活	よく動いている	座っている	座っている	横になっている	横になっている
10-2	外出頻度	週 1 回以上	週 1 回以上	月 1 回未満	月 1 回以上	月 1 回未満
10-3	家族・居住環境・社会参加の変化	ない	ない	ない	ない	ない

状態像の例－要介護1－6～10

状態像の例		要介護1－6	要介護1－7	要介護1－8	要介護1－9	要介護1－10
要介護認定等基準時間		45.4	32.8	37.8	40.9	38.9
	食事	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	排泄	6.4	2.4	4.8	0.5	0.5
	移動	9.4	1.0	2.7	1.0	1.0
	清潔保持	13.2	10.7	4.2	4.2	8.6
	同接	6.4	4.8	14.7	14.7	14.7
	問題行動	0.4	2.6	0.4	5.0	0.4
	機能訓練	3.9	1.5	1.2	5.7	3.9
	医療関連	5.0	9.1	9.1	9.1	9.1
第1群（麻痺・拘縮に関連する項目）						
1-1	麻痺（左－上肢）					
	麻痺（右－上肢）					
	麻痺（左－下肢）					ある
	麻痺（右－下肢）	ある				ある
	麻痺（その他）					
1-2	拘縮（肩関節）					
	拘縮（肘関節）					
	拘縮（股関節）					
	拘縮（膝関節）	ある	ある		ある	
	拘縮（足関節）					
拘縮（その他）						
中間評価項目点数		86.8	89.5	100.0	89.5	86.5
第2群（移動等に関連する項目）						
2-1	寝返り		つかまれば可			
2-2	起き上がり		つかまれば可			つかまれば可
2-3	座位保持					
2-4	両足での立位					
2-5	歩行	つかまれば可			つかまれば可	つかまれば可
2-6	移乗	一部介助				
2-7	移動	一部介助				
中間評価項目点数		64.2	77.3	100.0	89.5	77.5
第3群（複雑な動作等に関連する項目）						
3-1	立ち上がり	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可	つかまれば可
3-2	片足での立位		支えが必要	支えが必要	支えが必要	支えが必要
3-3	洗身	一部介助	一部介助			
中間評価項目点数		69.7	44.0	43.9	43.9	43.9
第4群（特別な介護等に関連する項目）						
4-1.7	じょくそう					
4-1.4	皮膚疾患				ある	
4-2	えん下	見守り等				
4-3	食事摂取					
4-4	飲水	見守り等				
4-5	排尿					
4-6	排便					
中間評価項目点数		76.7	100.0	100.0	98.1	100.0
第5群（身の回りの世話等に関連する項目）						
5-1.7	口腔清潔	一部介助		一部介助		
5-1.4	洗顔			一部介助		
5-1.9	整髪			一部介助		
5-1.1	つめ切り	全介助	全介助			
5-2.7	上衣の着脱			見守り等		
5-2.4	スボン等の着脱			見守り等		
5-3	薬の内服	一部介助	一部介助		一部介助	一部介助
5-4	金銭の管理	全介助	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助
5-5	電話の利用	全介助	一部介助	全介助	一部介助	一部介助
5-6	日常の意思決定	日常的に困難	特別な場合	日常的に困難	特別な場合	特別な場合
中間評価項目点数		56.8	70.5	46.8	77.7	77.7
第6群（コミュニケーション等に関連する項目）						
6-1	視力					
6-2	聴力				大声が聞える	やっと聞える
6-3	意思の伝達					
6-4	指示への反応					
6-5.7	毎日の日課を理解	ときどき通じる	ときどき通じる			ときどき通じる
6-5.4	できない			できない		できない
6-5.1	生年月日をいう					
6-5.9	短期記憶			できない		
6-5.1	自分の名前をいう					
6-5.4	今の季節を理解					
6-5.4	場所の理解					
中間評価項目点数		65.5	91.9	88.1	86.3	74.3
第7群（問題行動に関連する項目）						
7.7	被害的			ときどきある		ときどきある
7.4	作話	ときどきある		ある		
7.9	幻視幻聴				ときどきある	
7.1	感情が不安定		ときどきある	ときどきある	ときどきある	ときどきある
7.4	昼夜逆転		ときどきある			
7.4	暴言暴行	ときどきある	ある		ときどきある	ときどきある
7.4	同じ話をする			ある		
7.4	大声をだす				ある	
7.4	介護に抵抗	ときどきある				ときどきある
7.3	常時の徘徊	ときどきある	ある			
7.9	落ち着きなし				ある	
7.9	外出して戻れない					
7.8	一人で出たがる					
7.8	収集癖					
7.9	火の不始末					ときどきある
7.9	物や衣類を壊す					
7.7	不潔行為					
7.7	異食行動					
7.7	ひどい物忘れ	ある		ある	ある	ある
中間評価項目点数		88.2	84.1	82.4	80.3	85.2
廃用の程度に関する調査項目						
10-1	日中の生活	座っている	座っている	よく動いている	よく動いている	座っている
10-2	外出頻度	週1回以上	月1回未満	週1回以上	週1回以上	週1回以上
10-3	家族・居住環境・社会参加の変化	ない	ない	ない	ない	ない

要介護度別・中間評価項目群別の調査所見

中間評価項目		各群の一般的傾向	要介護状態区分						
			要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 群	麻痺・拘縮 に関連する項目 【麻痺・拘縮】	下肢の麻痺は比較的軽度の要介護度から該当するが、拘縮や上肢の麻痺は重度の要介護度で該当することが多い	なし又は少数の項目が該当	なし又は一部の項目が該当	なし又は一部の項目が該当	なし又は一部の項目が該当	やや多くの項目が該当 (問題行動がない場合)	多くの項目が該当 (問題行動がない場合)	多くの項目が該当
第 2 群	移動等 に関連する項目 【移動】	「歩行」など下肢の機能に関する項目は要介護状態で該当することが多い	少数の項目が該当 (「つかまれば可」「支えが必要」程度)	一部の項目が該当 (「つかまれば可」「支えが必要」程度)	一部の項目が該当 (「つかまれば可」「支えが必要」程度)	多くの項目が該当 (「つかまれば可」「支えが必要」程度)	多くの項目が該当 (一部の項目が「できない」「全介助」)	ほとんどの項目が該当 (一部の項目が「できない」「全介助」)	ほとんどの項目が該当 (一部の項目が「できない」「全介助」)
第 3 群	複雑な動作等 に関連する項目 【複雑動作】	「立ち上がり」、「片足での立位保持」は要支援状態から該当することが多く、「洗身」は要介護状態で該当することが多い	一部の項目が該当 (「支えが必要」程度)	ほとんどの項目が該当 (「一部介助」程度)	ほとんどの項目が該当 (「一部介助」程度)	ほとんどの項目が該当 (「一部介助」程度だが一部の項目は「できない」「全介助」)	ほとんどの項目が該当 (一部の項目が「できない」「全介助」)	ほとんどの項目が該当 (大部分の項目が「できない」「全介助」)	ほとんどの項目が該当 (大部分の項目が「できない」「全介助」)
第 4 群	特別な介護等 に関連する項目 【特別な介護】	要介護状態が重度になるにつれ、「排尿」から「排便」、「食事摂取」の項目の順に該当していくことが多い	ほとんど該当なし	ほとんど該当なし (一部の項目が「一部介助」程度)	ほとんど該当なし (一部の項目が「一部介助」程度)	少数の項目が該当 (一部の項目が「一部介助」程度)	少数の項目が該当 (一部の項目が「全介助」)	やや多くの項目が該当 (一部の項目が「全介助」)	多くの項目が該当 (やや多くの項目が「全介助」)
第 5 群	身の回りの世話等 に関連する項目 【身の回り】	他の群と比較して要支援状態でも該当することが多い	一部の項目が該当 (一部の項目が「見守り等」「一部介助」程度)	一部の項目が該当 (「見守り等」「一部介助」程度だが、一部の項目が「全介助」)	一部の項目が該当 (「見守り等」「一部介助」程度だが、一部の項目が「全介助」)	多くの項目が該当 (多くの項目が「見守り等」「一部介助」程度だが、一部の項目が「全介助」)	ほとんどの項目が該当 (やや多くの項目が「全介助」)	ほとんどの項目が該当 (ほとんどの項目が「全介助」)	ほとんどの項目が該当 (ほとんどの項目が「全介助」)
第 6 群	コミュニケーション等 に関連する項目 【意思疎通】	より重度の要介護度で該当することが多い	少数の項目が該当	少数の項目が該当	一部の項目が該当 (問題となる行動がある場合)	一部の項目が該当 (問題となる行動がある場合)	やや多くの項目が該当 (問題となる行動がある場合)	多くの項目が該当 (問題となる行動がある場合)	ほとんどの項目が該当 (問題となる行動がある場合)
第 7 群	問題行動 に関連する項目 【問題行動】	問題行動がある場合は、要介護度に応じ該当項目数が増加することが多い	少数の項目が該当	少数の項目が該当	一部の項目が該当	一部の項目が該当	一部の項目が該当	一部の項目が該当	やや多くの項目が該当

これまでの要介護認定や平成17年度要介護認定モデル事業の結果から、以下のような傾向等が得られています。

1. 状態像の考え方

要支援状態又は要介護状態については、おおむね次のような状態像が考えられます。

自立 (非該当)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態
要介護1相当以上	日常生活上の基本動作についても、自分で行うことが困難であり、何らかの介護を必要とする状態

さらに、要介護1相当以上の状態については、おおむね次のような状態像が考えられます。

要介護1相当		要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、何らかの支援又は部分的な介護が必要となる状態
	要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態
	要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護2		要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3		要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4		要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5		要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態

2. 要介護度ごとの調査項目の傾向

各調査項目について、要介護度ごとに平成15年度以降の要介護認定の結果をもとに各選択肢を集計すると次項の表に示すような傾向が見られます。(参考として、平成17年度要介護認定モデル事業の結果をもとに試算した「要支援2」及び「要介護1」に係る表をその右側に掲載しています。)

この表では、要介護度の重度化に伴い「自立」、「できる」等の選択肢が減少する項目のうち、50%以上の項目が「自立」、「できる」以外の項目となった場合に青色を付した上で、各群ごとにより軽度の要介護度で50%以上となった調査項目順に並べています。

第7群においては、「ない」以外が該当することが最も多い要介護度に、また、「特別な医療」においては、当該医療を受けていることが最も多い要介護度にオレンジ色を付しています。

さらに、日常生活自立度、理解及び記憶（主治医意見書）のレベルにおいては、各要介護度で最も選択された項目又は該当するスコアにオレンジ色を付しています。

以上の項目を分析すると、要支援1では

「起き上がり」	「立ち上がり」	「片足での立位」
---------	---------	----------

が特徴的と考えられました。

また、要支援1と要介護1相当以上を区分するのに特徴的な項目としては、「歩行」や「洗身」が考えられます。

さらに、要介護1相当以上の各区分においては、以下の項目が特徴的と考えられます。

要介護1相当	「歩行」、「洗身」、「つめ切り」、「金銭の管理」
要介護2	「移動」、「排尿」、「排便」、「衣服の着脱（ア. 上衣の着脱、イ. ズボン、パンツ等の着脱）」
要介護3	「移乗」、「清潔 ア. 口腔清潔、イ. 洗顔、ウ. 整髪」
要介護4	「食事摂取」、「意思の伝達」
要介護5	「えん下」、「介護者への指示の反応」、「記憶・理解 イ. 生年月日をいう、エ. 自分の名前をいう、カ. 場所の理解」

※ 各特徴的な項目の抽出条件（以下のうち、少なくとも一つを満たすもの）

- 1) 要介護状態区分の上昇に伴い「自立」又は「できる」等である割合が初めて30%以上低下する項目
- 2) 上記の低下割合が当該要介護状態区分において上位5位以内の項目
- 3) 要介護状態区分の上昇に伴い「自立」又は「できる」等である割合が50%未満になる項目

なお、「要介護1相当」を「要支援2」と「要介護1」に区分するのに特徴的な項目としては、以下の項目が考えられます。

「薬の内服」、「金銭管理」、「電話の利用」、「日常の意思決定」

※ 「自立」又は「できる」等である割合の差が30%を超える項目

設 問	選 択 肢	要 介 護 度							参 考		
		自 立	要支援1	要介護1相当	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援2	要介護1	
第1群	麻痺（左下肢）	ない	97%	57%	24%	22%	18%	8%	4%	22%	27%
		ある	3%	43%	76%	78%	82%	92%	96%	78%	73%
	麻痺（右下肢）	ない	98%	57%	24%	22%	19%	9%	4%	22%	28%
		ある	2%	43%	76%	78%	81%	91%	96%	78%	72%
	麻痺（左上肢）	ない	99%	96%	90%	85%	82%	70%	36%	90%	92%
		ある	1%	4%	10%	15%	18%	30%	64%	10%	8%
	麻痺（右上肢）	ない	99%	95%	89%	85%	82%	72%	36%	90%	92%
		ある	1%	5%	11%	15%	18%	28%	64%	10%	8%
	拘縮（肩関節）	ない	99%	90%	79%	76%	76%	66%	45%	79%	83%
		ある	1%	10%	21%	24%	24%	34%	55%	21%	17%
	拘縮（膝関節）	ない	85%	72%	55%	64%	67%	54%	37%	51%	64%
		ある	15%	28%	45%	36%	33%	46%	63%	49%	36%
	麻痺（その他）	ない	92%	86%	83%	83%	85%	84%	80%	81%	84%
		ある	8%	14%	17%	17%	15%	16%	20%	19%	16%
拘縮（肘関節）	ない	100%	98%	94%	90%	90%	80%	56%	95%	96%	
	ある	0%	2%	6%	10%	10%	20%	44%	5%	4%	
拘縮（股関節）	ない	100%	95%	89%	89%	88%	76%	52%	89%	92%	
	ある	0%	5%	11%	11%	12%	24%	48%	11%	8%	
拘縮（足関節）	ない	100%	99%	92%	88%	89%	80%	61%	91%	94%	
	ある	0%	1%	8%	12%	11%	20%	39%	9%	6%	
拘縮（その他）	ない	96%	91%	86%	84%	86%	81%	73%	88%	91%	
	ある	4%	9%	14%	16%	14%	19%	27%	12%	9%	
第2群	起き上がり	できる	66%	30%	18%	14%	11%	3%	0%	15%	20%
		つかまれば可	34%	70%	81%	83%	74%	40%	6%	85%	79%
		できない	0%	0%	1%	3%	15%	57%	93%	0%	1%
	歩行	できる	95%	54%	26%	18%	14%	4%	1%	27%	33%
		つかまれば可	5%	46%	72%	71%	50%	22%	4%	73%	63%
		できない	0%	0%	2%	12%	36%	74%	95%	0%	3%
	寝返り	できる	96%	76%	56%	41%	30%	12%	3%	52%	60%
		つかまれば可	4%	24%	43%	57%	65%	61%	18%	47%	40%
		できない	0%	0%	1%	2%	5%	28%	79%	0%	1%
	座位保持	できる	93%	74%	60%	48%	35%	12%	2%	60%	59%
		自分で支えれば可	6%	21%	30%	36%	37%	22%	4%	30%	31%
		支えが必要	1%	5%	10%	16%	27%	63%	67%	9%	10%
		できない	0%	0%	0%	0%	1%	3%	27%	0%	0%
	両足での立位	できる	100%	85%	61%	39%	25%	6%	1%	65%	65%
支えが必要		0%	15%	38%	58%	61%	39%	7%	35%	34%	
できない		0%	0%	0%	2%	15%	54%	92%	0%	1%	
移動	自立	99%	95%	75%	39%	19%	4%	0%	86%	80%	
	見守り等	1%	5%	21%	43%	33%	8%	1%	13%	17%	
	一部介助	0%	1%	4%	15%	30%	29%	5%	2%	3%	
	全介助	0%	0%	0%	3%	18%	59%	94%	0%	0%	
移乗	自立	100%	100%	88%	53%	20%	3%	0%	93%	92%	
	見守り等	0%	0%	12%	41%	39%	8%	1%	6%	7%	
	一部介助	0%	0%	1%	6%	32%	44%	9%	0%	0%	
	全介助	0%	0%	0%	0%	8%	46%	90%	0%	0%	
第3群	立ち上がり	できる	57%	8%	5%	5%	4%	1%	0%	4%	7%
		つかまれば可	43%	92%	94%	93%	76%	34%	5%	96%	92%
		できない	0%	0%	0%	2%	20%	65%	95%	0%	0%
	片足での立位	できる	87%	16%	8%	5%	4%	1%	0%	9%	14%
		支えが必要	13%	81%	80%	66%	45%	15%	2%	85%	77%
		できない	0%	2%	12%	29%	51%	84%	98%	6%	9%
洗身	自立	96%	80%	45%	9%	1%	0%	0%	55%	39%	
	一部介助	4%	19%	50%	67%	44%	14%	1%	42%	56%	
	全介助	0%	0%	4%	20%	48%	77%	82%	2%	4%	
	行っていない	0%	1%	2%	4%	7%	9%	17%	0%	1%	

<資料 6 >

設 問	選 択 肢	要 介 護 度							参 考		
		自 立	要支援 1	要介護 1 相当	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要支援 2	要介護 1	
第 4 群	排尿	自立	100%	98%	82%	31%	6%	1%	0%	91%	78%
		見守り等	0%	1%	6%	17%	7%	1%	0%	3%	7%
		一部介助	0%	1%	12%	46%	39%	11%	1%	6%	14%
		全介助	0%	0%	0%	6%	48%	88%	99%	0%	1%
	排便	自立	100%	99%	87%	35%	7%	0%	0%	94%	85%
		見守り等	0%	1%	5%	17%	7%	1%	0%	2%	5%
		一部介助	0%	0%	7%	41%	37%	10%	1%	4%	9%
		全介助	0%	0%	0%	7%	50%	89%	99%	0%	1%
	飲水	自立	100%	98%	88%	59%	36%	14%	1%	94%	87%
		見守り等	0%	2%	11%	35%	51%	51%	6%	5%	12%
		一部介助	0%	0%	1%	5%	12%	32%	20%	1%	1%
		全介助	0%	0%	0%	0%	0%	3%	73%	0%	0%
	食事摂取	自立	100%	99%	94%	77%	63%	32%	2%	97%	94%
		見守り等	0%	1%	5%	16%	26%	29%	2%	2%	5%
		一部介助	0%	0%	1%	7%	11%	37%	16%	1%	1%
		全介助	0%	0%	0%	0%	0%	2%	80%	0%	0%
	えん下	できる	98%	96%	88%	80%	78%	60%	20%	90%	90%
		見守り等	2%	4%	12%	20%	22%	39%	52%	10%	10%
		できない	0%	0%	0%	0%	0%	1%	28%	0%	0%
	じょくそう	ない	100%	100%	99%	97%	97%	90%	75%	99%	99%
ある		0%	0%	1%	3%	3%	10%	25%	1%	1%	
皮膚疾患	ない	82%	78%	74%	72%	74%	68%	68%	73%	76%	
	ある	18%	22%	26%	28%	26%	32%	32%	27%	24%	
第 5 群	つめ切り	自立	94%	74%	43%	11%	3%	0%	0%	48%	40%
		一部介助	6%	20%	31%	22%	11%	3%	0%	32%	28%
		全介助	1%	6%	26%	67%	85%	96%	100%	20%	32%
	上衣の着脱	自立	100%	97%	81%	31%	8%	1%	0%	89%	77%
		見守り等	0%	1%	8%	23%	14%	2%	0%	4%	13%
		一部介助	0%	1%	11%	44%	65%	45%	8%	7%	10%
		全介助	0%	0%	0%	2%	13%	53%	92%	0%	0%
	ズボン等の着脱	自立	100%	98%	80%	24%	4%	0%	0%	90%	77%
		見守り等	0%	2%	9%	22%	10%	1%	0%	4%	13%
		一部介助	0%	0%	11%	51%	61%	25%	3%	6%	10%
		全介助	0%	0%	0%	3%	24%	74%	97%	0%	0%
	薬の内服	自立	94%	83%	58%	21%	7%	1%	0%	78%	40%
		一部介助	6%	16%	41%	74%	76%	54%	8%	22%	58%
		全介助	0%	0%	1%	5%	17%	44%	92%	0%	1%
	金銭の管理	自立	96%	84%	54%	23%	12%	5%	1%	74%	38%
		一部介助	4%	14%	35%	36%	25%	15%	4%	23%	44%
		全介助	0%	2%	12%	41%	63%	80%	94%	3%	18%
	電話の利用	自立	93%	82%	58%	28%	15%	5%	1%	74%	38%
		一部介助	6%	15%	31%	39%	32%	24%	6%	22%	46%
		全介助	1%	3%	11%	32%	53%	70%	93%	5%	15%
日常の意思決定	できる	96%	85%	64%	41%	27%	16%	6%	80%	44%	
	特別な場合	4%	14%	31%	37%	33%	29%	12%	20%	44%	
	日常的に困難	0%	1%	5%	21%	36%	42%	29%	0%	12%	
	できない	0%	0%	0%	1%	4%	12%	52%	0%	0%	
口腔清潔	自立	100%	99%	94%	61%	21%	3%	0%	99%	91%	
	一部介助	0%	1%	6%	37%	69%	58%	10%	1%	9%	
	全介助	0%	0%	0%	2%	10%	39%	89%	0%	0%	
洗顔	自立	100%	99%	95%	64%	22%	3%	0%	98%	94%	
	一部介助	0%	1%	5%	35%	70%	58%	10%	2%	6%	
	全介助	0%	0%	0%	1%	8%	38%	90%	0%	0%	
整髪	自立	100%	100%	96%	73%	36%	9%	1%	99%	94%	
	一部介助	0%	0%	3%	23%	49%	39%	6%	1%	5%	
	全介助	0%	0%	1%	4%	15%	52%	93%	0%	1%	

設 問	選 択 肢	要 介 護 度							参 考		
		自 立	要支援 1	要介護 1相当	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要支援 2	要介護 1	
第 6 群	毎日の日課を理解	できる	99%	97%	90%	69%	49%	37%	16%	99%	76%
		できない	1%	3%	10%	31%	51%	63%	84%	1%	24%
	意思の伝達	できる	99%	98%	93%	79%	63%	47%	18%	98%	88%
		ときどきできる	1%	2%	7%	19%	30%	36%	25%	2%	11%
		ほとんど不可	0%	0%	0%	2%	6%	13%	25%	0%	0%
		できない	0%	0%	0%	0%	1%	3%	32%	0%	0%
	短期記憶	できる	99%	96%	88%	71%	53%	42%	19%	98%	75%
		できない	1%	4%	12%	29%	47%	58%	81%	2%	25%
	視力	普通	90%	81%	74%	70%	68%	61%	40%	79%	75%
		1m先が見える	8%	16%	21%	23%	24%	26%	20%	17%	21%
		目の前が見える	2%	2%	4%	5%	6%	8%	12%	3%	3%
		ほとんど見えず	1%	1%	1%	2%	2%	3%	4%	1%	1%
		判断不能	0%	0%	0%	0%	0%	1%	23%	0%	0%
	聴力	普通	75%	62%	55%	54%	55%	53%	41%	58%	51%
		やっと聞える	20%	27%	29%	27%	25%	25%	21%	30%	30%
		大声が聞える	5%	10%	15%	18%	18%	20%	20%	11%	18%
		ほとんど聞えず	0%	0%	1%	1%	1%	2%	2%	0%	1%
		判断不能	0%	0%	0%	0%	0%	0%	16%	0%	0%
	指示への反応	通じる	99%	97%	91%	77%	62%	50%	23%	97%	82%
		ときどき通じる	1%	3%	9%	23%	37%	45%	39%	3%	18%
通じない		0%	0%	0%	0%	1%	5%	37%	0%	0%	
生年月日をいう	できる	100%	99%	98%	91%	78%	68%	34%	100%	96%	
	できない	0%	1%	2%	9%	22%	32%	66%	0%	4%	
今の季節を理解	できる	100%	98%	95%	81%	63%	51%	23%	99%	86%	
	できない	0%	2%	5%	19%	37%	49%	77%	1%	14%	
場所の理解	できる	100%	100%	98%	90%	75%	63%	30%	100%	97%	
	できない	0%	0%	2%	10%	25%	37%	70%	0%	3%	
自分の名前をいう	できる	100%	100%	100%	99%	97%	92%	55%	100%	100%	
	できない	0%	0%	0%	1%	3%	8%	45%	0%	0%	
理解及び記憶 (主治医意見書)	(主) 短期記憶	問題なし	84%	75%	64%	47%	34%	25%	12%	73%	44%
		問題あり	16%	25%	36%	53%	66%	75%	88%	27%	56%
	(主) 日常の意思決定を行うための認知能力	自立	88%	79%	65%	44%	29%	20%	8%	76%	46%
		いくらか困難	10%	17%	26%	31%	30%	26%	12%	22%	36%
		見守りが必要	1%	3%	8%	20%	28%	31%	20%	2%	16%
		判断できない	0%	0%	1%	5%	12%	23%	60%	0%	2%
	(主) 自分の意思の伝達能力	伝えられる	92%	86%	74%	54%	38%	26%	10%	84%	60%
		いくらか困難	7%	12%	21%	29%	29%	27%	12%	15%	30%
		具体的要求に限られる	1%	2%	5%	15%	26%	34%	28%	1%	9%
		伝えられない	0%	0%	0%	2%	6%	13%	50%	0%	1%
	(主) 食事	自立ないし何とか自分で食べられる	100%	100%	100%	99%	97%	89%	31%	100%	100%
		全面介助	0%	0%	0%	1%	3%	11%	69%	0%	0%

<資料 6 >

設 問	選 択 肢	要 介 護 度							参 考	
		自 立	要支援 1	要介護 1相当	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要支援 2	要介護 1
火の不始末	ない	95%	90%	91%	93%	94%	98%	100%	92%	90%
	ときどきある	5%	8%	6%	4%	2%	1%	0%	6%	6%
	ある	1%	2%	3%	3%	3%	1%	0%	1%	3%
被害的	ない	99%	98%	94%	88%	85%	90%	96%	99%	90%
	ときどきある	0%	1%	3%	5%	5%	4%	1%	1%	4%
	ある	0%	1%	3%	7%	10%	7%	2%	0%	6%
作話	ない	100%	99%	97%	93%	90%	92%	97%	99%	95%
	ときどきある	0%	1%	1%	3%	3%	3%	1%	0%	2%
	ある	0%	0%	2%	4%	7%	5%	2%	0%	4%
同じ話をする	ない	98%	92%	85%	76%	73%	76%	87%	94%	77%
	ときどきある	1%	3%	5%	6%	5%	5%	2%	3%	5%
	ある	2%	5%	11%	19%	22%	19%	10%	4%	18%
常時の徘徊	ない	100%	100%	98%	94%	84%	88%	96%	100%	98%
	ときどきある	0%	0%	1%	2%	4%	3%	1%	0%	1%
	ある	0%	0%	1%	4%	13%	9%	3%	0%	2%
落ち着きなし	ない	100%	100%	98%	93%	87%	88%	95%	100%	98%
	ときどきある	0%	0%	1%	3%	4%	4%	2%	0%	1%
	ある	0%	0%	1%	4%	9%	8%	3%	0%	1%
外出して戻れない	ない	100%	100%	98%	95%	90%	94%	99%	100%	98%
	ときどきある	0%	0%	1%	2%	3%	1%	0%	0%	1%
	ある	0%	0%	1%	3%	7%	5%	1%	0%	1%
一人で出たがる	ない	100%	100%	99%	94%	88%	93%	98%	100%	98%
	ときどきある	0%	0%	1%	2%	4%	2%	0%	0%	1%
	ある	0%	0%	1%	3%	8%	5%	1%	0%	1%
収集癖	ない	100%	100%	99%	96%	92%	96%	99%	100%	98%
	ときどきある	0%	0%	0%	1%	2%	1%	0%	0%	1%
	ある	0%	0%	1%	3%	6%	3%	1%	0%	2%
ひどい物忘れ	ない	89%	76%	64%	51%	50%	58%	79%	79%	50%
	ときどきある	7%	14%	16%	15%	10%	9%	4%	13%	14%
	ある	4%	11%	20%	34%	40%	33%	17%	8%	36%
幻視幻聴	ない	100%	99%	96%	90%	84%	83%	89%	99%	95%
	ときどきある	0%	1%	2%	5%	6%	7%	4%	1%	3%
	ある	0%	1%	2%	5%	9%	11%	7%	0%	3%
感情が不安定	ない	100%	97%	84%	80%	75%	74%	85%	92%	84%
	ときどきある	0%	1%	8%	8%	9%	8%	5%	4%	8%
	ある	0%	1%	8%	11%	16%	18%	10%	4%	8%
昼夜逆転	ない	100%	95%	87%	78%	72%	70%	78%	92%	87%
	ときどきある	0%	3%	6%	9%	10%	9%	6%	4%	5%
	ある	0%	2%	7%	13%	18%	21%	16%	4%	7%
暴言暴行	ない	100%	99%	95%	90%	83%	82%	90%	98%	92%
	ときどきある	0%	1%	2%	4%	6%	5%	3%	1%	4%
	ある	0%	1%	2%	5%	11%	12%	7%	1%	3%
大声をだす	ない	100%	99%	96%	91%	84%	80%	85%	98%	93%
	ときどきある	0%	1%	2%	4%	6%	6%	4%	1%	3%
	ある	0%	0%	2%	5%	10%	14%	11%	1%	4%
介護に抵抗	ない	99%	98%	92%	83%	74%	73%	80%	97%	87%
	ときどきある	0%	1%	4%	7%	9%	8%	5%	2%	6%
	ある	0%	1%	4%	10%	18%	18%	14%	1%	7%
物や衣類を壊す	ない	100%	100%	100%	99%	97%	97%	98%	100%	100%
	ときどきある	0%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	0%
	ある	0%	0%	0%	0%	2%	2%	1%	0%	0%
不潔行為	ない	100%	100%	100%	99%	96%	93%	96%	100%	100%
	ときどきある	0%	0%	0%	1%	2%	3%	2%	0%	0%
	ある	0%	0%	0%	0%	2%	4%	2%	0%	0%
異食行動	ない	100%	100%	100%	99%	97%	96%	97%	100%	100%
	ときどきある	0%	0%	0%	1%	2%	2%	1%	0%	0%
	ある	0%	0%	0%	0%	1%	2%	2%	0%	0%

設 問	選 択 肢	要 介 護 度							参 考		
		自 立	要支援1	要介護1相当	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援2	要介護1	
特別な医療	疼痛の看護	ない	100%	97%	94%	94%	95%	95%	97%	97%	98%
		ある	0%	3%	6%	6%	5%	5%	3%	3%	2%
	透析	ない	100%	100%	98%	98%	99%	98%	99%	99%	98%
		ある	0%	0%	2%	2%	1%	2%	1%	1%	2%
	点滴の管理	ない	100%	100%	96%	95%	97%	95%	87%	97%	98%
		ある	0%	0%	4%	5%	3%	5%	13%	3%	2%
	中心静脈栄養	ない	100%	100%	100%	100%	100%	100%	96%	100%	100%
		ある	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%	0%	0%
	ストーマの処置	ない	100%	100%	100%	99%	99%	99%	99%	100%	100%
		ある	0%	0%	0%	1%	1%	1%	1%	0%	0%
	酸素療法	ない	99%	99%	98%	98%	98%	98%	94%	99%	98%
		ある	1%	1%	2%	2%	2%	2%	6%	1%	2%
	レスピレータの処置	ない	100%	100%	100%	100%	100%	100%	99%	100%	100%
		ある	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%
気管切開	ない	100%	100%	100%	100%	100%	100%	96%	100%	100%	
	ある	0%	0%	0%	0%	0%	0%	4%	0%	0%	
経管栄養	ない	100%	100%	100%	100%	100%	99%	72%	100%	100%	
	ある	0%	0%	0%	0%	0%	1%	28%	0%	0%	
モニター測定	ない	100%	100%	100%	100%	100%	99%	97%	100%	100%	
	ある	0%	0%	0%	0%	0%	1%	3%	0%	0%	
じょくそうの処置	ない	100%	100%	100%	99%	99%	95%	82%	100%	100%	
	ある	0%	0%	0%	1%	1%	5%	18%	0%	0%	
カテーテル	ない	100%	100%	100%	99%	98%	94%	80%	100%	100%	
	ある	0%	0%	0%	1%	2%	6%	20%	0%	0%	
自立度（主治医意見書）	障害高齢者自立度	自立	17%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%
		J 1	40%	17%	5%	1%	0%	0%	0%	8%	4%
		J 2	38%	56%	32%	9%	4%	1%	0%	45%	31%
		A 1	4%	18%	35%	28%	15%	4%	0%	31%	36%
		A 2	1%	7%	25%	40%	27%	8%	1%	15%	27%
		B 1	0%	0%	3%	18%	24%	12%	1%	0%	3%
		B 2	0%	0%	0%	3%	25%	51%	17%	0%	0%
		C 1	0%	0%	0%	0%	3%	15%	14%	0%	0%
	C 2	0%	0%	0%	0%	1%	10%	66%	0%	0%	
	認知症高齢者自立度	自立	84%	66%	45%	26%	17%	11%	6%	60%	30%
		I	15%	27%	32%	24%	17%	14%	7%	35%	23%
		II a	1%	4%	9%	11%	8%	7%	4%	3%	15%
		II b	1%	4%	13%	20%	18%	18%	9%	1%	27%
		III a	0%	0%	2%	16%	27%	29%	22%	0%	4%
III b		0%	0%	0%	3%	8%	11%	8%	0%	0%	
IV	0%	0%	0%	1%	4%	10%	32%	0%	0%		
M	0%	0%	0%	0%	0%	1%	14%	0%	0%		
理解及び記憶（主治医意見書）	レベル	0レベル （障害なし）	79%	68%	55%	36%	23%	16%	6%	64%	35%
		1レベル （境界的である）	11%	14%	14%	11%	9%	6%	3%	15%	15%
		2レベル （軽度の障害がある）	8%	15%	22%	27%	26%	22%	10%	19%	31%
		3レベル （中等度の障害がある）	1%	2%	5%	9%	11%	10%	5%	1%	9%
		4レベル （やや重度の障害がある）	1%	1%	4%	12%	19%	23%	17%	1%	7%
		5レベル （重度の障害がある）	0%	0%	1%	5%	11%	17%	8%	0%	2%
		6レベル （最重度の障害がある）	0%	0%	0%	0%	1%	6%	51%	0%	0%

<資料 6 >

要介護度別にみた中間評価項目の平均得点

- 本表は、第1群～第7群までの中間評価項目の平均得点を要介護度別に表したもので、平成15年度以降の要介護認定の結果をもとに試算したものです。(参考として、平成17年度要介護認定モデル事業の結果をもとに試算した「要支援2」及び「要介護1」に係る平均得点を右欄に掲載しています。)
- また、集団としての一般的な傾向を統計量として示したものであり、特定の個人について平均得点と大きくかけ離れた得点をとることもあり得ます。

(参考)

	自 立	要支援1	要介護1相当	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援2	要介護1
第1群 麻痺・拘縮に関連する項目	98.1	88.3	76.5	74.5	74.4	64.1	44.6	75.7	80.0
第2群 移動等に関連する項目	94.4	80.0	66.6	52.8	38.8	17.1	4.6	68.0	69.2
第3群 複雑な動作等に関連する項目	83.4	50.2	45.7	39.2	28.5	13.2	5.7	46.4	48.1
第4群 特別な介護に関連する項目	99.3	98.3	92.6	75.2	62.5	48.1	21.6	95.4	92.2
第5群 身の回りの世話等に関連する項目	98.3	94.2	83.0	60.6	43.1	24.4	5.4	89.7	77.6
第6群 コミュニケーション等に関連する項目	95.5	92.1	88.2	81.0	72.7	64.6	38.0	91.7	84.4
第7群 行動に関連する項目	99.4	98.2	96.0	92.6	88.3	89.3	94.1	98.2	94.4



「認知機能・廃用の程度の評価結果」におけるコンピュータにより推定される給付区分について

- コンピュータによる認知症高齢者の日常生活自立度等を用いた給付区分の推定結果の具体的な表示方法は以下のとおりです。
 - ① 「認知症高齢者の日常生活自立度」において、認定調査結果と主治医意見書の結果がともに「Ⅱ以上Mまで」の場合には「介護給付相当」と提示し、介護認定審査会資料に表示します。
 - ② 「認知症高齢者の日常生活自立度」において、認定調査結果と主治医意見書の結果が一致しない場合、「認知症自立度評価ロジック」における「自立又はⅠ」の蓋然性がD「25%未満」又はC「25%以上50%未満」の場合には「Ⅱ以上Mまで」の蓋然性が高いとして「介護給付相当」と提示し、介護認定審査会資料に表示します。(参考1)
 - ③ 「認知症高齢者の日常生活自立度」において、認定調査結果と主治医意見書の結果がともに「自立又はⅠ」の場合、又はその結果が一致しない場合で「認知症自立度評価ロジック」における「自立又はⅠ」の蓋然性がA「75%以上」又はB「50%以上75%未満」の場合には、認定調査のうち廃用の程度に関する項目の結果の組み合わせから、廃用の程度の提示をコンピュータにより行い、その結果をもとに給付区分を提示し、介護認定審査会資料に表示します。(参考2)

<参考 1 >

「認知症自立度評価ロジック」の仕組みについて

○ 「認知症自立度評価ロジック」は、現行の一次判定ロジックと同様に、樹形モデルを使用して作成されています。分岐の条件は、一次判定に使用しているものと同じく心身の状態に関する調査項目ですが、グループを分割する数値にはタイムスタディで得られたケア時間ではなく、「認知症高齢者の日常生活自立度」を使用しています。

○ 樹形作成手順は以下のとおりです。

① 原樹形の作成

- ・対象データは、平成16年3月に認定申請のあった事例のうち、認定支援センターに報告があったもの、447,659件。
- ・目的変数に「認知症高齢者の日常生活自立度」、説明変数に心身の状態に関する認定調査項目（67項目）を設定し、CHAID（ χ^2 二乗値を指標とした樹形分析）を施行。その際、「認知症高齢者の日常生活自立度」については、＜自立又はⅠの群＞と＜Ⅱa以上Mまでの群＞の2群にあらかじめ分類しました。また、分岐条件として、「分岐先の該当人数が442（総数の0.1%）名以上であること」を設定しました。

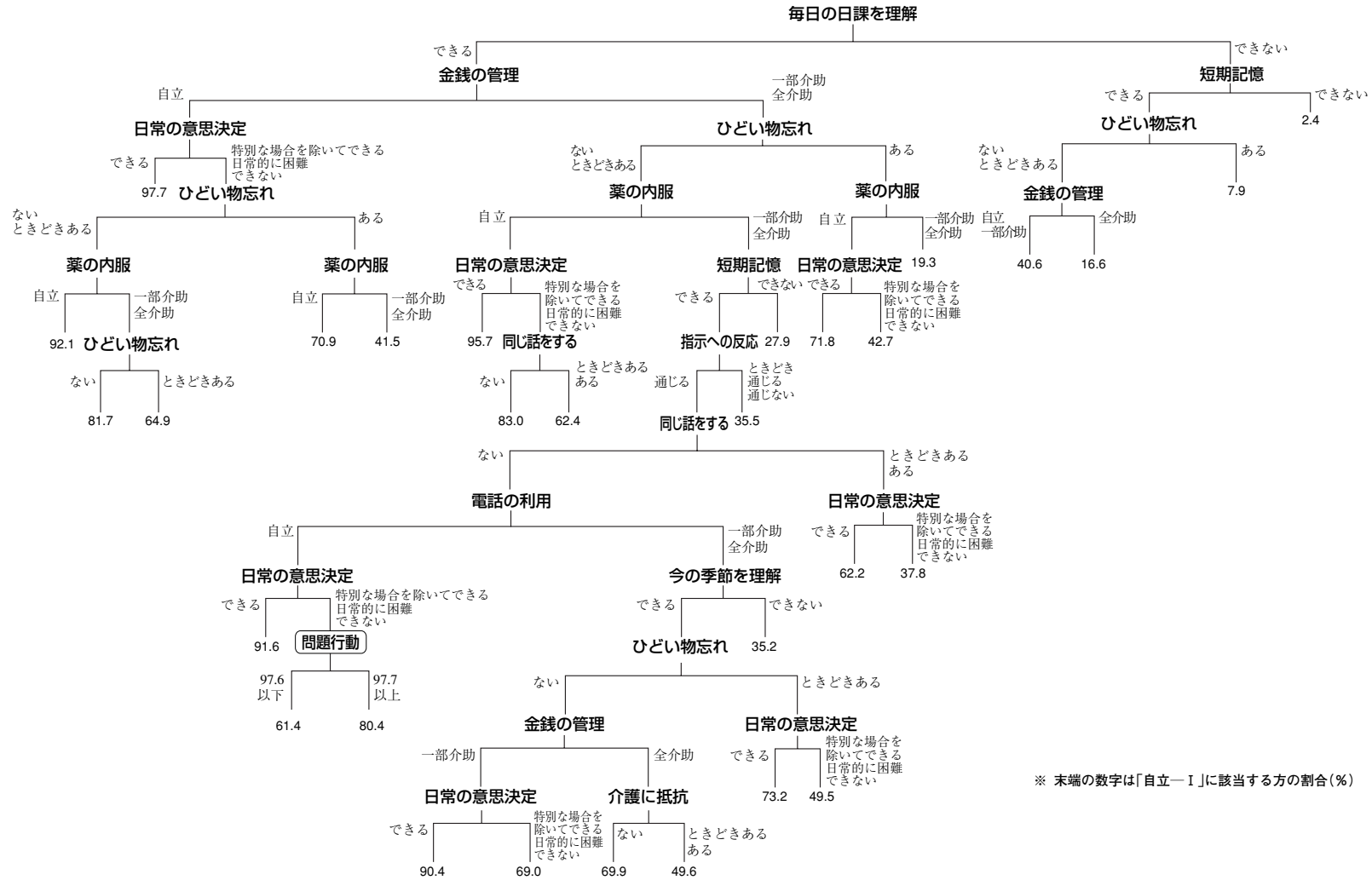
② 交差検証

- ・原樹形作成後に交差検証を行ったところ、標準推定誤差は0.0004であり、安定性が認められました。
- ・交差検証とは、対象データを任意のn群に分割（今回はn=10とした）し、まず1番目の群を対象から外して樹形分析を実施、次に2番目を外して実施・・・をn番目まで繰り返し、それぞれにできあがった樹形モデルの一致度をみることにより、樹形の安定性を検証することです。
- ・標準推定誤差は、n個の樹形におけるそれぞれの分岐のばらつきを平均値で示したものです。数値が小さいほど、ばらつきは少ないと判断されますが、今回の数値は1/1,000以下であることから、十分安定したものと判断しました。

③ 樹形図の最終決定

- ・＜自立又はⅠの群＞の割合がそれぞれ A「75%以上」、B「50%以上75%未満」、C「25%以上50%未満」、D「25%未満」であって、それより下位のどの枝においても、割合の群が変わらない場合は、それより下位の枝を削除しました。

(図) 認知症自立度評価ロジック



<参考 2 >

コンピュータによる認定調査結果に基づく廃用の程度の提示等について

○ 介護認定審査会資料に認知機能・廃用の程度から推定される給付区分が表示されますが、「認知症高齢者の日常生活自立度」の評価において、推計結果に基づき「自立又はⅠ」とされた場合は、認定調査項目のうち廃用の程度に関する認定調査結果を用いて、認知機能・状態の不安定さの蓋然性をふまえた給付区分の提示を行います。具体的な考え方は以下のとおりです。

◎ 「認知機能・廃用の程度から推定される給付区分」の考え方

- ① 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上であれば「介護給付」と表示
- ② 認知症高齢者の日常生活自立度が自立又はⅠの場合、「認定調査結果に基づく廃用の程度（状態の不安定さの蓋然性）の提示」として、以下の状態像（状態の不安定さの蓋然性が高く、急激な要介護度の悪化が見込まれる者）に該当するのであれば、「介護給付」と表示。

<「介護給付」と表示される状態像の基本原則（判断基準）>

- 1) 身体機能が著しく低下している場合
- 2) 活動性は保たれているが、身体機能が相当低下している場合
- 3) 環境・参加などの変化はないが、身体機能が相当低下しており、活動性もやや低下している場合

歩行	移動	日中の生活	外出頻度	環境等の変化	給付種類	適用原則
できない	※	※	※	※	介護給付	上記1)
つかまれば可	全介助	横に	週1回以上	※	介護給付	上記2)
		座って	週1回以上	※	介護給付	上記2)
	一部介助	横に	週1回以上	なし	介護給付	上記3)

（「※」は上段の調査項目の調査結果の全ての場合が該当することを示す）

- ③ 認知症高齢者の日常生活自立度が自立又はⅠであって、上記の表以外の認定調査結果の場合には「予防給付」と表示

